

ISBN978-4-88788-045-0

IGES

2007年アジアの環境重大ニュース



2007 アジアの 環境重大ニュース

Top News on the Environment in Asia



財団法人 地球環境戦略研究機関



Printed on 70% recycled paper and 30% eco-pulp

財団法人 地球環境戦略研究機関



財団法人 地球環境戦略研究機関

2007
アジアの
環境重大ニュース

Top News on the Environment in Asia

目 次

2007年アジアの環境重大ニュース—概要	1
■ アジア太平洋地域 ■	5
財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)	
1. アジアで関心の高まる気候政策の開発便益	
2. 持続可能なバイオ燃料に関するラウンドテーブル：ステークホルダー・アウトリーチ会議がアジアで開催	
3. 森林破壊の防止による温室効果ガス排出削減：国際イニシアチブ	
4. 第1回アジア・太平洋水サミットが大分県別府市で開催	
5. SAICM アジア太平洋地域会合について	
6. 物質フローに関するOECD会議が日本で開催	
7. 民間企業のイニシアチブにより排出権取引に関する環境整備が加速	
8. 10年に1度の第4回国際環境教育会議がインド・アメダバードで開催	
9. 日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) が開催	
■ アジア太平洋地域 ■	10
サトワント・カウル—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)	
1. 温室効果ガスを削減しなければアジアが飢餓と水不足の危機に	
2. 画期的な報告書が貧困削減における生態系と天然資源の重要な役割を強調	
3. アジア太平洋地域の閣僚が環境・保健対策の決意を表明	
4. 急速な氷河の融解で洪水と水不足の恐れ	
5. 中国がオゾン層破壊物質の生産工場を閉鎖	
■ 中央アジア地域 ■	13
マケエフ・ターライバク—中央アジア地域環境センター (CAREC)	
1. 国連閣僚会議 (ベオグラード) の開催	
2. GTZ主催の砂漠化防止ワークショップが中央アジアで開催	
3. 情報通信技術を活用したオース条約の実現	
4. イリ川・バルハシ湖流域住民のための安全な飲料水確保	
■ オーストラリア ■	15
ピーター・ウッズ—オーストラリア政府環境・自然文化遺産省	
1. オーストラリア政府が京都議定書を批准	
2. アジア太平洋地域における気候変動への取り組み	
3. 水の安全保障に関する国家計画	
4. クジラの保護を目的とした地震探査活動の指針が改定	
5. 天然資源管理に関するウェブサイトの新設	
■ バングラデシュ ■	17
カンダカ・メヌディン／ゴーラム・ラバニー—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)	
1. コミュニティベースの気候変動への適応に関する第2回国際ワークショップがダッカで開催	
2. ダッカ市にバングラデシュ初の衛生埋立処分場が建設	
3. 沿岸地域にサイクロンが直撃	
4. チッタゴンで雨による地滑りが発生し、80人が死亡	
■ ブータン ■	20
ドルジ・ペンジョール—国立ブータン研究所	
1. 希少種・絶滅危惧種の鳥をめぐる論争	
2. 木の代わりに竹の使用を奨励	
3. 国会が環境団体に権限を付与	
4. トラにとって「好ましいが最適ではない」環境	
5. ブータンがモントリオール議定書に関する賞を受賞	

<p>■ カンボジア ■ 23</p> <p>キュー・ムットーカンボジア王国政府環境省</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カンボジアの環境政策 2. 気候変動に関する高官協議「適応の課題：脆弱性から回復力へ」の開催 3. ISO 14001セミナー 	23
<p>■ 中国 ■ 25</p> <p>常 杪—清華大学環境学部環境管理と政策研究所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家環境保護総局が「区域限定批准」により汚染排出を管理 2. 国家標準委員会と衛生部による「生活飲用水衛生標準」(GB5749-2006)を7月1日から正式実施 3. 省エネルギー法(改正)の公布 4. 第一回全国汚染源調査事業の開始 	25
<p>■ インド ■ 28</p> <p>カリパダ・チャテジー—ウィンロック・インターナショナル・インド</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気候変動に関する首相諮問委員会が発足 2. インドのCDMと持続可能な開発 3. 国家生物多様性行動計画(草案)—環境森林省(2007年8月) 4. クリーンエネルギーへのアクセス向上 5. エネルギー効率・再生可能エネルギーに関する政策事例 6. 気候変動の影響への適応 7. 「気候変動」と「持続可能な開発」の統合 	28
<p>■ インドネシア ■ 33</p> <p>アニ・マルディアストゥティーボゴール農科大学森林学部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インドネシアがREDDへの参加意欲を表明 2. 違法伐採に対するインドネシアの取り組み 3. ハラバン熱帯雨林で画期的な生態系回復計画が発足 4. インドネシアは「災害のスーパーマーケット」 5. 「パプアの生態系」(The Ecology of Papua)が完成—新種の命名権がオークションに 	33
<p>■ 日本 ■ 38</p> <p>原嶋洋平—拓殖大学</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化防止に向けた新提案「美しい星50」 2. 大地震による原子力発電所の停止 3. レジ袋の削減 4. 中国の環境危機：日本への影響 5. 食品表示偽装問題 	38
<p>■ 韓国 ■ 40</p> <p>イ・ユンミ—韓国環境政策・評価研究院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能な開発に関する法律が制定 2. 史上最悪の原油流出事故にボランティアが懸命の回収活動 3. 未来の産業と期待される水関連産業 4. 廃棄物再生政策が発足 5. 新・再生可能エネルギー供給率を2030年までに9%に 	40
<p>■ ラオス ■ 42</p> <p>ニョーパンサイ・ソムシー—ラオス国立大学</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能な開発を目指し、国土管理と水資源・環境担当機関を新設 2. 森林管理分類の新戦略 3. 自然災害の予防に関する国家戦略 4. 伝統的なボート祭りに賑わうピエンチャン 5. 雨季最後の月に洪水が多発 	42

<p>■ マレーシア ■ 44</p> <p>ノーハヤティ・ムスターファーマレーシア国際戦略研究所 (ISIS)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気候変動に備えて：効率的な再生可能エネルギー・イニシアチブ 2. 生物多様性：動植物再生の取り組み 3. 水不足の危機に備えた統合水資源管理 4. ごみ埋め立ての代替方法を定めた固形廃棄物処理法案を検討中 	44
<p>■ モンゴル ■ 47</p> <p>アユシュ・ナムカイーモンゴル自然環境省</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遺伝子組み換え生物法が制定 2. 新「森林法」が承認 3. 大気汚染軽減策の実施 4. 鉱業活動による環境影響軽減プログラム 5. 生物多様性条約 (CBD) 第3回国別報告書の作成 6. 東アジア生物圏保存地域ネットワーク (EABRN) 第10回会合が開催 	47
<p>■ ミャンマー ■ 50</p> <p>ウー・ティン・タンー世界自然保護基金 (WWF) 拡大メコン・タイプログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ミャンマーの野生動物取引 2. バイオ燃料は天然ガスに対抗できるか？ 3. 景観保全の取り組み：ラカイン・ヨマ山脈 4. 海洋・沿岸地域の環境保全と持続可能な開発 5. ミャンマー全土で大規模なダム建設 	50
<p>■ ネパール ■ 54</p> <p>プール・チャンドラ・シュレスターフリーランス・コンサルタント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 絶滅の危機に瀕する鳥類 2. ティミ・コミュニティによる汚染対策の成功例 3. 国際NGOがベンガルトラの個体数調査を計画 4. 重大な健康リスクが懸念されるカトマンズの大气汚染 5. ヒマラヤ氷河が消失の恐れ 	54
<p>■ ニュージーランド ■ 56</p> <p>ピーター・ユーリッヒ／ピーター・クーウェンホーベン —ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネットオークションで排出権取引 2. バイオチャー研究計画が発足 3. 環境保全成果レビュー報告書 4. 自然保護局が管理対象の土地を拡大 	56
<p>■ パキスタン ■ 59</p> <p>ムシタク・アハマド・メモン —国連環境計画 (UNEP) 技術・産業・経済局 (DTIE) 国際環境技術センター (IETC)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世界銀行が環境アセスメント報告書を発表 2. 車の排ガス削減対策 3. カラチをクリーンな都市に：固形廃棄物管理プロジェクト 	59
<p>■ パプアニューギニア ■ 61</p> <p>ナウス・カマルーパプアニューギニア・エコフォレストリー・フォーラム</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パプアニューギニアの林業管理について国際熱帯木材機関 (ITTO) 理事会で議論 2. 政府のアグロフォレストリー・プロジェクト案に異議を唱える土地所有者 3. パプアニューギニアのエコフォレストリーを支援する融資ファシリティの設立 4. 地元NGOが先住民コミュニティ林業に対する認証資格を取得 	61

■ フィリピン ■	65
マーリン・M・マガローナー フィリピン大学法学部	
1. 廃棄物エネルギー・プロジェクトが始動	
2. 世界銀行研究報告：大気汚染によってマニラ首都圏で年間5,000人が死亡	
3. 油濁補償を義務付ける新法制定	
4. 地球温暖化に取り組む国家科学計画	
5. トヨタがフィリピンで大規模植林プロジェクトを実施	
■ ロシア ■	67
アナトリー・レベデフ —地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)	
1. アンガルスクで反原発団体が襲われ殺人事件に発展	
2. 中国の水・エネルギー需要の圧力を受けるシベリア河川	
3. シベリア横断石油パイプライン建設をめぐる数々の違反が発覚	
4. 大きな法的・経済的变化に揺れるロシアの林業	
■ シンガポール ■	70
ケン・リャン・コー —シンガポール国立大学 (NUS) 法学部	
1. 感染症法 (第137章)	
2. 2007年環境汚染管理改正法	
3. 2007年放射線防護法	
4. 喫煙 (特定場所での禁止) 法 (第310章第3条 (1)) : 喫煙 (特定場所での禁止) 通知	
5. 2007年国家エネルギー政策報告書 (NEPR)	
6. 環境法分野の能力開発	
■ スリランカ ■	72
ナラカ・グナワルデン —TVEアジア・パシフィック	
1. スリランカ初の石炭火力発電所建設がようやくスタート	
2. 内戦よりも深刻な影響を与えかねない気候変動	
3. 最高裁が国にコロンボ市の大気汚染対策を命じる	
4. 「環境税」の提案に批判噴出	
■ タイ ■	74
ティタヤ・ワラヌサンティクル —タイ環境研究所	
1. タイが原子力発電所建設を計画	
2. バイオ燃料開発の進展	
3. 洪水・暴風雨・地滑り対策のマスタープラン	
4. アンダマン海の津波警報バイを追加	
5. タイ企業45社が炭素クレジットプロジェクトを申請	
■ ベトナム ■	76
ファム・ヒュー・ギー —ベトナム社会科学アカデミー国際司法研究所	
1. 米政府がダイオキシン保管地域の汚染除去に40万USドルを供与	
2. ベトナムで最も美しい浜辺が原油流出の被害に	
3. 首都ハノイ市がごみのリサイクルプロジェクトを拡大	
4. 環境問題担当の警察部署を新設	
あとがき	78
アジアの環境重大ニュースのこれまでのニュース	79

2007年アジアの環境重大ニュース—概要

財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）では、アジア太平洋地域の環境問題や持続可能な社会の形成へ向けた動きを紹介することを目的として、環境問題と環境政策の動向を収集・整理し、1998年から毎年、アジア太平洋地域における環境重大ニュースとして公表している。2007年のアジアの環境重大ニュースでは、3機関、23カ国から合計125件のニュースを収集することができた。これらのニュースは、必ずしも各国や機関等の公式見解ではないが、環境分野の協力機関または各国研究者によって選定されたものであり、アジア太平洋地域における最近の環境問題を巡る基本的な動向をまとめることができたと考えている。

各国等から寄せられた情報は多方面にわたるが、この“概要”では、これらを「地球温暖化」、「大気」、「水」、「廃棄物・リサイクル」、「森林」、「自然保護」及び「その他」の項目別に整理し、全般的な傾向と代表的な報告事例を紹介している。

1. 地球温暖化

アジア太平洋地域は温室効果ガスの一大発生源であると同時に、地球温暖化による気候変動の影響を最も深刻に被ると懸念されており、顕在化する様々な影響に関する報告が寄せられた。

- ヒマラヤの氷河では、地球温暖化による融解がこの10年間に急速に進んでおり、国連環境計画（UNEP）は氷河湖の決壊・洪水の危険性が高まっていると警鐘を鳴らしている。
- スリランカの報告によると、同国で発生する災害の7割以上が気候関連であり、その最大の犠牲者は貧困層である。また、今後の気温上昇により乾燥地域での農業が打撃を受け、海面上昇が沿岸部の経済に深刻な影響を及ぼすと警告している。

一方で、地球温暖化対策の具体的な取り組みも進められている。

- 日本政府は「美しい星50」の戦略を発表し、温室効果ガスの排出量を2050年までに半減す

るという世界共通の目標を提案した。2008年の北海道洞爺湖サミットでは、ポスト京都議定書の枠組みを含め、地球温暖化が重要な議題となる。

- オーストラリアが12月に京都議定書の批准文書に署名した。同政府は、温室効果ガスの排出量を2050年までに2000年のレベルから60%削減することや、2020年までに再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げること等を目標に掲げている。

アジアでは、気候変動の「緩和」に加えて「適応」の重要性が認識されている。

- バングラデシュでは、気候変動に脆弱な貧困地域で、地域単位の適応プログラムが実施されている。
- インドでは、作物改良や干ばつ耐性の強化、不作時の農家への信用供与等、幅広い分野で気候変動への適応策が進められており、政府の適応策への支出がGDPの2%を超えている。
- カンボジアの報告は、後発開発途上国における適応策への資金確保を新たな課題に挙げている。

地球温暖化対策におけるコベネフィット（相乗便益）の促進に対するアジアの関心も高まりをみせている。

- IGESの報告では、コベネフィットに関する専門家会合が開催され、さまざまな開発事業におけるコベネフィットの実現可能性について議論が行われた。
- インドでは、気候変動問題と持続可能な開発の統合を行う取り組みが主流となりつつあり、エネルギー効率の改善や気候に優しい技術の推進が一層進められている。

低炭素社会の実現に貢献する代替燃料として注目されているバイオ燃料について、各国から報告があった。

- タイでは、2008年4月から「B2」（バイオディーゼル燃料2%とディーゼル燃料98%の混合軽油）の使用が義務化されることになった。
- マレーシアでは、初のバイオ燃料となる「エン

ボ・ディーゼル」の販売に政府が補助金を出すことを発表した。

- ミャンマーでは、バイオ燃料の原料としてジャトロファ（南洋アブラギリ）の大規模な栽培計画が立てられた。
- シンガポールでは、バイオ燃料をはじめとするエネルギー開発への投資拡大を戦略化した「国家エネルギー政策報告書」が発表された。
- 一方で、IGESの報告にあるように、行き過ぎたバイオ燃料の推進が森林減少・土壌劣化等の環境問題の悪化や、食糧供給との競合問題を引き起こす可能性も指摘されている。

この他、アジアで温室効果ガスの排出権取引が急拡大すると見込まれる中、日本、韓国、中国、ニュージーランドで排出権取引の基盤整備に関する取り組みが進んだ。

2. 大気

急速な経済発展と都市化の進展に伴い、モーターリゼーションや産業活動による大気汚染が深刻化していることを反映したニュースが多く寄せられた。

- フィリピンの首都マニラでは、主に車の排気ガスによる大気汚染が呼吸器疾患・心臓血管疾患を引き起こしており、推定で年間約5,000人の早期死亡があると報告されている。
- ネパールの首都カトマンズでも、車の排気ガスや粉塵による大気汚染が国内外の安全基準を超えており、重大な健康被害が懸念されている。
- パキスタンでは、政府が圧縮天然ガス（CNG）自動車を推進する等、大気質の改善に取り組んでいるものの、大気汚染に起因する疾病や早期死亡が環境損害コストの5割を占めており、年間20,000人以上の死亡原因となっていると推定されている。
- スリランカのコロomboでは、主に車の排気ガスによる大気汚染が悪化しており、最高裁判所が国に救済措置をとるよう求めた。

2007年は、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の採択から20年目に当たり、いくつかの特筆すべきニュースが寄せられた。

- オゾン層破壊物質の最大生産国であった中国が生産工場を閉鎖し、クロロフルオロカーボン（CFC）生産量が大幅に減少した。
- ブータンは、オゾン層破壊物質の輸入量を削減した功績により、国連環境計画（UNEP）賞を受賞した。

3. 水

水問題は、アジア太平洋地域の最も差し迫った環境問題のひとつである。

- 国連環境計画（UNEP）の報告によると、人口増加と生活水準の上昇に伴い、2050年までにアジアの10億人以上が、「水ストレス」による影響を受けるとされている。
- 12月に別府で開催された第1回アジア・太平洋水サミットでは、水と衛生問題の解決策が議論され、アジア各国の経済開発計画において、水と衛生問題を最優先課題とすべきことが強調された。

また、水環境改善に向けた取り組みが各地で進められている。

- 中国では、「生活飲用水衛生基準」が正式に実施され、特に飲用水の安全性について高い基準が設けられた。
- マレーシアでは、3月22日の「世界水の日」に合わせて「持続可能な水資源と環境への挑戦」と題する会議が開催され、水不足の危機に備えて雨水の貯留と地下水の採取が提言された。
- 中央アジアのイリ川・バルハシ湖流域では、持続可能な水供給システムの構築に向けて住民参加型の取り組みが進められている。

4. 廃棄物・リサイクル

廃棄物管理がアジアの諸都市で深刻かつ重要な課題となっており、各国での様々な取り組みが報告されている。

- 韓国では、建設廃材から取り出した再生骨材の供給量を大幅に引き上げる等、建設廃棄物のリサイクル政策が強化された。
- 日本では、改正容器包装リサイクル法が本格的に施行された。これにより、企業がレジ袋削減

を進めるための措置が導入され、大量にレジ袋を利用する企業には、毎年の取り組み状況について国への報告が義務付けられた。

- ベトナムの首都ハノイでは、日本の国際協力機構（JICA）の支援を受けて、家庭ごみの分別を推進する3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）イニシアチブプロジェクトが発足した。
- マレーシアでは、埋立地造成の規制や製造業者による製品の安全な回収・処分・リサイクル義務が含まれる固形廃棄物処理法案の検討に入っている。
- フィリピンでは、マニラ首都圏の廃棄物を集めて発電を行うごみメタン発電所が誕生する。アジア最大規模となる同発電所では、廃棄物から発生するメタンを使用し、15メガワットの発電能力が期待されている。
- バングラデシュでは、ダッカ市に同国初の環境配慮型衛生埋立処分場が完成した。
- パキスタン最大の都市カラチでは、市が中国企業と廃棄物統合管理プロジェクトを締結し、一般固形廃棄物の戸別回収と、有害医療廃棄物の科学的処理が開始された。

5. 森林

地球温暖化への懸念が深まる中、温室効果ガスの吸収源となる森林の保全に対する世界的な関心も高まっている。

- 12月にインドネシア・バリ島で開催された国連気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）では、「森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減（REDD: Reducing Emissions from Deforestation and Degradation）」等、森林と気候変動に関する議論が行われ、森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するための基金として、世界銀行による「森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）」の設立が発表された。

また、豊かな森林を保全する各国の取り組みも紹介されている。

- ブータンでは、国家環境法が承認され、森林面積を国土の60%以上に維持するための法的基盤が整えられた。また、ブータン森林局は、木

材の代替として竹を建材や燃料等に使用することを奨励しており、大規模な竹栽培に向けて苗が配布された。

- モンゴルでは、地域社会による森林資源管理を奨励する「森林法」が制定された。
- ラオスでは、森林を、生産林、保護林等に再分類する新たな森林管理戦略が進められており、それぞれの分類毎に適切な管理が行われることになっている。
- インドネシアでは、スマトラの熱帯雨林の生態系を回復し、持続可能な森林資源の活用を目指した計画が、政府の支援を受けて進められることになった。
- フィリピンでは、景観保護区にある約2,500ヘクタールの土地で、日本のトヨタ自動車による大規模な植林プロジェクトが行われることになった。
- パプアニューギニアでは、森林認証を取得した製材所を対象に融資制度が設立され、持続可能な森林資源管理を促進する取り組みとして期待されている。

6. 自然保護

アジア太平洋地域の自然を取り巻く厳しい状況が各地から報告されている。

- ネパール鳥類保護協会が発表した報告書によると、同国に生息する鳥類の約3分の2の種が個体数を減らしており、鳥類の89%が生息地の消失・破壊に直面している。
- ニュージーランドでは、自然保護区が拡大しているにもかかわらず、キーウィやキイロモフアムシクイをはじめ、絶滅の危機に瀕している動物の保護は厳しい状況にある。
- 国連環境計画（UNEP）が発表した「2007年拡大メコン地域環境概況」は、急速な経済成長が続く拡大メコン地域では、何らかの対策が講じられない限り、生態系が修復不可能なダメージを被り、天然資源に依存する経済活動にも重大な影響を及ぼしかねないと指摘している。

一方で、豊かな自然を保護するための努力も紹介されている。

- ネパールでは、トラとその生息地を保護するために、100万ドルを投じる行動計画が検討段

階にあり、今後5年間にわたって様々な保護プログラムの実施が予定されている。

- マレーシアでは、ペラ州のマングローブ保護林で、絶滅に瀕しているシロトキコウの飼育下繁殖が天然資源環境省によって実施されている。また、ランカウイ島の広大なマングローブ、豊富な天然資源等がユネスコに認定され、同島が東南アジアで初めてジオパークの指定を受けた。

7. その他

包括的政策の推進

- 急速な経済成長に伴う環境破壊が大きな問題となっている中国では、環境汚染の著しい地域に対して厳しい行政措置がとられている。国家環境保護総局は、エネルギー消費と汚染排出が顕著な電力企業と行政区域に対し、予定されていた開発プロジェクトの実施を停止する等の措置を講じた。また、国务院は、汚染に関する調査を全国規模で行うことを決定し、2008年から実施する予定となっている。
- 韓国では、7月に持続可能な開発基本法が制定された。
- ラオスでは、持続可能な開発を目指し、国土管理と水資源・環境を担当する新しい機関の設置が合意された。
- ベトナムでは、全国の省・直轄市の警察傘下に環境問題担当部署が新設されることになり、環境に関する違反を取り締まることになる。

健康被害と環境

- 国連環境計画（UNEP）の報告によると、アジアでは、気温上昇と降雨量の変動が原因となる疾患や熱ストレスが増加している。南・東南アジアでは下痢性疾患の罹病率とそれに起因する

死亡率の上昇が、また、南アジアではコレラの発生の増加等が予測されている。

- アジアでは、環境健康リスクが原因で毎年660万人近くが死亡しており、このような状況を改善するために、アジア各国の環境・保健担当大臣が8月に「環境と保健に関するバンコク宣言」を採択した。
- ベトナムでは、ベトナム戦争時に撒かれた枯葉剤によるダイオキシン汚染に関して、米国政府が40万ドルの資金供与を行い、環境改善に向けた作業が開始されることになった。

自然災害と環境

近年アジアでは、津波や洪水等、大規模な自然災害が頻発している。

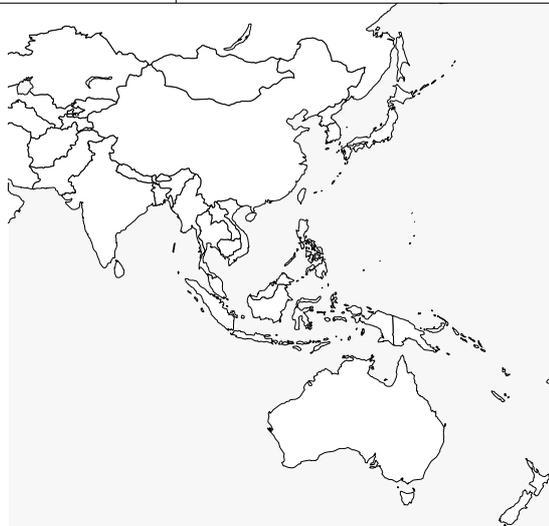
- インドネシアでは、1月から5月にかけて洪水が多発した。首都ジャカルタは、ここ数年間で最大規模の洪水に見舞われ、インフラにも大きな影響が出た。
- バングラデシュでは、大型サイクロンの襲来や、大規模な洪水・集中豪雨による地滑りが相次いで発生し、多くの犠牲者を出した。
- ラオスでは、10月に各地で洪水が頻発し、農業生産が大きな打撃を受けた。

一方で、こうした自然災害への対策に進展がみられた。

- タイでは、自然災害の予防及び被災者支援のための「洪水・暴風雨・地滑り対策マスタープラン」が承認された。また、インド洋に津波警報ブイを追加で設置することが予定されており、タイやインド洋諸国がより早く津波の警報を受けられるようになる。
- ラオスでは、自然災害の影響を予防・緩和するための国家戦略が策定され、監視機関の能力向上や国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組」の活用が謳われている。

アジア太平洋地域

財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)



1. アジアで関心の高まる気候政策の開発便益

コベネフィット（相乗便益）、つまり気候変動対策によってもたらされる開発便益を生み出す政策により、開発途上国は温室効果ガスを削減しながら重要な開発目標を追求することができる。発展途上のアジア各国は、このコベネフィットを通して2013年以降の気候変動枠組みに有効に参加することが可能である。しかしながら、開発コベネフィットは政策立案者にとって魅力的であると思われつつも、これまでアジアではあまり関心が寄せられてこなかった。IGESでは、政策立案者の開発コベネフィットに対する意識を高めるため、今年後半にかけて関係する一連のイベントを主催した。

8月には、タイ・バンコクでコベネフィットに関する専門家会合を実施した。さまざまな「開発のコベネフィット」の実現可能性を検討し、アジアの気候政策に組み込むための方法論や障害となる制度的・政治的要因について議論を行った。また、2013年以降の気候変動枠組みに関する非公式対話を北京とニューデリーで開催した。そして、コベネフィットを生み出す気候変動政策を認識・奨励する制度を導入すれば、2013年以降の気候変動枠組みが多大な成果をもたらすだろうという点で幅広いコンセンサスが得られた。

国際的な気候変動交渉におけるコベネフィットへの関心は高まりつつある。12月3日から14日にかけてインドネシア・バリで開催されたCOP13では、「途上国が持続可能な開発の見地から自国に適した気候変動緩和策を講じる必要性」を記した「バリ行程表」が採択された。環境

と開発の両立を実現する気候変動緩和策の重要性が高まる中で、アジアの政策決定者にとってコベネフィットが今後より魅力的な要素になることが期待される。

2. 持続可能なバイオ燃料に関するラウンドテーブル：ステークホルダー・アウトリーチ会議がアジアで開催

代替輸送燃料としてバイオ燃料を使用するメリットについては賛否両論がある。バイオ燃料は温室効果ガスの排出を削減し、エネルギーポートフォリオの多様化を促すだけでなく、農村開発のための経済機会をもたらすとして、原料生産国から高く期待されている。しかし一方で、バイオ燃料が無責任に推進されると、食糧安全保障が脅かされ、原住民が移住を余儀なくされたり、森林伐採、生物多様性の損失、土壌劣化、水質汚濁等の環境問題が悪化したりする恐れがある。持続可能な方法でバイオ燃料を利用しなければ、解決策よりも問題の方を多く生み出してしまふことになりかねない。

ローザンヌ工科大学（EPFL）が主導する「持続可能なバイオ燃料に関するラウンドテーブル」は、バイオ燃料の持続可能性に関する基準策定を目的としたマルチステークホルダー・イニシアチブで、バイオ燃料の持続可能な生産・利用を確保するため、またバイオ燃料の国際基準を定めるニーズに応えるために発足された。国連環境計画（UNEP）とEPFLはチャレンジ・ビバナム（Challenge Bibendum）と共催し、11月13日と14日に中国・上海で、「持続可能なバイオ燃料

に関するラウンドテーブル：ステークホルダー・アウトリーチ・アジア会議」を開催した。同会議にはNGO、企業、アジアの政府等、各界の関係者が出席し、国際的な協議プロセスの一環として、持続可能なバイオ燃料の原則・基準案が話し合われた。

詳細：<http://www.bioenergywiki.net/index.php/>

[Roundtable_on_Sustainable_Biofuels#Standards](#)

3. 森林破壊の防止による温室効果ガス排出削減：国際イニシアチブ

国連食糧農業機関（FAO）世界森林資源評価（2005）によると、世界の森林は過去10年間驚異的なペースで消失し続けており、2000年から2005年にかけて年間1,300万ヘクタールの森林が消滅した。人類が引き起こしている地球温暖化への懸念が深まる中、天然林の保全の必要性について世界的な注目が高まっている。熱帯の森林減少によって、今世紀末までに870億から1,300億トンの炭素が放出されると推計されており、これは現在のペースで10年間化石燃料を消費した場合の排出量と同等である。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、豊かな森林のある開発途上国の呼びかけに応じ、開発途上国におけるREDD（森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減）への新たな政策アプローチや取り組み、並びに技術的・科学的課題を評価するための2ヵ年計画を発足させた。さらにUNFCCCは、この計画の下で、2006年8月及び2007年3月の二度にわたって森林破壊の防止に



伐採権のある森林の貯木場（マレーシア・サラワク州）

関する国際ワークショップを開催した。

また世界銀行は、6月にドイツで開かれた主要国（G8）首脳会議において、新たな「森林炭素パートナーシップ基金」（FCPF）へのハイレベルな政治的支持を取り付けた。同基金は、支払いの仕組みに関する様々な方法論的アプローチの実現可能性を調べながら、森林からの排出削減に向けた大規模な制度の構築を目的としている。世界銀行は、12月にインドネシア・バリ島で開催された国連気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）でFCPFを発足させ、COP13に時期を合わせて、12月8日には気候変動問題にとって重要な森林の問題について話し合うための「フォレスト・デー」が開催された。

出所：<http://www.cifor.cgiar.org/Events/>

[COP-ForestDay/Introduction.htm](#)

4. 第1回アジア・太平洋水サミットが大分県別府市で開催

第1回アジア・太平洋水サミットが、12月3日・4日の両日に大分県別府市で開催された。アジア太平洋地域の36を超える国・地域から10人の国家元首と31人の閣僚・代表が出席し、水と衛生問題の解決策が協議された。同サミットは、「水インフラと人材育成」、「水関連災害管理」、「発展と生態系のための水」という3つの優先テーマを掲げており、これらは2006年に実施された第4回世界水フォーラムの地域文書に記された課題である。サミットの主な議題は「水と気候変動」であり、この問題に直接関連する「ヒマラヤ地域における気候変動、氷河、水資源」及び「水と気候に関する島嶼国対話」と題する2つの分科会が実施された。サミット参加者は、バリで開催される国連気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）に対して、水と気候変動の関係を考慮するよう求めるメッセージを送り、分科会の特別セッションでは「2008国際衛生年」の地域発進式も行われた。ミレニアム開発目標（MDGs）関連では、安全な水へのアクセスと衛生施設について、安全な飲料水が利用できない人の数を2015年までに半減するという目標が再確認されると共に、同人数を2025年までにゼロに削減することが合意された。さらに各国の経済・

開発計画において、水と衛生の問題を最優先課題とすべきことも強調された

詳細：<http://www.apwf.org/index.html>

5. SAICM アジア太平洋地域会合について

SAICM (Strategic Approach to International Chemicals Management : 国際化学物質管理戦略) は、2006年2月にドバイで開催された国際化学物質管理会議 (ICCM) で採択されたもので、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的な評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進等を進めることを定めている。

SAICMは、2009年に開催される第2回ICCMまでの間、世界5地域の地域レベルで推進していくこととされ、そのための国際会合が開催されている。その一環として、5月21日～23日に、バンコクにおいて、アジア太平洋地域会合が開催された。

SAICMアジア太平洋地域会合には、アジア太平洋地域30カ国の政府代表、その他地域3カ国及び2つの機関からのオブザーバー、8つの政府間機関と21の非政府機関の代表が参加した。日本からは、環境省及び経済産業省の担当のほか、産業界、NGO 等からの代表が出席した。日本の環境省は、SAICMアジア太平洋地域のフォーカルポイント（窓口）として、会合準備において中心的な役割を果たしており、会合においても、ホスト国であるタイとともに共同議長を務めた。

会議においては、他の地域グループ会合やSAICM実施に係る活動について報告があったほか、化学物質・廃棄物関係3条約の協調に関する作業グループ会合、クイックスタートプログラム (QSP : 途上国等におけるSAICMを資金面で支援するプログラム) の状況、SAICM実施のためのガイダンス文書等の状況等について、情報提供・情報交換が行われた。

本会合では、アジア太平洋地域における地域フォーカルポイント（日本）及びQSP 管理理事

会地域代表（タイ及びイラン）の役割と責任を規定した文書が採択された。また、第2回ICCMに向けた地域フォーカルポイントの活動について、地域の数カ国、国際機関・非政府機関の代表による支援が決定され、アジア太平洋地域におけるSAICMの実施、QSPの下での地域プロジェクトの検討のために、各国や地域における行動の優先度等について情報交換を行うこととされた。

6. 物質フローに関するOECD会議が日本で開催

経済協力開発機構 (OECD) と日本政府は、9月に「物質フローと資源生産性」に関する2日間のセミナーを開催し、OECD加盟国、欧州委員会、国連環境計画 (UNEP)、産業界、研究機関及びOECD非加盟国 (中国、ロシア、インド及びタイ) から計100名以上が出席した。

セミナーでは、各国が過去3年間に取り組んできた天然資源・廃棄物・物質管理への統合的アプローチの成果について、プレゼンテーションや議論が行われた。参加者は、資源生産性の政策において指標がどのように活用されているかを共有し、その結果、OECD加盟国の多くは過去の動向評価や進捗状況のモニターに使用し、一部の国では経済・環境政策の立案時にも目標設定のために指標が用いられていることが分かった。一方、その他の国では、主に幅広い報告を行うために指標が利用されていた。資源の利用動向も各国さまざまである。物質の利用と経済成長を切り離すことに成功している国もあるが、先進国の多くは輸入資源への依存度を高めているため、データ上では分離を示しているものの、実際には多少の負担が途上国に転嫁されていると思われる。従って参加者からは、国内の資源採取や直接輸入物質だけでなく、輸入物質の採取・加工に伴う間接的物質フローも示す指標に強い関心が寄せられた。また、現行のアプローチは物質フローを質量ベースで総計し、各物質フローが引き起こす環境影響の相違は考慮されていないため、異なる物質フローに起因するさまざまな環境影響を示す指標への関心も高かった。欧州委員会を含む一部の国は現在このような指標の試験・開発に取り組んでいるが、それ以外の国は、既存の指標アプローチを用いながら、政策立案への指標活用を促進する方が好まし

いと考えている。さらに、政策過程での指標活用
に成功している国では、研究・政策立案・統計部
門の間で強力な連携体制が築かれているとし、指
標の開発から応用、学習、政策活用まで一連のプ
ロセスを促すには、このような連携がカギにな
ると指摘された。

7. 民間企業のイニシアチブにより排出 権取引に関する環境整備が加速

欧州では、専門の排出権取引所をはじめ、温室
効果ガスの排出権取引を円滑に行うための市場環
境が既に整っているが、今年は、排出権取引市場
の急拡大が見込まれているアジア諸国でも、民間
企業のイニシアチブによる市場整備が進んだ。

日本では、小口の排出権を含め、排出権の売り
手と買い手を仲介するプラットフォームが大手金
融機関等により設立されたほか、個人向けの排出
権を販売するためスキームが民間企業により開始
されるなど、民間のイニシアチブにより、排出権
取引にまつわる基盤整備が大きく前進した。

韓国でも、韓国証券先物取引所が、2008年の
開設を目指して二酸化炭素の排出権取引所の設立
準備を進めているほか、中国では、(こちらは政
府機関が主体であるが) 中国政府と国連開発計画
が、近い将来北京に排出権取引所を開設すべく共
同で準備・検討作業を開始した。

さらに、カタールの大手金融機関が、地理的に
近く今後急拡大が見込まれるインド、そして中国
における市場をにらみ、2009年に排出権取引所
を開設するとしている。

排出権取引は、市場の力を利用して、企業等が
費用対効果に優れたGHG削減を実現するための
制度だが、GHG削減のための社会インフラとし
て、今後もより広範な市場環境の整備が望まれる。

8. 10年に1度の第4回国際環境教育会 議がインド・アメダバードで開催

11月24～28日にインド・アメダバードで「国
際環境教育会議」が開催された。10年に一度、
UNESCOとUNEPが共催するこの会議には、今
回97カ国から1,500人を超える参加者が集まり、
環境教育に関する多岐に及ぶ課題が議論された。

開会式では、アル・ゴア アメリカ元副大統領
と並んで今年のノーベル平和賞を受賞した気候変
動に関する政府間パネルの議長であるパチャウリ
エネルギー研究所(TERI) 所長が、気候変動の
脅威について紹介した。また、気候変動対策に向
けた市民社会の協力、特に若者の意識・行動変革
を図っていく重要性を強調し、非暴力・独立運動
の祖であるマハトマ・ガンディの「世界の変革の
中核を担え」という名言で発表を締めくくった。

また、スニータ・ナレイン 科学・環境セン
ター所長は、現在の温暖化が先進国の経済開発に
よりもたらされたものであり、炭素排出なくして
開発は望めないという現実を指摘する一方で、充
足経済といった新たな概念を広めるなどして、抑
制的なエネルギー利用を通じた福利の実現を唱え
た。

グンター・パウリ ゼロエミッション調査イ
ニシアチブ代表は、世界各国で広がる学校での環
境教育や環境配慮型学校施設の建設等の優良事例
を紹介し、こうした取り組みの重要性を強調した。

このほか、企業の社会的責任や地域社会リー
ダー育成等、時宜を得たテーマでの分科会も開催
された。また、国連大学高等研究所は環境教育大
学院のアジア地域ネットワーク(ProSPER.Net)
の設立を発表し、IGESはアジア・太平洋環境開
発フォーラム(APFED)のショーケース・プロ
グラムにおけるフィリピン・セブの持続可能な開
発のための教育拠点育成事業の進捗等について報
告を行った。

最後に、「アメダバード宣言」が採択され、「生
き様がメッセージだ」とのマハトマ・ガンディの
言葉に示されるように、教育を通じて創意工夫・
価値観の転換を進め、環境保全、経済・社会的公
正、持続可能な生活の実現に向けた行動を実践し
ていくことが表明された。

9. 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM) が開催

12月4日から6日にかけて富山市で第9回日中
韓三カ国環境大臣会合(TEMM)が開催され、
日本の鴨下一郎環境大臣、中国の李干杰(リ・ガ
ンジェ) 国家環境保護総局副局長及び韓国の李圭
用(イ・ギュヨン) 環境部長官が、共通の懸念で
ある世界的・地域的課題について意見交換を行っ

た。会合後には共同コミュニケが発表され、地球規模の気候変動、E-waste（電子電気機器廃棄物）管理、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）、化学物質管理、黄砂・砂塵嵐対策、生物多様性の保全、地域大気汚染、海洋ゴミの管理、水環境管理を含むさまざまな重要課題に関して三閣僚が合意に達したことが強調された。

1999年から毎年開催され共同コミュニケを発表しているTEMMは、北東アジアの環境問題をテーマとした最高レベルの政府間会合である。地域環境協力の長期ビジョンを策定するだけでなく、地域環境改善を目的とした共同プロジェクトも実施しており、具体的には「中国北西部生態系保全プロジェクト」、「淡水（湖沼）汚染防止プロ

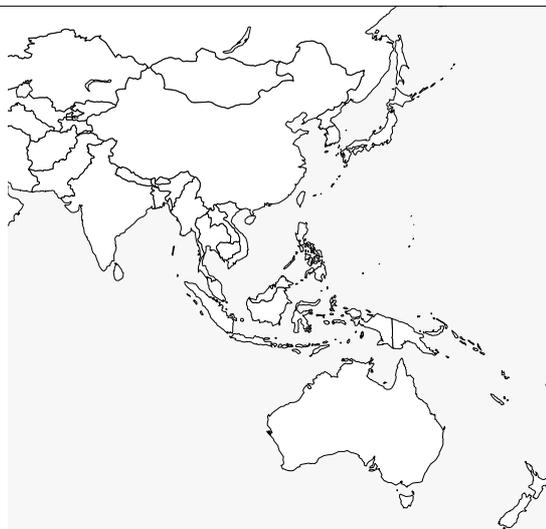
ジェクト」、「環境産業分野における協力」、「合同環境研修プロジェクト」、「TEMMウェブサイト（www.temm.org）」、「日中韓環境教育ネットワーク」がある。2003年には、中国、日本、韓国そしてモンゴルが、国連環境計画（UNEP）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）、アジア開発銀行（ADB）、国連砂漠化対処条約事務局とともに、組織的土台作り、砂漠化防止実証プロジェクト、及び黄砂のモニタリング・早期警戒ネットワークの確立を目的とした「北東アジアにおける黄砂の防止と抑制」プロジェクトを発足させ、TEMMがその推進に大きな役割を果たした。

アジア太平洋地域

国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

地域情報担当官

サトワント・カウル



1. 温室効果ガスを削減しなければアジアが飢餓と水不足の危機に

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) によると、温室効果ガスの増加を食い止める対策を講じない限り、アジアで食糧と水不足が悪化する恐れがある。すでに作物にその影響が出ており、気温上昇と異常気象のためにアジアの多くの地域で収穫量が減少している。

IPCC第二次作業部会は報告書の中で、将来の気候変動によって2020年までにさらに5,000万人近くが飢餓のリスクにさらされ、その数は2050年、2080年までにそれぞれ1億3,200万人、2億6,600万人増えると推測している。

同部会は、平均気温が2℃上昇すると中国で水米の収穫量が5%から12%減少するとし、あるシナリオでは、今世紀末までに南アジア諸国の穀物生産量が4%から10%減少すると予測している。

アジア地域の最も差し迫った環境問題の一つに挙げられているのが「水ストレス」*で、人口増加と生活水準の上昇に伴い、2050年までにアジアの10億人以上の人々が水ストレスによる影響を受けると考えられている。

ベトナム、バングラデシュ、インドそして中国等、南・東南・東アジアの低地に住む数百万もの人々が海面上昇による洪水に見舞われる可能性があり、海面上昇の約60%は南アジア (パキスタンからインド、スリランカ、バングラデシュ、ミャンマーまでの海岸線) で、約20%は東南ア

ジアで起こると予想されている。

現在アジアの生物多様性のほぼ半分が、気候変動によるリスクを受けている。土地の使用や土地面積の変化、人口圧力から生じる生物多様性への脅威は今後も気候変動によってますます増大し、アジアの海洋・沿岸生態系も海面と気温の上昇による影響を受けると思われる。

中央・東・南・東南アジアでは、気温上昇や降雨変動が原因で引き起こされる疾患や熱ストレスが増加している。南・東南アジアでは下痢性疾患に起因する罹病率と死亡率が上昇すると見られ、南アジアでは沿岸水温の上昇によってコレラの発生や毒性の増加が予測される。

2. 画期的な報告書が貧困削減における生態系と天然資源の重要な役割を強調

拡大メコン地域 (GMS) の環境を共同評価した初の報告書「2007年拡大メコン地域環境概況」がバンコクで発表された。同報告書は、拡大メコン諸国では過去数十年間に見られた急速な経済成長が今後も続くだろうとしながらも、同地域の貧困層にその恩恵をもたらすには、環境への負の影響を転換させる取り組みに即した成長をめざすべきだと述べている。

拡大メコン地域は世界で最も急成長を遂げている地域の一つで、経済成長によりとりわけタイ、ベトナム、中国・雲南省等多くの国・地域で所得と福祉が向上している。しかし天然資源に直接依

IGES注* : 「水ストレス (water stress)」は、一人あたりの使用可能な水が年1700m³を下回る状態を指し、「水不足 (water scarcity)」は年1000m³を下回る状態を指す。

存して生計や収入を得ている農村人口の7割以上がその恩恵を十分受けておらず、経済成長に伴う人口圧力の増大は広範な環境汚染や土地荒廃、天然資源の枯渇も引き起こしてきた。

同報告書は、何らかの対策を講じない限り、これらの変化によって生態系が修復不可能なダメージを受け、天然資源に依存する経済活動に重大な影響を及ぼしかねないと述べ、さらに農村の貧困層が、健康の脅威、自然災害、食糧不安、地域社会の分断などに対してより脆弱になる恐れがあると指摘している。

一方で同報告書は、現在5つの国と2つの地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム及び中国南部の雲南省と広西チワン族自治区）が、アジア開発銀行（ADB）のGMSプログラム等を通して環境悪化の根本原因に取り組んでいることも紹介している。

GMSでは、土地荒廃、大気・水質汚染、生物多様性の喪失が主な問題として挙げられており、農業による森林減少が土地の荒廃を招いていることがGMS全域で特に大きな問題となっている。

3. アジア太平洋地域の閣僚が環境・保健対策の決意を表明

国連環境計画（UNEP）、世界保健機関（WHO）、タイの天然資源環境省と厚生省、そしてチュラポン研究所が主催する閣僚級会合が開催され、8月9日に東南・東アジア諸国の環境・保健担当大臣が「環境と保健に関するバンコク宣言」を採択した。

アジアでは環境健康リスクが原因で毎年660万人近くが死亡しており、同会合で採択されたバンコク宣言はそのような状況の改善をめざしている。同宣言はまた「知識と経験の共有」、「国家・地域レベルの政策・規制枠組みの向上」、「環境・保健に関する統合戦略・規制の実施促進」のメカニズムを定めるとともに、環境・保健の共通政策・プログラム策定における東南・東アジア諸国への支援を目的とした地域憲章も盛り込んでいる。

地域憲章は、環境と保健に関する今後3年間の優先事項を「大気質」、「水の供給と衛生」、「固形・有害廃棄物」、「有害化学物質と有害物質」、「気候変動、オゾン層の減少、生態系の変化」及

び「緊急事態の計画策定・準備・対応」の6つとし、それぞれ地域・テーマ別の作業部会も設置された。

同会合は、各国・地域の環境・保健担当大臣間の協力強化を目的に開催された。アジア太平洋地域14カ国の環境・保健大臣と政府高官が出席し、アジア開発銀行（ADB）、国連開発計画（UNDP）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）及び世界銀行からも代表が参加した。

第2回閣僚級地域フォーラムは2010年に予定され、地域憲章の実施状況が話し合われることになっている。

4. 急速な氷河の融解で洪水と水不足の恐れ

「気候変動がヒマラヤの氷河・氷河湖に及ぼす影響」と題する新たな報告書によると、ヒマラヤ氷河の融解速度は過去10年間に大幅に加速しており、下流の地域社会や氷河の水に頼っている何百万もの人々が壊滅的な影響を受ける恐れがある。同報告書は、国際総合山岳開発センター（ICIMOD）が国連環境計画（UNEP）と共同で作成し、6月5日の世界環境デーにネパールのカトマンズで開かれた祝典で発表された。

同報告書は、ヒマラヤ地域の重要な氷河2カ所を対象に、温暖化が氷河と氷河湖に及ぼす影響を詳細なケーススタディで検証し、氷河湖決壊洪水（GLOF）の危険性が高まっていると警鐘を鳴らしている。氷河湖決壊洪水とは、氷河の融解によって氷河湖の水位が上昇し決壊・洪水が発生することで、報告書は災害を未然に防ぐための早期警戒や緩和対策の実施も呼びかけている。

広大なヒマラヤ山脈は、同地域を流れる9つの水系の水源であり、下流に住む約13億人の生命線を握っている。現在5カ国（ブータン、ネパール、パキスタン及びインドと中国の一部流域）で約15,000の氷河と9,000の氷河湖が確認されているが、うち200の氷河湖が危険だとされている。

個々の氷河の状況は流域によってさまざまだが、後退速度が1970年代初頭以来倍増しているケースもあった。ネパール最大のサブ流域ドゥディ・コシには最も多くの氷河が密集しており、同国内で危険だとされている20の氷河湖のうち

12カ所が含まれている。同流域の氷河の平均後退速度は年間10メートルから60メートルだが、イムジャ氷河のように年間74メートルもの速さで後退しているものもある。

ブータンでは、1988年から1993年にかけてルグィ氷河が160メートルも後退し、その結果ルグィ湖が急速に拡大した。またラフストレン氷河の場合、1984年から1988年までの後退速度は年平均35メートルだったが、1988年から1993年にかけて年間60メートルに倍増した。

5. 中国がオゾン層破壊物質の生産工場を閉鎖

クロロフルオロカーボン（CFC）とハロンの世界最大生産国である中国が、残存する同生産工場6カ所のうち5カ所を7月に閉鎖し、2010年までにこれら2種類のオゾン層破壊物質を段階的に廃止するよう定めたモントリオール議定書の目標を2年半前倒しで達成した。

同工場の閉鎖は、国連環境計画（UNEP）が進めるグローバル・イニシアチブ「Remembering

Our Future（我々の未来のために）」の一環として実施され、オゾン層破壊物質の生産中止に取り組む化学業界を称える中国当局主催の記念式典の中で行われた。

これらの化学物質はオゾン層の破壊をもたらし、皮膚ガン、白内障、免疫システムの低下を引き起こす有害な紫外線を増加させる。

閉鎖された5カ所の工場は上海に近い江蘇市にあり、閉鎖によって中国のCFC生産量は、ピーク時（1998年）の55,000トンからわずか550トン程度まで減少する見込みである。今後のCFC生産は、喘息と慢性閉塞性肺疾患の治療に用いられる定量噴霧式吸入剤の製造用のみに厳格に制限される。中国が主要なオゾン層破壊物質の大規模な生産中止に踏み切ったのはこれが2度目で、少し前には排出使用される（つまり最終的に大気に排出される）ハロンの生産が中止された。

1996年に先進国がこれらの化学工場を閉鎖して以来、中国はオゾン層破壊物質の最大生産国だったが、今回の閉鎖によって、アジア太平洋地域ではインドと韓国がこれら2種類のオゾン層破壊物質の主要生産国となり、生産レベルは合わせて約15,000トンになる。

中央アジア地域

中央アジア地域環境センター (CAREC)

所長

マケエフ・ターライベク



1. 国連閣僚会議(ベオグラード)の開催

今年10月に、セルビア・ベオグラードで第6回「欧州環境」に関する汎欧州閣僚級会議が開かれ、中央アジア諸国の環境省、教育省、NGOを含む同地域の代表者が集まる中、国連欧州経済委員会(UNECE)が策定した「持続可能な開発のための教育(ESD)」戦略について同地域の履行状況が話し合われた。

同会議の場で、「持続可能な開発のための教育に関する中央アジア地域の進捗評価—成功事例と今後の提案」と題する報告書が提出された。ESDは、具体的な成果重視のプロジェクト管理・実施を奨励している「中央アジアイニシアチブ(CAI)」の枠組みで取り組まれており、同会議では新たに作成された「カザフスタン共和国におけるESD導入マニュアル」も発表・配布された。このマニュアルは、就学前機関、初等学校及び中等学校にEDS分野の研修を提供することを目標に掲げており、中央アジアではそのような能力や関心が十分ではないためその実行が不可欠で



2007年国連閣僚会議(ベオグラード)のCAREC主催サイドイベント
©中央アジア地域環境センター(CAREC)

ある。

カザフスタンは、国際プロセスにおける自らの役割強化に向けたステップとして、2011年にアスタナで閣僚会議を開催することを提案しており、全ての中央アジア諸国、UNECE、国連、並びに国際機関や非政府組織もこの提案を支持している。

出所：www.carec.kz

2. GTZ主催の砂漠化防止ワークショップが中央アジアで開催

中央アジアでは今年、ドイツ技術協力公社(GTZ砂漠化対処条約プロジェクト)が主催する研修ワークショップが2度開催された。1回目は7月で、「地方レベルでの住民参加型土地利用計画」をテーマに、GTZが中央アジア地域環境センター(CAREC)アルマトイ支部で研修を行った。このセミナーでは様々な方法論やツールが説明され、参加者は後日実施したジャンプール州やシエン村での現地調査でそれらを実践した。

11月には、キルギス共和国イシクルで共通プール資源管理に関するワークショップが開かれた。参加者には、持続可能な農村開発のためのCAMP、GTZ砂漠化対処条約、CAREC、国連開発計画(UNDP)、土地管理に関する中央アジアイニシアチブ(CACILM)及び国連砂漠化対処条約(UNCCD)など中央アジアのNGO諸団体の代表者が含まれ、域外からは、土壌浸食対策・森林再生・自然体系保護のためのトルコ財団(TEMA)及びトルコのUNCCD連絡担当等が出



タムシー (Tamshy) 村評議会、キルギス牧草地管理CAMPプロジェクト
©中央アジア地域環境センター (CAREC)

席した。CARECは、環境と持続可能な開発に関する中央アジア域内での対話の促進及び乾燥地の生態系ネットワークプロジェクト「ドライネット」とのパートナーシップを支持しており、ワークショップでは、中央アジア地域内外の持続可能な土地利用プロジェクトに関する相互展示や、村レベルの牧草地管理が実施されているタムシー (Tamshy) 村の視察、NGO諸団体の発表、自然資源管理の地域合意に関する理論説明・グループ応用の研修等が行われた。

出所：www.carec.kz

3. 情報通信技術を活用したオーフス条約の実現

今年6月に、「オーフス・クリアリングハウス・メカニズムと電子情報ツールに関するキャパシティビルディング」の準地域ワークショップが、CARECアルマトイ支部で実施された。オーフス条約は、環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加及び司法へのアクセスを支援しており、このワークショップによって議論や成功事例の情報交換の場が生まれただけでなく、国家機関や市民社会による参加が促進され、中央アジアにおける情報通信技術 (ICT) の必要性が高まることとなった。ICTの進歩を活用した自由な情報交換を実現するためには、中央アジア地域のさらなる発展が不可欠である。

10月31日から11月2日にかけて、ジュネーブで第8回オーフス条約締約国作業部会会議が開

催され、30ヶ国を超える締約国、国連訓練調査研究所 (UNITAR)、CAREC、その他多数のNGO団体が出席した。中央アジア地域の参加は、環境情報の普及を目指すデジタル情報ネットワークを支援している「中央アジアとロシアの環境アクションネットワーク (CARNet)」とのパートナーシップが進展していることを示している。また、次回の共同プロジェクトでは、中央アジアとコーカサス諸国の各国語でマニュアルを作成することが目標に掲げられている。

出所：www.carec.kz

4. イリ川・バルハシ湖流域住民のための安全な飲料水確保

イリ川・バルハシ湖流域 (IBB) は地球上で最大の湖水生態系の1つであり、中央アジアに住む人々と生物多様性にとって貴重な役割を果たしている。カザフスタン南東から中国北西に及ぶ広大な流域 (面積41万3千平方キロメートル) には国の5分の1の人口が住んでいるが、その半数の村民が安全な飲料水や適切な衛生環境を十分に確保できていない。

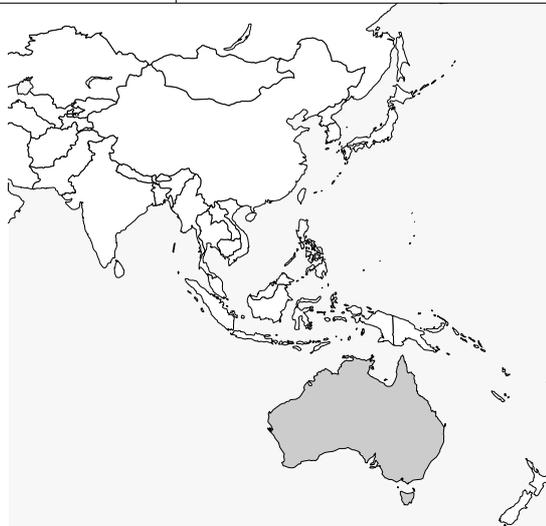
CARECは、環境ファイナンス国際センター (ICEF) と共同で「イリ川・バルハシ湖流域村落の水供給プロジェクト」の監督を行い、2006年8月からはノルウェー政府の資金援助も受けている。同プロジェクトは、(1) 村落の水供給システムの持続可能な利用・管理法を構築し、(2) アルマトイ地域の村落 (合計10から12村落) を対象とした資金援助組合の結成を目指している。

このプロジェクトでは、住民が水道管システムの修繕・保守等様々な形で貢献しており、住民の水管理能力向上が期待されている。地方政府も財政支援を行って現地政府機関の関与を促しており、プロジェクトを実施することで地域社会の自治向上や水供給サービスの分権化が図られている。

出所：www.carec.kz

オーストラリア

オーストラリア政府環境・自然文化遺産省
情報担当長
ピーター・ウッズ



1. オーストラリア政府が京都議定書を批准

オーストラリアのケビン・ラッド新首相が、12月3日に京都議定書の批准文書に署名した。これはオーストラリア新政府による最初の公的行為であり、気候変動に取り組む同内閣の決意が示されている。

今回の批准によって、オーストラリアは2008年3月末までに京都議定書の正式加盟国となる。

オーストラリア政府は、温室効果ガス排出量を2050年までに2000年のレベルから60%削減するという目標を設定し、2010年までに国内排出権取引制度を確立すること及び2020年までに太陽光や風力等再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げることを目標に掲げている。

詳細：http://www.pm.gov.au/news/releases/2007/media_release_00003.cfm

2. アジア太平洋地域における気候変動への取り組み

オーストラリア、中国、インド、日本、韓国及び米国による「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）」は、経済発展と貧困削減を促進しながら気候変動、エネルギー安全保障、大気汚染の課題に対処することをめざした枠組みである。APPパートナー各国はこの目標を達成するために、産業界と協力しながらより優れた省エネ技術の開発・導入・移行に取り組んでいる。

オーストラリアがパートナーシップの初期資金として拠出を表明している1億オーストラリアドルは、発電所で排出される二酸化炭素を回収する燃焼後回収技術の開発等、計63件の地域プロジェクトに支給される。

さらにオーストラリアは、アジア太平洋地球温暖化情報ネットワーク（APNet）設立のための初期資金も拠出しており、同ネットワークは、アジア太平洋地域のクリーンエネルギー研究開発協力を整備・強化するとともに、効率的な気候変動対策に不可欠な中期的技術革新に注力することを目的としている。

詳細：<http://www.ap6.gov.au/>

3. 水の安全保障に関する国家計画

オーストラリアは水資源に乏しく、その持続可能な管理は国の最重要課題の1つである。

1月に水の安全保障に関する新たな国家計画が発表され、今後10年以内に農村地域に持続可能な水利用の基盤を整備する目的で100億オーストラリアドルが充てられることになった。それによりオーストラリア全土、特に大量の農業用水が使われているマレー・ダーリング流域の水管理が大幅に改善すると期待されている。

同計画は、持続可能な灌漑設備の基盤を全国的に整備することを目標に掲げており、近代的高效な灌漑方法の導入を促す奨励策や、オーストラリアの灌漑インフラ（圃場内・圃場外を問わず）近代化のための財政支援も含まれている。また水系・湿地の総合的な健全性と持続可能性を向

上させるために、マレー・ダーリング流域への水の過分配の問題についても積極的に取り組まれることになる。

詳細：http://www.pm.gov.au/docs/national_plan_water_security.pdf

4. クジラの保護を目的とした地震探査活動の指針が改定

新たな科学的情報と長年培われてきた専門知識に基づいて、石油・ガス田開発地域でのクジラ保護に関する指針が改定された。

新指針には、新規石油・ガス田探索時の地震探査活動によってクジラが受ける騒音の影響を最小限に抑えるための新たな指標が設けられている。旧指針は石油・ガス業界、環境保護団体、オーストラリアのクジラ研究者が共同で作成し、探査船から2キロメートル以内でクジラが発見された場合は探査活動を中止するよう求めている。

他の改定は以下の通りである。

- 視界が悪い夜間の活動に関する規定の変更。



©Ian Hutton and the Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts

- クジラに大きな影響を及ぼす場所や時、ならびに重要な生息域周辺やクジラがいる可能性がある場合の地震探査活動計画に関するより明確なアドバイス。
- クジラを発見した場合の対応策に関する助言の改善。

詳細：<http://www.environment.gov.au/epbc/publications/seismic/index.html>

5. 天然資源管理に関するウェブサイトの新設

現在進行中の天然資源管理プロジェクト約500件を地図で示した「モザイクマップ」がウェブサイトで公開された。これらのプロジェクトはオーストラリアの天然資源管理の向上に大きく寄与し、サイトでは特に過去10年間に資金提供されたプロジェクトに焦点が当てられている。

さらに同サイトは、天然資源管理に関する知識や経験の共有を促進する役目も果たしている。

詳細：www.nrm.gov.au



©Dragi Markovic and the Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts

バングラデシュ

≡ バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

≡ フェロー カンダカ・メヌディン

≡ 上級研究員 ゴーラム・ラバニ

≡

≡

≡

≡

≡

1. コミュニティベースの気候変動への適応に関する第2回国際ワークショップがダッカで開催

コミュニティベースの気候変動への適応に関する第2回国際ワークショップが、2月24日から28日にかけてダッカのラディソンウォーターガーデンホテルで開催された。バングラデシュ高等研究センター (BCAS)、国際環境開発研究所 (IIED)、地域・国際ネットワークンググループ (RING) が共催した同ワークショップは、前半の2日間にコミュニティベースの気候変動への適応プログラムの実地調査が行われ、後半の3日間はダッカに戻って議論が進められた。ワークショップの目的は、同プログラムの進捗状況を共有し、さまざまな教訓を国内・国際開発プログラムに取り入れるために優先事項や解決策を話し合うことで、政策立案者、NGOや研究・政策機関の代表、さらに開発実務者やメディア等合わせて110名以上が参加した。

最初の2日間に訪れたのは、北西部の干ばつ地域チャパイ・ナワブゴンジ地区、同じく北西部で洪水や川の浸食が起こりやすいガイバンダ地区、洪水・湛水地域の中南部マダリプル、ゴパールガンジュ両地区、そして塩水化やサイクロンの被害を受けやすい南西沿岸地方サトキラ地区の計4カ所で、参加者は現地で実施されている適応プログラムを詳しく調査し、各コミュニティと気候変動への適応に関する専門知識を共有し合った。

残りの3日間は、「気候変動の科学と適応」、「気候変動主流化とパートナーシップ」の2つの議題を中心にダッカで討議が行われ、前者のテーマでは農業、干ばつと食糧安全保障、異常事象、



保健と気候変動、後者のテーマではツールと方法論、異常事象、コミュニケーションと知識、気候変動主流化とパートナーシップの問題が主に話し合われた。

総括セッションの議長を務めたアティク・ラーマンBCAS専務理事は、気候変動がバングラデシュや他の地域に深刻な影響を及ぼしていることへの関心を呼び起こし、気候変動の緩和も重要だが、最も影響を受けやすい貧困地域では気候変動への適応も必要だと述べた。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のモハン・ムナシング副議長は、最新のIPCC調査結果に言及しながら、気候変動によって開発・貧困・食糧安全保障の問題が今後ますます悪化すると予測した。副議長はさらに、気候変動は開発問題及び環境問題であり、気候変動が持続可能な開発に影響を及ぼすのと同時に、我々がいかに開発を進めるかが気候変動に影響を及ぼすと指摘した。また気候変動をどの程度緩和すれば温室効果ガス濃度を危険レベル以下に抑えられるのかが定かでないことも問題だとし、気温は上昇し続けるため、やはり気候変動への適応も不可欠であると強調した。IIEDのサリムル・ホク氏は、バングラデシュでこのようなワークショップを開催し、現地を視察できたことは意義深いと語った。そして「コミュニティ」の意味がさまざまに解釈されていることに触れ、この場合のコミュニティとは「最も貧しく気候変動の影響を受けやすい地域社会」だとした上で、そのほとんどは南部だが、北部にも脆弱なコミュニティがあると述べた。

チーフゲストとして招かれたバングラデシュ農業省・漁業畜産省・環境森林省諮問委員のチョードリー・サジャドゥル・カリム氏は、気候変動に



ワークショップで講演を行うアティク・ラーマンBCAS専務理事
Copyright ©BCAS

対して何も行動を起こさないことはもはや選択肢にないと繰り返し、この警告を見逃さずに行動を起こすべきだと主張した。また、バングラデシュで水没が進むと、人口密度の倍増、農産物の減少、社会的混乱が発生すると暗い見通しを描き、国際社会の支援を求めた。さらに知識や資源の蓄積も不可欠だと述べながら、バングラデシュの人々の力強さ、勤勉さ、そして困難に立ち向かう勇気が、気候変動の適応を実現するための大きな助けになるだろうと強い期待を示した。

2. ダッカ市にバングラデシュ初の衛生埋立処分場が建設

ダッカ市（DCC）が同市マトワイルに国内初の環境配慮型衛生埋立処分場を建設し、開所式が開催された。サデク・ホサイン・コカ ダッカ市長が主賓を務め、井上正幸駐バングラデシュ日本大使が特別来賓として出席した。市長はスピーチで、「これまでダッカ市が抱える問題の一つだった固形廃棄物管理が、この埋立処分場によって大きく変わるだろう」と述べた。DCCは、「クリーンダッカマスタープラン」の一環として、固形廃棄物が健康や環境に及ぼす悪影響を軽減するために、15年間使用されてきたオープンダンプ方式のマトワイル処分場（面積20ヘクタール）を環境配慮型の衛生埋立処分場に移行させた。「マトワイル埋立地改善プロジェクト」は2年間の期限で2005年7月に発足し、日本の国際協力機構（JICA）からは技術支援、国際協力銀行（JBIC）からは46億300万タカの資金が提供された。ホサイン市長は、「昨年、DCCは市民に最低限のごみ処理サービスを提供するために11億4,000万タカのコストを要し、そのために他の開発事業を最小限にとどめなければならなかった」と述べた上で、「予定を3ヵ月前倒しで完成

させることができ、このプロジェクトを成功に導いたことは、DCC職員全員の自信につながるだろう」と語った。開所式では、バングラデシュ工科大学（BUET）副学長のM・M・サフィウラ博士、萱嶋信子JICAバングラデシュ事務所長、シャイフディン・アーメドDCC首席行政官、及びチーフ・コンサーバトリー・オフィサー・コマンダーのM・R・チョードリー氏もスピーチを行った。井上大使は、「バングラデシュではほとんどのごみ収集事業者が資金不足のために事業を拡大できないため、市役所やNGOの融資制度を導入すれば事業拡大を促すことができるだろう」と提案し、JICAの萱嶋事務所長は、「プロジェクトで得られた経験によって施設の拡張が加速するだけでなく、今後新たな衛生埋立処分場の建設も増えるであろう」と語った。

出所：「The Independent」

3. 沿岸地域にサイクロンが直撃

時速220キロから240キロの大型サイクロン「シドル」が、11月15日夜にバングラデシュ沿岸を襲い、クルナ、ポリシャル地方が大きな被害を受けた。サイクロンは豪雨と高波を伴い、バングラデシュで3,000人以上の死者が出たと報告されている。高波にさらわれたとみられる行方不明者も多く、さらに家屋の倒壊によって数千人が住まいを失った。政府筋によると、このサイクロンで約120万戸の家屋が破壊され、40万戸が全壊、最も被害の大きい地域では電気・通信・道路網も完全に遮断された。11ヵ所の沿岸地区で主要作物を含む立木の約95%が大きな被害を受け、数千本の樹木や果樹が根こそぎ倒された。牛やヤギ等の家畜、家禽類、エビの養殖場も大打撃を受けた上に、被災地の人々は飲み水の不足によって深刻な健康被害の危機に直面している。一方、各国・機関は、南部及び南西部のサイクロン被災者に5億5,000万ドル以上の支援を表明している。

エコノミストは、このサイクロンによる物的被害（水田、道路・橋、家屋・樹木等）額が650億タカに上ると推定している。近年、洪水やサイクロンを含む自然災害の発生頻度が上昇しており、科学者は、化石燃料の燃焼等、人為的気候変



サイクロン「シドル」によって倒壊した家屋
Copyright ©BCAS



サイクロン「シドル」によってなぎ倒された木々
Copyright ©BCAS

動がその原因だと指摘している。なお、今年の9月には中部が大洪水に見舞われ、深刻な人的・物的被害（作物を含む）がもたらされた。

出所：「The Daily Star」

4. チッタゴンで雨による地滑りが発生し、80人が死亡

バングラデシュの港湾都市チッタゴンとその周辺の地域で6月11日に地滑りが発生し、女性や子供を含む約80人が死亡、200人以上がケガをした。豪雨で地盤が緩み、丘の頂上から土砂が崩れ落ちたものとみられている。

この悲劇的な事故に加え、チッタゴンはこの日豪雨のため大混乱に見舞われた。港付近の低地を含む大半の地区が浸水したのである。

今年は過去25年間で最大の降水量を記録し、チッタゴン市や周辺の丘陵の土壌が飽和状態になっていた。地滑りは早朝に発生したため、住民は逃げる暇もなく家屋とともに泥流に押し流され、土砂に埋もれてしまった。チッタゴン市の気象局によると、この日の降水量は24時間で227ミリメートルに達し、激しい濁流によって全てが流されてしまった。

豪雨と湛水が重なって市の大部分が浸水し、多くの人々は屋根の上やビルの上階に避難した。警察、軍、消防隊、ボランティアが必死で生存者の救出に当たったが、激しい雨や洪水、装備の不足で思うように作業が進まなかった。また、丘陵付近の住民は、さらなる地滑りを恐れて安全な場所へ避難した。

国内最大の港が閉鎖され、市の産業活動も停止したため、経済的混乱が広範囲に広がった。店主、企業、住民にはなすすべがなく、激しい泥流から財産や所有物を守ることができなかった。カルールガートのラジオ局は、本社が浸水したため放送を中断し、市に7カ所ある受変電所の操業も停止したが、うち5カ所は午後には復旧した。

チッタゴンの丘陵地域では、地滑りが頻繁に発生している。地滑りと丘陵地域の開発には大きな関連性があり、専門家は以前から、住宅建設のための違法開発を政府が十分取り締まっていなかったとして、環境被害の危険性について警鐘を鳴らしていた。

出所：「The Daily Star」

ブータン

国立ブータン研究所
研究員
ドルジ・ベンジョール



1. 希少種・絶滅危惧種の鳥をめぐる論争

ブータン政府がプナカーワンデュ間の採石場を競売にかけた数日後、ブータン鳥学会（BOS）を筆頭に、メディアや請願書、ブログを通して国民から抗議の声が上がった。問題とされているのは、希少種・絶滅危惧種の鳥、シロハラサギ（学名：*Ardea insignis*）へ及ぼす影響である。



シロハラサギ ©Kuensel

競売にかけられたのは、同地域の20キロメートルに及ぶ川床から砂・砂利・石を一年間採集及び販売できる権利だが、この一帯はシロハラサギが採食や繁殖を行う場所でもある。シロハラサギは世界の珍鳥50種のうちの1種で、生息数が少なく減少していることから絶滅の危機に瀕しているとみなされている。現在ブータンでは、シロハラサギの世界の推定個体数200羽のうち、ひなを除いて24羽が確認されている。競売の1ヵ月後には、国家環境委員会（NEC）、自然保護局（NCD）及び王立自然保護協会（RSPN）で構成された合同チームによって、プナ・ポチュ全域をサギの保護区に指定することが提唱された。

出所：Kuensel（2006年12月20日）Vol. XXI No. 99
及びkuzuzangpo.com

2. 木の代わりに竹の使用を奨励

開発圧力の高まりによって現在の森林面積（64.35%）が減少することを懸念し、森林局は、森林開発公社（FDCL）を通じて、木材の代わりに竹を建築や燃料、土壌浸食防止に利用することを奨励している。FDCLは2006年に、サムチとチュカの荒廃地866エーカー以上を様々な品種の竹の植林地に指定し、今年に入ってから、竹の大規模栽培を開始するために、同地区の政府機関や関心のある個人に数千の竹の苗を配布した。



竹 ©Kuensel

最も成長が速い植物の1つである竹は、集水域の土壌や水質の保全に役立つことから再生可能資源として人気が高い。竹は、1エーカー当たりの生産量が木材の20倍多い上に、成長するまで30年から60年かかる木に対して、7年ごとに収穫することができる。竹の使用は経済的なだけでな

く、二酸化炭素の削減を助けると共に、酸素の生成量が木と比べて30%多く、環境にも優しい。

ブータンには50種類以上の竹が生育しているため、森林への圧力を軽減する目的で木の代わりに竹を使うという対策は実現可能だと思われる。主な例としては、病人や死者が出たときにブータン国民が立てる大量の仏教の祈りの旗を竹で作るという案がある。

ブータンの村では、貧しい農家が竹で家を作ることがあるため、建築に竹を使用すること自体は目新しいことではないが、それによってブータン独特の建築様式が失われてしまうのではないかと懸念が上がっている。

出所：Kuensel (2007年4月14日) Vol. XXII, No. 30；

Kuensel (2007年6月27日) Vol. XXII, No. 49。

3. 国会が環境団体に権限を付与

ブータンの国会は、6月21日にブータン国家環境法を承認し、国の環境監視団体である国家環境委員会(NEC)が任務を遂行するための法的枠組みを定めた。これはいわゆるアンブレラ法(傘となるべき上位法)で、同委員会の任務、役割、権限そして機能を制度化すると共に、環境の持続可能性を確保するための法的基盤を提供している。

NECはブータンの環境保全・保護を指導する役目を担っているが、これまではその任務を遂行するための法的根拠がなかった。国家環境法が定められる以前は、砂や石、鉱物等の天然資源の使用や管理をめぐって様々な政府機関が対立することがあったが、NECは同法の制定により、異なる機関が定めた相反する環境関連規定を精査し、権利の帰属先を決定する特別な権限を得ることになる。またNECの広報官は、ブータンの森林面積を国土の60%以上に維持することについてこれまで多くの議論がなされてきたものの、どう取り組むかについては何も定められておらず、この法律によって同委員会が政府の計画や政策を再検討し、森林面積を維持するための方法を特定できるようにすると述べている。

出所：Kuensel (2007年6月23日) Vol. XXII, No. 48

4. トラにとって「好ましいが最適ではない」環境

ワールド・コンサベーション・ソサエティ(WCS)は、ブータンのパロで開催された「タイガー・フォーエバー」会議の場で、「ヒマラヤ山脈に連なる高地にはトラの生息域があり、その一部に含まれ手付かずの自然が残っているブータンは重要な役割を担っている」と述べた。ブータンの森林は一続きになっているため、北はチベットから、インド北東部のアルナチャル・プラディッシュやアッサム、そしてミャンマー北部へとトラが移動することができる。この森林を通ることで、はるか昔と同じように国境を越えて広範囲に行動できるため、異性と出会う機会が多く、交配が可能となっている。

しかし専門家は、トラの生息地の自然が維持され、政府が環境保全に熱心に取り組み、国民が野生動物の殺害に反対しているにもかかわらず、ブータンでは、トラやその生息地・餌に関する知識が十分普及していないと警告している。

「ブータンでは体系的な研究が行われておらず、鹿やブタの頭数が適正かどうかといった捕食状況や、なぜ人と野生生物との衝突が起こっているのかを詳しく理解している人がいない」とWCSのラビノウィッツ博士は述べている。自然保護局長も、「大きな問題の1つは捕食動物と家畜との競争関係で、メディアがトラを悪者とみなすような偏った報道をしている」と語っている。

ブータンは、適切な手法の習得、資金提供及び補償制度等の分野で「タイガー・フォーエバー」プログラムと連携することに同意している。

WCSは、「タイガー・フォーエバー」プログラムが発足した昨年からの今後10年間に、トラの個体数を50%増やすことを目標に掲げている。またブータンには現在約200頭のトラが生息していると推測されているが、専門家は「生息地の厳しい自然環境を考えると、これは好ましい数字だ」と高く評価している。

出所：Kuensel (2007年9月12日) Vol. XXII, No. 72

5. ブータンがモントリオール議定書に関する賞を受賞

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の採択20周年を記念する式典が、加盟国24ヶ国の出席のもと首都ティンプーで開催された。ブータンは、同議定書に従ってオゾン層破壊物質（ODS）の輸入量を削減した功績が称えられ、他の3ヶ国と共に国連環境計画賞を受賞した。ブータンのODS輸入量は170キログラムから63キログラムにまで減少し、年間削減目標値を上回る削減を達成した。

「モントリオール議定書と世代間の公平」というテーマは、ブータンの憲法草案に定められた「全てのブータン国民は、現在そして将来の世代が享受する国家の自然資源及び環境の受託者である」という規定と一致し、世代間の公平について述べられている同草案の第5条には、「現在及び将来の世代が恩恵を受けられる方法で国の自然資源を使用する」ことが定められている。

ブータンが削減目標値を上回ることができたのは、ODSを使用した冷蔵庫、大型冷凍庫、消火器及び空気冷却器等の輸入を全面的に禁止したため、モントリオール議定書は、全ての加盟国が2010年までにODSの使用を全廃することを目指している。

しかし、ODSの使用を一切禁止しているモントリオール議定書の遵守を確かめるために、全ての家庭を訪れ、監視することは極めて困難である。クロロフルオロカーボン（CFC）を冷却材に用いる旧式の冷蔵庫を使用している家庭は現在もあり、これらの冷蔵庫は壊れるまで使用され続けると思われる。

ブータンは標高が高い上に、直射日光にさらされることが多い農業従事者が労働人口の7割を占めているため、オゾン層の破壊は深刻な問題である。

出所：Kuensel（2007年4月11日）Vol. XXII, No. 27

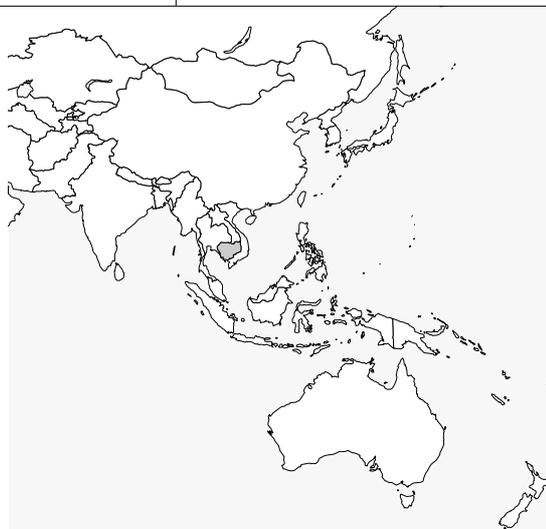


UNEPから賞を授与される国家環境委員会（NEC）副委員長

©Kuensel

カンボジア

カンボジア王国政府環境省
長官
キュー・ムット



1. カンボジアの環境政策

20世紀から21世紀にかけて、世界は環境や天然資源の保護に目を向けるようになった。特に気候変動は、地球環境の持続可能性や人類の幸福、経済力に対する深刻な脅威の一つだと広く考えられており、干ばつや大洪水を引き起こす原因でもある。このような現象を招いてきたのは先進工業国で、一部の国は水質・大気・土壌汚染、公衆衛生問題、生物多様性の減少といった環境汚染にも悩まされている。

カンボジア王国政府は過去数年にわたり、環境保護の取り組みに向けて環境理念の構築に努めてきた。その一例である1993年に制定されたカンボジア憲法（第59条）には、「国家は環境を保護し、豊かな天然資源のバランスを保つとともに、土地、水、大気、風力、地質、生態系、鉱山、エネルギー、石油・ガス、岩石・砂、宝石、森林、林産物、野生生物、漁業・水産資源等に関する詳細な管理計画を策定しなければならない」と規定されている。同1993年には、保護区の設置に関する勅令も公布され、国土の18%が保護下に置かれることになった。現在保護区は国土の25%にまで拡大している。1993年は環境省が新設された年でもあった。当時は「環境」という言葉がまだほとんどの国民に浸透しておらず、その後徐々に広まっていったものの、環境保護や天然資源管理への国民参加は未だに限定的である。1996年には、国民議会（下院）が「環境保護及び天然資源管理に関する法律」を採択した。現在は議会で保護区やバイオセーフティに関する法律が審議されている。

カンボジアは1999年にASEANに加盟し、以

後環境をテーマとした高官協議や閣僚級会議に定期的に参加している。ASEANの枠組みによる「森林火災によって生じる煙霧に関する協定」も議会によって制定された。またカンボジアは、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、京都議定書、ラムサール条約等、環境関連の議定書の締約国でもある。

サムデク・フン・セン首相率いるカンボジア政府は、雇用の推進、公平性、効率性という「三角戦略」に基づき、平和で持続可能なカンボジア社会の発展を実現するための政策を導入してきた。また政府は、民主的理念を強化し人権を確保しながら、持続可能な発展のために法の執行を徹底させるとともに、国民が健全かつ尊厳に満ちた生活を送り、豊かな国家をめざして国家が団結できるように、人材育成、知識と実践ノウハウの蓄積、国民の生活向上のために多大な努力を払っている。



2. 気候変動に関する高官協議「適応の課題：脆弱性から回復力へ」の開催

9月24日にニューヨークの国連本部で「適応の課題：脆弱性から回復力へ」と題する重要な会議が開かれ、モク・マレ環境大臣がカンボジアを代表して出席した。

大臣は会議の中で、気候変動が環境、人々の幸福、国家経済に対する最も重大な脅威とみなされていることに言及した。後発開発途上国（LDC）であるカンボジアは気候変動の影響を受けやすく、特に洪水や干ばつによって経済・環境・国民の生活が深刻な打撃を受けている。

カンボジアはUNFCCCと京都議定書の締約国として、CDMプロジェクトの推進、UNFCCC国別報告書の作成、気候変動に対する国別適応行動計画（NAPA）の策定等、同条約・議定書履行のために最大限の努力を払ってきた。NAPAによって、気候変動への適応という緊急課題に対する取り組みだけでなく、カンボジアのミレニアム開発目標（MDG）や、その他のさまざまな開発目標の達成も期待されている。

気候変動に取り組むには、地域ベースのイニシアチブを支援・推進するプログラムも優先的に行わなければならない。そのためにLDCは、気候変動予測プログラムや情報配信システムの開発・実施を進める必要があり、さらに包括的な適応研究や、長期的視野に立った気候変動研究・教育を行うことも重要である。この点についてマレ環境大臣は、「適応の取り組みについては、全般的な能力開発プログラムではなく、プロジェクトベースの能力開発アプローチを用いて、適応インフラの向上・開発に焦点を当てた対策をとるべきである」と強調している。

また大臣は、大半のLDCには財政的・技術的な限界があるとして、NAPAを実行するための資源確保を次の課題に挙げている。現在LDCは、LDC基金、特別気候変動基金等のさまざまな基金を利用できるが、途上国が必要としている適応費用には遠く及ばない。従って、適応基金の範囲や、利用を推進するための手段・アクセスに関して国際的なコンセンサスが必要であると大臣は述べている。

「気候変動への適応」という言葉は、「気候変動の緩和」ほど注目されておらず、気候変動に関するいずれの協定にも、適応対策への資金提供義務

や民間セクターの参画を促すメカニズムが規定されていない。従って、脆弱性・公平性・持続可能性・汚染者負担等、カギとなるコンセプトをベースに、UNFCCCの下で法的拘束力を伴う新議定書を採用するなど、適応対策への有意義な資金提供を確保しなければならない。またさまざまな経済的インセンティブを利用しながら、適応活動への民間セクターの参画も促す必要がある。

3. ISO 14001セミナー

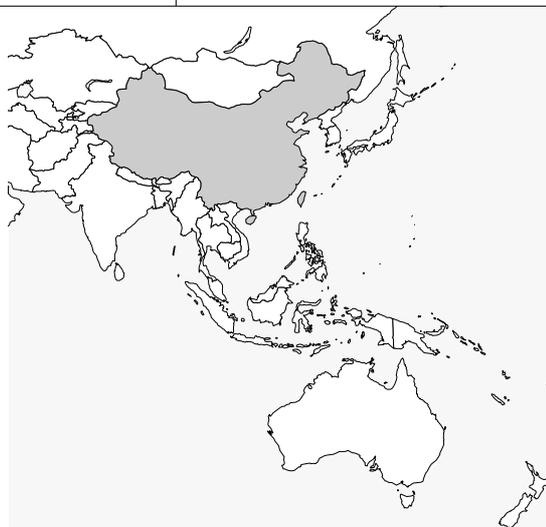
環境省は11月21日に、日本品質保証機構（JQA）の協力を得て、ISO 14001に関するセミナーを開催した。同セミナーの目的は、公共・民間プロジェクトへの環境管理計画の導入を推進することで、両セクターから計69名が出席した。

現在カンボジアでISO 14001を実施しているのは以下の2機関である。

1. カンボジア・ブリュワリー・リミテッド（CBL）（2003年3月にハイネケン社から技術支援を取得）
 - CBLは、ISO 14001規則に基づいて開発された環境管理システムの下で、カンダル州キエン・スヴェイ区にあるビール工場周辺の環境汚染を管理・削減・予防している。
2. アブサラ機構（2006年に日本品質保証機構から技術支援を取得）
 - a. 観光客の増加や観光産業の発展とのバランスを図りながら、地域の環境保護・汚染予防のための環境保全対策を推進。
 - b. ごみの削減、廃棄物処理システムの設置、水環境（河川・湖・貯水池・堀を含む）の維持等、あらゆる関係者を関与させてごみのない美しい景観を保つための環境保全活動を促進。
 - c. 地元住民への環境教育の推進。
 - d. 環境に関する法規制の順守。
 - e. 継続的な改善の推進。
 - f. 同政策について職員への周知徹底と一般への公開。

中国

清華大学環境学部
 環境管理と政策研究所
 所長
 常 杪



1. 国家環境保護総局が「区域限定批准」により汚染排出を管理

国家環境保護総局・潘岳副局長は、1月10日に記者会見を行い、1,123億元を投資した鋼鉄、電力、冶金等82のプロジェクトに対し、環境影響評価と「三同時」制度*に違反したとして「区域限定批准」政策を適用した。これにより、汚染排出・エネルギー消費型産業の拡大を抑制したいとしている。今回対象とされたのは、これまでに重ねて指導を受けてきた大手電力企業（大唐国際、華能、華電、国電）と、エネルギー消費・汚染排出が顕著な行政区域（河北省唐山市、山西省呂梁市、貴州省六盤水市、広東省莱莞市）であり、予定されている全てプロジェクトの実施を停止批准或いは限定批准する。また、検察部門に対して、担当者の行政責任を追及するよう提言した。これは、先にプロジェクトを開始し、後から環境影響評価或いは「三同時」を実施するという、今までの企業の抜け道を全面的に防ぐものである。今回の「限定批准」の対象は、(1) 環境影響評価の実行率が低く、(2) 「三同時」の違法状況が深刻な区域と業種であった。今後、第11次五カ年計画期間において、二酸化イオン・水汚染物総量削減目標を達成していない区域と業種、そして汚染物総量規制目標を超過し環境機能区画要求を満たしていない河川、重大な環境汚染事故が多発し環境リスクが高い行政区域に対して、「区域限定批准」と「業種限定批准」政策を実施する。

その後、国家環境保護総局は、7月3日から揚子江、黄河、ワイ河、海河といった四大流域にお



工場廃水の垂れ流し（著者撮影）

いて、水汚染が深刻かつ環境違法問題が著しい地域（6つの都市、5つの工業団地）に対して、一定期間内での対策を求めた。対策がとられない場合には、新規プロジェクトの許可を与えないという厳しい行政措置を取る。中国環境主管部門は、環境汚染の著しい地域に対して、強制的な行政措置を発動させている。

出所：国家環境保護総局

2. 国家標準委員会と衛生部による「生活飲用水衛生標準」（GB5749-2006）を7月1日から正式実施

国家標準委員会と中国衛生部は、1985年8月16日に発布された「生活飲用水衛生標準」（GB5749-85）を20年ぶりに見直し、2006

*プロジェクト実施の際に、環境汚染防止のための施設も同時に設計・建設・稼働させること。

年12月29日に、共同で「生活飲用水衛生標準」(GB5749-2006)を修正・発布した。新標準は、7月1日から正式に実施され、都市水質、特に飲用水の安全面において、さらに高い基準が設けられた。主な変更点として、指標の数が、1985年の35項目から106項目に増え、その内訳は通常測定項目が38、消毒剤通常指標が4、非通常測定項目が64となっている。71項目が追加され、8項目が修正された。特徴としては、都市・地方の集中式供水・分散式供水の生活飲用水に適用され、病原微生物を含まないように規制している点である。また、化学物質と放射性物質が人体に影響を与えないこと、及び消毒処理を行うこととしている。有機化合物指標には、多数の農薬、環境ホルモン、持久性化合物(POPs関係)が含まれ、飲用水と健康との関係に重点を置いている。同時に、ホルムアルデヒド、ベンゼン、トルエン、キシロールの含有量を測定することが求められている。

通常指標は、各地で必ず測定されなければならない。非通常指標の実施方案(項目と時期)については、各省レベルの政府が当該地域の状況に応じて確定することになる。2008年から、国家標準委員会、建設部と衛生部は、各省の非通常指標の実施状況に対して報告を行い、全ての指標が遅くとも2012年7月1日までに実施されることになっている。

3. 省エネルギー法(改正)の公布

中華人民共和国省エネ法が2007年10月28日に改正公布された(施行は2008年4月1日)。中国では、急激な経済発展の一方で、エネルギー資源の制約が課題となっている。現行5カ年計画(2006-2010年)において、エネルギー消費効率の目標を設定したが、初年度の2006年は未達成に終わり、本格的な省エネが急務となっていた。

改正法では、省エネを基本国策と位置付けるとともに、エネルギー消費が多い建築、交通・運輸、政府機関について新たに章を設け、省エネ基準の設定、管理システムの強化等を規定した。基準に満たない建築の設計・施工業者に最大50万元(約760万円)の罰金を科す等、罰則を厳格化させた。今回の狙いは、1998年1月から施行して

きた省エネ法の執行がうまく機能していないことへの「てこ入れ」であり、省エネを確実に実行することにある。

改正法の主なポイントは以下の通りである。

- (1) 交通運輸に関する省エネ内容を追加。国家がクリーン・代替燃料の開発及び応用を推進し、アルコール燃料自動車・混合動力自動車・電気自動車・ガス自動車等、新しいエネルギー自動車の開発・生産・使用を奨励。
- (2) 国务院の関連部門が、交通運輸用の車両船舶・主要なエネルギー消費施設の燃料消費量限度値基準を制定し、併せて当基準を自動車・鉄道車両・船舶等の市場参入及び償却・更新の参考とすることを規定。
- (3) 国家が税収運用等の関連政策により、先進的な省エネ技術・設備の輸入を奨励。輸出関税の払い戻しの調整・輸出関税の追徴、部分製品の加工貿易禁止目録への繰入れ等により、生産過程において、エネルギー消費が高く、汚染が深刻な製品の輸出を抑制するよう規定。
- (4) 現行の省エネ法では「国家は、エネルギー効率基準に適合しない製品(設備)に対して、淘汰制度を実施する」と規定していたが、改正法ではより厳密に「国家は、省エネに対する取組みが立ち遅れ、エネルギー消費が著しい製品(設備)に対して淘汰制度を実施する」と提起。

出所：北京華和研環境コンサルティング会社まとめ；
China-Japan Environmental Research and Consulting, Co. Ltd

4. 第一回全国污染源調査事業の開始

中国経済の急速かつ継続的な発展に伴い、エネルギーの消費量が上昇し、汚染物の排出量も大幅に増加している。そのため、現存の環境統計データでは環境モニターの需要に答えられない状況になっている。国务院は、環境監督管理の強化、戦略制定のレベルアップ、「十一五」(第11次五カ年)汚染物排出低減目標の実現に向けて、全国規模で汚染に関する調査の実施を決定した。全国規模での調査の実施により、汚染状況の把握が期待されており、科学的な環境政策の制定、明確な汚染防止対策の実施につながる。さらに、経済発展

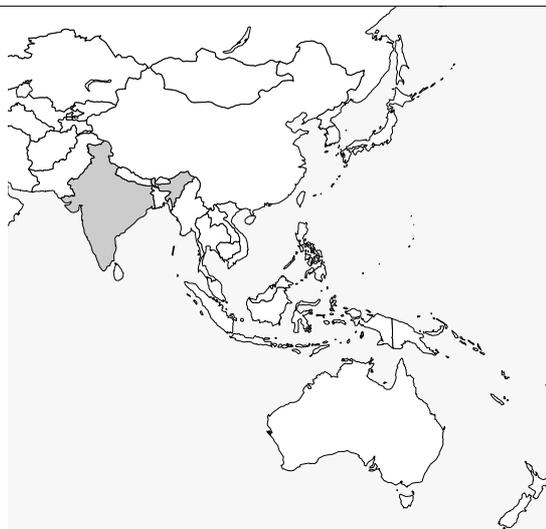
方式の転換、エネルギー節約、環境配慮型社会の構築において大きな意味を持つものである。今年末までに、調査の準備段階を終え、2008年から実施に移す予定である。今回の調査には、全国規模での工業汚染源、農業汚染源、生活汚染源、集中式汚染処理施設の数、汚染業界と地域の分布、

主な汚染物の種類とその排出量、排出先、各汚染処理施設の運行状況、汚染対策レベルと関連費用等の項目が含まれている。

出所：新華社

インド

ウィンロック・インターナショナル・インド
シニアアドバイザー
カリパダ・チャテジー



1. 気候変動に関する首相諮問委員会が発足

気候変動問題に関する高級諮問委員会がマンモハン・シン首相の下で設置された。今後は、同委員会の指導に基づいて、気候変動問題を考慮した国家開発政策が打ち出されることになる。気候変動に関する首相諮問委員会のメンバーは以下の通り。

- (a) 政府代表：外務大臣、財務大臣、環境森林大臣、農務大臣、水資源大臣、科学技術大臣、計画委員会副委員長、Dr. R・チダンバラム 首席科学顧問、シュリ・V・クリシュナムルティ 国家製造業競争力委員会会長、Dr. C.ランガラジャン 経済諮問委員会委員長、シュリ・アジェイ・マサル エネルギー効率管理局長、外務次官、環境森林担当次官及び首相首席次官。
- (b) 非政府メンバー：Dr. R・K・パチャウリ エネルギー資源研究所所長、Dr.プロディプト・ゴーシュ、Dr. ニティン・デサイ、Dr. スニタ・ナライン、シュリ・チャンドラセーカル・ダスグプタ氏、シュリ・ラタン・タタ 投資委員会委員長、シュリ・ラジ・チェンガッパ「インディア・トゥデイ」誌編集長、Dr. R・ラマチャンドラン「ザ・ヒンドゥー」紙科学編集員。

同委員会の任務は、気候変動問題を国家開発政

策の軸に据えた戦略指針を提供し、優先対策の特定とその履行監視を行いながら、気候変動の評価・適応・緩和に関する国家計画を調整することである。さらに、気候変動に取り組むためにインド政府が取るべき予見的対策の助言や、省庁間の協調体制の促進、関連分野の政策指導の役割も担っている。

出所：1. プレスリリース（2007年6月5日、ニューデリー）

2. 「インド：エネルギー安全保障と気候変動への取り組み」環境森林省、電力省エネルギー効率管理局（2007年10月）

2. インドのCDMと持続可能な開発

国連気候変動枠組条約「京都議定書」の第12条は、クリーン開発メカニズム（CDM）の目的を以下のように定義している。

- (a) 発展途上国の持続可能な開発の支援
(b) 気候変動枠組条約の最終目標への貢献
(c) 先進国による「数量化された排出抑制削減義務（QELRC）」達成の支援

また同議定書は、6種類の温室効果ガスに関して以下の排出削減目標を設定している。二酸化炭素（1*）、メタン（21*）、亜酸化窒素（310*）、ハイドロフルオロカーボン（140-1170*）、パーフルオロカーボン（6500-9200*）、六

*数字は地球温暖化係数（GWP）

フッ化硫黄（23900*）。

ホスト国（例えばインド）には、CDMプロジェクトの活動が自国の持続可能な開発のニーズに対応していることを確認する権利がある。ブルントラント委員会としてよく知られている「環境と開発に関する世界委員会」は1987年に、持続可能な開発を「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」であると定義した。また世界資源研究所（WRI）は、持続可能な開発の4つの柱として「社会的幸福」、「経済的幸福」、「環境的幸福」、「技術的幸福」を挙げている。さらにインドの第10次5ヵ年計画（2002年から2007年）には、単なる経済成長だけでなく、幅広い社会問題を網羅した開発プロセスが定められている。インドは、農村開発やエネルギー安全保障を通し、持続可能な開発を促すプロセス（メカニズム）としてCDMを利用することを目指している。

これまでCDM指定国家機関（DNA）によって700件以上のCDMプロジェクトが承認され、うち約300件がCDM理事会に登録されている。登録済みのプロジェクトによってすでに2,700万トン以上の認証排出削減量（CER）が得られ、これら新技術に関して懸念されるリスクや不確実性の軽減によって、技術導入の加速化が図られ、再生可能エネルギー・プロジェクトへの投資を促している。

出所：1. 「クリーン開発メカニズム（CDM）－リファレンス・ツール」 ウィンロック・インターナショナル・インド（2007年8月）

2. 「インド：エネルギー安全保障と気候変動への取り組み」 環境森林省（2007年10月）

3. 国家生物多様性行動計画（草案）－環境森林省（2007年8月）

インドは生物多様性が豊かなことで知られ、現在10ヵ所の生物地理区で89,000種類以上の動物種と46,000種類以上の植物種が確認されている。現在も6,500種近くの在来植物が伝統医療によく用いられ、古くから現地で品種改良されてきた数千種類の作物、そして130種以上の在来家畜が多様な農業システムの中で生き残っている。大気圏の温室効果ガス増加が招く地球温暖化

によって引き起こされる気候変動は、生物多様性や生態系に多大な脅威を与えている。砂漠化と生物多様性の消失との間に強い相関関係があることが研究によって明らかにされており、砂漠化の影響に関する重点研究を実施し、砂漠化防止と生物多様性保全の両者の取り組みで相乗効果をもたらすことが求められている。

インドでは国民の大半が食糧や生活を農業や林業に頼っているが、これらの産業は気候変動、特に水の利用可能性や気温の変化による影響を受けやすい。複数の予備評価によって、農業生産性の低下、作付けパターンの変化、森林境界線の移動だけでなく、森林の種構成や一次生産量の変化、生物多様性の消失・分散も示唆されている。

インド政府は、5月7日に気候変動の影響に関する専門家委員会を設置した。インド政府首席科学顧問のR・チダンバラム博士が委員長を務める同委員会は、人為的気候変動がインドに及ぼす影響を調査し、脆弱性を緩和するために将来取りうる対策を特定する。

生物多様性やその地理的分布のデータベースが不十分なため、生物多様性保全に関する国家戦略・行動計画の策定には大きな制約がある。「国家生物多様性行動計画」は、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を強調するために、バイオセーフティ、気候変動、バイオ燃料等の新たな課題を中心に、環境教育と環境意識向上に緊急に取り組むことを強く提唱している。また、さまざまな研究結果を政策立案に効果的に取り入れるには、組織間の連携が不可欠であると同時に、民間部門による研究開発への参画も奨励する必要がある。バイオセーフティ、気候変動、特定外来生物の問題等、次々と発生する新たな課題に対処するには、常に組織的・人的能力の強化・向上を図らなければならない。同計画はさらに、生物多様性保全に関するさまざまな国際条約へのインドの貢献についても考察している。

出所：「国家生物多様性行動計画（草案）」 環境森林省（2007年8月）

4. クリーンエネルギーへのアクセス向上

貧困削減と経済成長はインドにとって最大の国家目標であり、エネルギーは国の発展に不可欠な

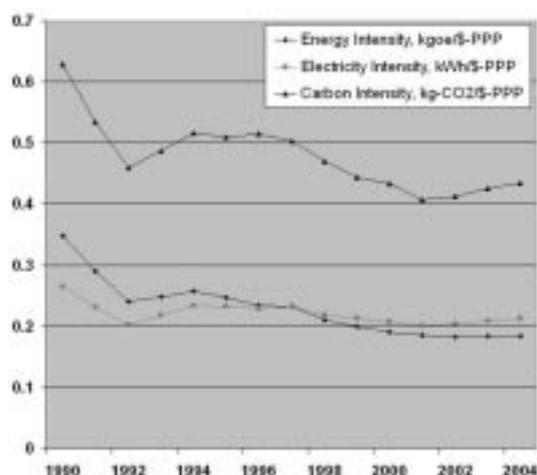


図1：インドの排出量とエネルギー集約度の推移

要素である。人口10億人を超えるインドの発電能力はわずか6,600億キロワット時で、6億人以上の国民が電気を全く利用できず、LPGや灯油その他のクリーンな新型燃料へのアクセスも限定的である。このように、エネルギーへのアクセスが不十分なことは、インドの人間開発指数の低さにも現れている。従って、エネルギーの供給・アクセスの拡大は国家開発戦略のカギとなる。

インドは過去10年間、貧困削減と経済成長において大きな成果を上げてきた。これらを支えてきたのは、経済成長に相対して大幅に低いエネルギー増加である。2004年以降、エネルギー集約度の低下は顕著になり、年9%を超える経済成長を年4%未満のエネルギー増加率で達成した。

持続可能な開発のために不可欠な政策が、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の減少という共通利益を生み出している。図1は、インドでのエネルギー使用と二酸化炭素排出の減少動向を表している。

インドの1人当たりGDPが比較的低い中で、このようなエネルギー集約度の低下を実現できたのにはさまざまな理由がある。インドでは昔から持続可能な消費パターンが実行されていたことや、国の競争力向上、エネルギー効率を促進するための予見的的政策等が挙げられるが、さらに最近では、クリーン開発メカニズム（CDM）の活用がクリーンエネルギー技術の導入をますます加速させている。

出所：「インド：エネルギー安全保障と気候変動への取り組み」環境森林省、電力省（2007年10月）

5. エネルギー効率・再生可能エネルギーに関する政策事例

- (i) 再生可能エネルギー発電：「2003年電気法」は州の電力規制委員会に対し、配電事業者が調達する電力のうち、再生可能エネルギー発電分が占める割合を定めるよう求めている。同規制はすでに一部で施行されており、再生可能エネルギー電力の優遇価格も提示されている。この取り組みは、再生可能エネルギーの発電容量増加に寄与してきた。ここ3年間で、同容量は毎年約2,000メガワット増加し、総設備発電容量は11,000メガワットを超えている。このうちの7,000メガワット超は風力発電によるもので、インドの風力発電容量は現在世界第4位である。さらにインドでは、国家水力エネルギー政策の導入によって水力発電容量も増加している（現在35,000メガワット超）。
- (ii) 発電所の効率向上：インドでは石炭がエネルギーの主役であり、総設備発電容量135,000メガワットのうち石炭発電が約3分の2を占めている。電力規制委員会は効率化と料金とを関連させ、発電所の改修や近代化のインセンティブを与えている。新規発電所には効率的でクリーンな石炭技術の採用が奨励され、現在建設中の4ヵ所の発電所には、より効率的な超臨界発電技術が導入されている。
- (iii) 電気機器へのエネルギーラベリング制度導入：電気機器へのエネルギーラベリング制度は2006年から実施され、蛍光灯、エアコン、配電用変圧器等に格付けを示す星印が付けられている。ラベルには各機器のエネルギー消費が表示され、消費者が購入する際の判断基準となる。現在インドで販売されているほぼ全ての蛍光灯及び冷蔵庫やエアコンの約3分の2が同ラベル表示の対象となっている。
- (iv) エネルギー保全建築法：エネルギー需要の最適化を目的に、新たに建築される大規模商業ビルの設計について定めたエネルギー保全建築法が5月から施行されている。インドでは、サービス部門のシェア拡大を反映して、商業ビルの建築が急増している。

同規制の対象になっているビルはすでに100件近くあり、その遵守の有無は大規模ビルの環境影響評価条件にもなっている。

- (v) 大規模産業エネルギー消費者監査：今年3月から9つの産業部門を対象に、大規模エネルギー消費者のエネルギー監査が義務化された。これら「指定消費者」には、「認定エネルギー管理者」の採用と、エネルギー消費・エネルギー保全に関するデータの年次報告も義務付けられている。

出所：「インド：エネルギー安全保障と気候変動への取り組み」環境森林省、電力省（2007年10月）

6. 気候変動の影響への適応

気候変動によるさまざまな悪影響は、すでに多くのインド国民、中でも最貧困層の生活に脅威をもたらしている。特に懸念されているのは農業、水資源、医療・衛生、森林、沿岸域のインフラ、異常気象の分野で、気候変動適応策に関する政府支出はすでにGDPの2%を超えている。

現在以下の幅広い分野でさまざまなプログラムが策定されている。

(a) 作物改良

乾燥地作物の開発や害虫管理等の技術的問題だけでなく、脆弱性を低減するより良い手法を支援する改良普及員とNGOの能力開発にも取り組んでいる。

(b) 干ばつ耐性の強化

干ばつが作物・畜産物の生産、土地の生産性、水・人的資源に及ぼす悪影響を最小限に抑え、被害地域の干ばつ耐性を強化することを目標に掲げている。また全体的な経済発展の促進や、プログラム地域の中で特に資源が乏しく恵まれない地区の社会経済状況の向上も目指している。

(c) 保健

マラリア、カラアザール（黒熱病）、日本脳炎、フィラリア、デング熱のような動物媒介性疾病の監視・制御が主な目的で、自然災害発生時の緊急医療支援の提供と、こうした任務の訓練・人材育成も行っている。

(d) リスクファイナンス

気候変動への適応を支援するリスクファイナンス・プログラムには2種類ある。「農産物保険制度」は気候変動リスクに対する保険を農家に提供し、「クレジットサポート・メカニズム」は気候変動による不作の際などに農家への信用供与を行う。

(e) 災害管理

国家災害管理プログラムでは、被災者に補助金を交付し、災害救援活動を管理するとともに、情報提供や災害管理スタッフの研修を含む災害予防プログラムも支援する。

(f) 生活保護

収入の多角化を支援し、生活の持続可能性を確保するために、気候変動による生計手段喪失への対応等、最低限の雇用保障も提供している。

出所：「インド：エネルギー安全保障と気候変動への取り組み」環境森林省、電力省（2007年10月）

7. 「気候変動」と「持続可能な開発」の統合

政府がこれまで実施してきたイニシアチブは、再生可能エネルギーと高効率エネルギー技術の普及、共同森林管理、水資源管理、農業普及事業、農家・農村地域対象のネット対応サービス、学校・大学での環境教育と多岐分野にわたり、持続可能な開発に気候変動の問題を組み込むための幅広い対策が行われてきたことが分かる。現在これらの取り組みは、「気候に優しい」技術の推進という目標の下で、新・再生可能エネルギー省、エネルギー効率管理局、情報技術予測評価委員会等の専門機関によって制度化されている。

国家環境政策（2006年）には、さまざまな部門の政策に環境問題を取り入れるための基本原則が定められている。汚染低減のための政策（1992年）は、「汚染者負担」の原則に基づき、汚染源での予防対策に焦点を当てている。さらに森林政策（1988年）は、生態系バランスの維持・回復を通じた環境保護を強調し、植林プログラムによって国の森林面積の大幅な拡大をめざしている。

環境やエネルギー効率に関する法制度には、1927年インド森林法、1974年水質汚染（防止及び管理）法、1981年大気汚染（防止及び管理）

法、1980年森林（保護）法、1986年環境（保護）法等があり、他にも1991年一般損害賠償責任法、1995年環境裁判所法、1997年国家環境上訴機関法、2001年省エネルギー法、2003年電気法が定められている。また裁判所も、持続可能な開発、汚染者負担原則、予防原則に関する概念の確立に努めている。さらにインドでは、国民の関心事である環境問題が、監視的役割を担うメディアや活動的なNGO団体によって効果的に語られることが多く、司法プロセスでも「クリーンな環境の権利」が市民の生命・自由の権利の一部として認識されている。

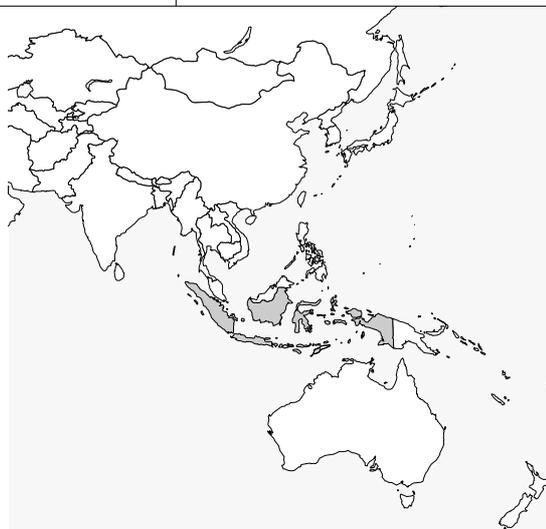
気候変動の緩和・適応の取り組みには、長期

的・短期的を問わず多くの人々が関わっており、実施される開発プロジェクト全てに対して気候変動への意識を評価する必要がある。インドでは、各界関係者で構成されたさまざまなハイレベル委員会を通して、こうした「開発プロセスと気候変動問題の統合」を行う取り組みが主流になりつつある。

- 出所：1. 気候変動に関する首相諮問委員会
2. 「インド：エネルギー安全保障と気候変動への取り組み」環境森林省、電力省エネルギー効率管理局（2007年10月）

インドネシア

ボゴール農科大学森林学部
森林資源保全とエコツーリズム学科
アニ・マルディアストゥティ



1. インドネシアがREDDへの参加意欲を表明

12月3日から14日まで、バリ島デンパサールで国連気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)が開催された。会議には、世界200ヵ国から1万人以上が参加し、地球温暖化防止に向けた「京都議定書」に続く枠組みが検討された。

会議では、森林関連の気候変動、特に「森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減(REDD)」の問題が集中的に話し合われた。REDDは2005年のCOP11以来議論されている枠組みで、インドネシアはこれまでREDDをめぐる進展を注視してきたが、M・S・カバン森林大臣は12月6日に、REDDに参加する意思があると表明した。国の森林面積1億2,030万ヘクタールのうち3,730万ヘクタールをREDDプロジェクトの対象とし、排出権獲得をめざして森林劣化を自主的に削減する計画である。インドネシアはこの枠組みを通して、先進国から毎年37億5,000万USドル規模の資金を集めたいとしている。

インドネシアは長年、森林伐採により収入を得てきたが、今後は残された森林を保全することで巨額の収益を期待している。REDDが適用されるのは、紙・パルプ生産用の産業林、保全地域及び泥炭地で、政府は産業林への転換防止にも取り組む決意を示している。

環境保全研究の専門家は、政府が最近になって違法伐採の取り締りを強化し、開拓目的で森林を焼くことを禁じる新法を定めたことで、森林減少速度が大幅に低下したと評価している。しかし政府は、森林保全に対するインセンティブが必要で

あるとしている。

世界の二酸化炭素排出量の内訳を見ると、8割を化石燃料燃焼、2割を森林減少が占めている。しかしインドネシアではこの割合は逆になり、森林がいかに重要な役割を果たすのかが分かる。森林減少は温室効果ガス総排出量の2割を占め、全世界の乗用車、トラック、列車、飛行機による排出量の合計を上回っている。

世界銀行と英国政府の報告によると、森林減少によって大量の二酸化炭素を排出しているインドネシアは、米国、中国に次いで世界第3位の温室効果ガス排出国である。また、エネルギー、農業、廃棄物を合わせたインドネシアの年間排出量は二酸化炭素換算で約4億5,100万トン(MtCO₂e)に達し、土地利用変化と林業部門だけでも2,563 MtCO₂eに上る。



©BirdLife Indonesia

2. 違法伐採に対するインドネシアの取り組み

世界最大の島嶼国であるインドネシアは、ブラジル、コンゴ盆地に次ぐ規模の熱帯林を有している。インドネシアの国際林業研究センター(CIFOR)によると、2001年に同国で使用された木材5,900万立方メートルのうち、約83%が違法伐採である。

インドネシア政府は、過去10年間で、違法伐採によって毎年約30億ドルから40億ドルの損害が発生し、280万ヘクタールの森林が失われたと推測している。違法伐採が横行しているのは、検査・監視体制が甘い上に、違反者がほとんど起訴されていないためであり、過去2年間に違法伐採の疑いで逮捕された186人のうち、処罰を受けたのはわずか13人である。

2001年以降、森林省は違法伐採対策を最優先事項に掲げ、政府も違法伐採で有罪判決を受けた者の資産を没収する厳しい法律を提案してきた。また、2002年には画期的なマネーロンダリング防止法が制定され、違法伐採者の取り締まりにおいて通常の刑法よりも大きな効果を発揮している。

M・S・カバン森林大臣は、インドネシアから違法伐採をなくすには少なくとも7年はかかるとし、違法伐採者の逮捕・起訴権限の強化を求めるとともに、先住民族の権利拡大をめざしている。また、政府は、現行のプランテーション免許制度を活用し、企業に再植林を促すことを計画している。

森林破壊や違法伐採は、強大な中央集権化が図られたかつての「新秩序体制」の遺産である。しかし1998年にスハルト政権が崩壊し、2001年に分権体制が導入されて、森林管理の権限と責任が政府の下部組織（地区・地方政府）に委譲されてからも、この問題は悪化し続けている。

森林関連の汚職で失われる租税・使用料収入は、全世界で年間100億から150億USドルに上る。インドネシアでも違法伐採によって毎年30億ドルの損害が生じており、世界銀行は、製紙用木材だけでなく、アブラヤシやゴムの木を栽培するための土地の需要も高まっている中で、インドネシアが森林保全に懸命の努力を払っていると述べている。なお、フィンランドアカデミーと中国の国家自然科学基金委員会(NSFC)が資金提供



した研究によると、中国（インドネシア産木材の大半を輸入）とインドは森林減少の抑制に成功している。

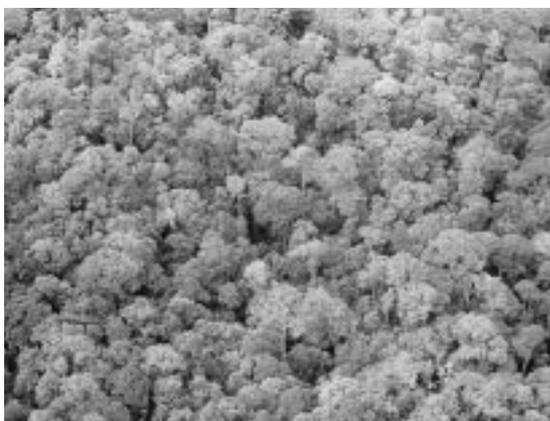
森林管理体制を再び一元化させるのも一つの選択肢だという意見があるが、一元化、分権化それぞれに長所と短所がある。現在、インドネシアの豊かな天然資源がもたらす利益を享受しているのはほんの一握りの人々で、2億2,000万人の国民に真の恩恵をもたらすには、現在、そして未来の指導者が、強い決意を持って統治と行政の持続的な向上に取り組まなければならない。

3. ハラパン熱帯雨林で画期的な生態系回復計画が発足

インドネシアでは、主に生産林として管理されている低地熱帯雨林が消滅の危機に直面している。生産林の劣化面積が増大し、産業用木材として伐採されたり、アブラヤシ農園へ転換されたりして年間280万ヘクタールの森林減少の一因となっている。

森林破壊・劣化を食い止めるには、自然林の管理体制を改善し、森林減少を逆転させる必要があり、インドネシアは、森林の恩恵を享受しながら持続可能な生産を行うために、自然林の維持と質の改善を実現する新たな方法を確立しなければならない。

ブルン・インドネシアは、英国王立鳥類保護協会(RSPB)とバードライフ・インターナショナルの支援を受け、森林省と協力しながら、森林の回復と持続可能な利用を組み合わせた新たな森林管理法を模索してきた。そして、スマトラの森林減少対策として、101,355ヘクタールに及ぶ低地森林の共同管理・保全計画を立ち上げた。生態系の回復・保全目的で生産林が管理される初めて



©BirdLife Indonesia

の試みであるこの生態系回復計画が成功すれば、アブラヤシ農園に転換せずに低地熱帯雨林を維持できることが証明される。

同計画の目的は、自然林の改善を図り、その経済性を徐々に高めながら、生態系プロセスを回復させることである。従って、再植林のような他の森林回復対策よりも広範囲な目的があり、森林・土地の生産性増加だけでなく、生物多様性や自然

林の機能向上も期待されている。

同計画では、生産林の管理ライセンスが政府により発行される。森林の使用権者は通常、木材伐採を行うが、同計画のライセンスでは、使用期間中に森林を伐採しない権利が与えられる。この権利は、政府が2004年6月に公布した「生産林の生態系回復」に関する森林省令 No. SK. 159/Menhut-II/2004 によってもたらされた。同令は、生態系回復計画を、「生産林における生物的均衡を保つために、生物的要素（動植物）と非生物的要素（土壌、気候、地形）の回復を図る取り組み」であると定めており、植林及び生態系の再生・保護が行われるとしている。今年1月には、同省令が政令 No. 6/2007 に改正され、議会の承認と大統領の署名を経て新たな「生態系回復権」が定められた結果、割り当て手続きが簡素化し、期間も100年に延長された（それまでは55年間）。

インドネシアでは、このように政府が生態系回復政策を導入したことで、「森林の生態系回復」と「森林資源の持続可能な利用」を両立させた森林管理が可能になり、森林保全の新たな選択肢が生まれた。

政府が生態系回復計画に最初に指定したのは、ムランティ川からカパス川に至る森林ブロックである。同地域はジャンビ州と南スマトラ州に位置し、合計101,355ヘクタールを網羅しているが、管理上、ジャンビ州内の49,498ヘクタールと残りの51,857ヘクタールは南スマトラ州に帰属することになっている。

4. インドネシアは「災害のスーパーマーケット」

インドネシア測量地図庁 (BAKOSURTANAL) のルドルフ・W・マティンダス長官は、ここ数年さまざまな自然災害に見舞われているインドネシアを「自然災害のスーパーマーケット」だと称した。この言葉は深刻な意味で用いられたわけではないが、実際にインドネシア各地では、津波、地震、火山噴火、洪水、その他数々の自然災害が次々に発生している。

インドネシアの人々は、2004年12月のマグニチュード9.1の地震によって巨大津波が発生し、ナングロ・アチェ・ダルサラーム州で13万

人以上の死者が出て以来、地震による津波の発生に神経質になっている。同地域を調査した科学者は、2004年の地震を引き起こした断層が南方に移動しており、特にパダン地区で大規模な地震や津波が発生するリスクが高いと警告を発している。

地震活動地帯に多くの島が連なっているインドネシアは地震多発地域である。米国地質調査所によると、2004年12月に壊滅的な津波被害を受けた後も、インドネシアではマグニチュード6.3以上の地震が15回も発生し、約8,000人が犠牲になっている。

インドネシアには活火山が129あり、最も活発なムラピ山では、1994年の噴火による噴煙で60人が死亡し、1930年の噴火では1,300人の犠牲者を出した。豊作をもたらすとしてムラピ山の肥沃な山腹に住む人々にとって、火山灰・ガスや火砕流は最大の脅威である。

ジャワ島の人口密集地域にあるムラピ山は、2006年5月にも数週間にわたって活発化した。火山灰を噴出しながら溶岩が地表に出現し、巨大で不安定なドームが形成された。当局は警戒レベルを最大に上げ、4,500人の住民に強制避難命令が出された。さらに今年の7月には、ムラピ山を含む国内10カ所の火山で政府が警戒宣言を出した。

さらにインドネシアでは、森林破壊や違法伐採によって森林が減少し、豪雨発生時に大量の水を保持できなくなったため、洪水や地滑りも多発している。

今年1月から5月にかけて各地で大洪水が発生し、1月には北スマトラ州とナングロ・アチェ・ダルサラーム州が洪水に見舞われた。4月にベル（東ヌサ・トゥンガラ州）で発生した洪水では3,500世帯以上が被害に遭い、5月にはパル（中部スラウェシ州）で少なくとも3,600戸が浸水し、14,400人が避難した。

首都ジャカルタも近年最大の洪水に見舞われ、一部の地域では4メートルの浸水が記録された。この洪水は2月初旬に発生し、一時期、都市の8割が浸水した。最も洪水被害がひどかったのは3月で、20人が死亡し、約20万人が家を失った。

これまで洪水に見舞われたことのない地域にまで被害が及び、ジャカルタ各地で電気、水道、電話、携帯電話などさまざまなサービスが利用できなくなった。

インターネットにも影響が及び、大手プロバイダのテルコム（Telkom）社でもサービスに支障が出た。同社のデータセンターは大統領府のウェブサイトも管理しているが、発電装置が浸水した地下にあったため、停電時に作動させることができなかった。

環境NGOの連合体であるインドネシア環境フォーラム（Walhi）によると、インドネシアでは2006年に364回の災害が発生し、1万人以上が死傷、数兆ルピア（IDR）の被害が出た。うち135回は自然災害で、残りは人為的な災害である。これらの災害により、当初5,000億IDR（5,540万USドル）が割り当てられていた災害対策予算は最大2兆9,000億IDRに引き上げられた。今年のデータはまだ明らかになっていないが、昨年より災害が多発していることを考えると、上記の数字を上回ると予想される。

5. 「パプアの生態系」(The Ecology of Papua) が完成－新種の命名権がオークションに

パプア州は、自然の歴史や生物多様性に関する情報が乏しく、多くの科学者から「21世紀における生物多様性のフロンティア」だと見なされている。14カ国59機関を代表する86人の寄稿者・研究者が参加した10年間に及ぶ作業の後、ついに「パプアの生態系」(The Ecology of Papua) (アンドリュー・J・マーシャル、ブルース・M・ビーラー編集) が完成した。

同書は、コンサーベーション・インターナショナル、チュンドラワシ大学、ハーバード大学アーノルド樹木園の協力、ならびにゴードン・アンド・ベティ・ムーア財団、BPインドネシア、タングーパートナーの支援を得て作成され、ペリプラス・インターナショナルから出版された。

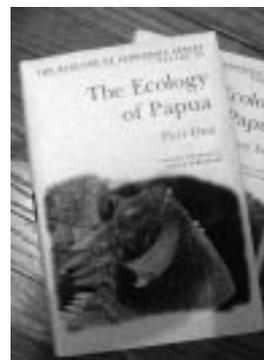
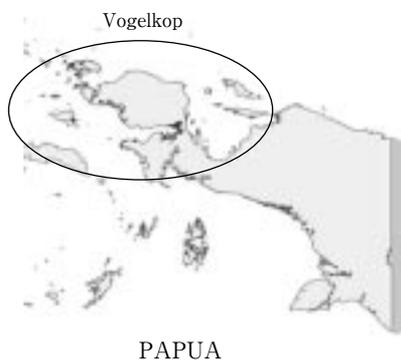
全2巻（計1,467ページ）が9月にジャカルタで発売され、発売イベントにはインドネシア政府代表、複数の駐インドネシア大使、官民部門、環境保護活動家、パプア州の研究者等、多数が出席した。同書には地質の歴史、土地、気候、豊かでユニークな動植物、生物地理学的・古生態学的過程から、パプア州に住む人々の歴史・伝統文化まで、パプア州に関するさまざまなトピックが網羅されている。

同書はインドネシアの生態系に関するシリーズの一つで、他に「インドネシア海域の生態系」、「スラウェシの生態系」、「カリマンタンの生態系」、「スマトラの生態系」、「ジャワ及びバリの生態系」、「モルッカ及びヌサ・トゥンガラ」の生態系があり、そのほとんどは1997年以前に出版されている。

「パプアの生態系」発表後、コンサーベーション・インターナショナルとモナコ・アジア協会が主催し、モナコのアルベール2世公殿下が後援するオークションがモナコで実施され、パプアで発見された新種の魚類10種の命名権がオークシ

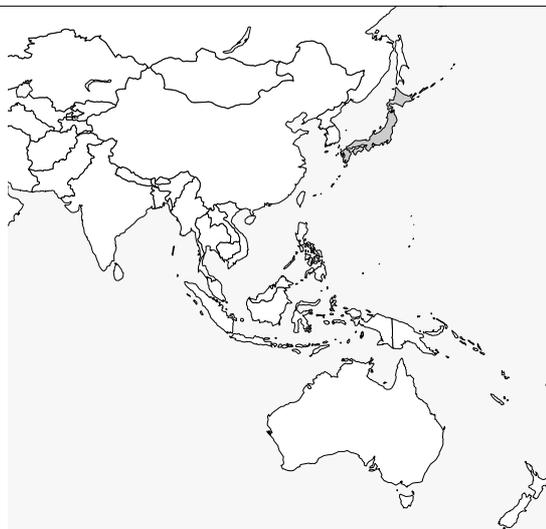
ョンにかけられた。

この「ブルー・オークション」では、2006年にフォーヘルコップ（バースヘッド）景観保護区域で発見された新種に対して5万USドルから50万USドルの値がつけられ、チュンドラワシ湾で見つかったエパウレットシャーク類が最高額で落札された。落札総額は200万USドルを超え、この種のオークションでの最高額を記録した。落札者の詳細や選ばれた名称は未公開である。なお、オークションの収益は、これらの新種が発見された保護区職員の教育プログラムに利用される。



日本

≡ 拓殖大学
≡ 准教授
≡ 原嶋洋平
≡
≡
≡



1. 地球温暖化防止に向けた新提案「美しい星50」

多くの一般の関心が地球温暖化問題に向けられた。テレビや新聞等、マスコミでもこの問題に関する報道を見ない日はなかった。ノーベル平和賞を受賞したアル・ゴア氏による、地球温暖化問題に対する活動を扱ったドキュメンタリー映画「不都合な真実」は、日本でも大きく取り上げられた。政府の世論調査によれば、国民の90%以上が地球環境問題に関心を持っている。国際社会における地球温暖化防止対策として、日本政府は「美しい星50」の取り組みを5月から開始した。その中で、温室効果ガスの排出量を2050年までに現状に比して半減するという、世界全体に共通の目標を提案した。日本の北海道洞爺湖で開催される次のG8サミットでは、ポスト京都議定書の枠組みづくりが最も重要な議題となる。その一方、国内では、京都議定書に定められた6%削減という日本の目標達成が著しく困難な状況にあり、追加的な対策が必要となっている。



インドネシア・バリで開催された
国連気候変動枠組条約第13回締約国会議 (COP13)

日本政府の提案「美しい星50」に関する詳細な情報は、首相官邸のホームページから入手できる。

詳細：URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/05/24speech.html>

2. 大地震による原子力発電所の停止

7月16日の新潟県中越沖地震によって、柏崎刈羽原子力発電所の一部の原子炉が自動で緊急停止した。柏崎刈羽原子力発電所は世界最大の原子力発電所であり、東京首都圏への電力の供給源でもある。外部への放射能の影響はなかったが、すべての原子炉は停止された。国際原子力機関 (IAEA) も原子炉の状態を調べるために6名の専門家による調査団を送り込んだ。IAEAの調査団は、「柏崎刈羽原子力発電所は大地震の影響を受けたが、安全に停止し、予想より被害は少ない」との報告を行っている。しかし、これによって、原子力発電の安全性に対する国民の信頼が揺らいだ。さらに、地球温暖化防止に向けた国内の政策措置にも悪い影響が心配されている。

IAEAの調査結果はIAEAのホームページで発表されている。

詳細：URL: <http://www.iaea.org/NewsCenter/PressReleases/2007/prn200716.html>

3. レジ袋の削減

日本の環境対策では廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再資源化）が重要な課題である。国民生活に身近な問題で、最も注目されたのが買い物でのレジ袋の削減であった。1年間のレジ袋の使用量は約300億枚に及ぶ。そこで、容器包装リサイクル法の改正において、レジ袋有用化を義務づける提案をめぐって論争が活発となった。この提案は実現しなかったが、その代わりに、容器包装リサイクル法の改正によって、企業におけるレジ袋削減を促進するための措置が導入された。また、多量に利用する企業には、毎年取り組み状況について国に報告を行うことが義務づけられた。その結果、大手スーパーやコンビニ等では、レジ袋を辞退した消費者を優遇するサービスが強化されている。一部では実験的に、レジ袋の有料化を実施しているところもある。

容器包装リサイクル法に関する詳細の情報は、環境省のホームページから入手できる。

詳細：URL: <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/index.html>

4. 中国の環境危機：日本への影響

日本でも、中国経済の急速な成長に伴う深刻な環境問題が大きな話題となった。この問題が、日本に住む人々にも悪影響を及ぼすのではないかと心配されている。例えば、日本で発生する光化学スモッグは中国で増加する大気汚染物質によって引き起こされているのか、農薬や環境汚染に晒さ

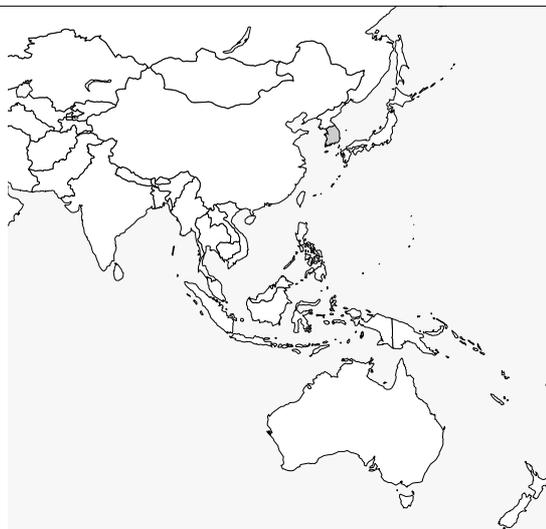
れた中国産の食品は安全か、大量の資源ごみが日本から中国に輸出されているのか、中国で投棄された廃棄物が大量に日本の沿岸に漂着しているのか、中国から日本にやってくる黄砂は増加しているのか、日本で観測される酸性雨は中国から移動していく汚染物質が原因か、等である。日中両国の政府は、これまでも政府開発援助(ODA)による環境協力事業の実績を持つ。さらに、2006年末の両国首脳間で合意した、エネルギー・環境分野の協力に基づく具体的な事業に関する対話が開始された。日本と中国は、協力して環境問題に取り組まなければならない。

5. 食品表示偽装問題

1月に、大手菓子メーカー「不二家」が期限切れ原料をシュークリームに使用して食品表示偽装問題が表面化した。続いて、食肉加工メーカーのミートホープが、豚肉や鶏肉を牛肉製品に混入していた事件も報道された。その後も、「白い恋人」や「赤福餅」等、多くの有名食品メーカーによる偽装が相次いで発覚した。これらの偽装は、長年にわたって続けられたものであった。事件を起こした企業は、製品が店頭から撤去されることで、経営危機に陥った。企業の社会的責任（CSR）の観点からも、企業は正しい表示によって製品情報を消費者に開示しなければならない。日本でもCSRの考え方が徐々に受け入れられつつある。CSRを果たすことができない企業は、日本の市場から排除されてしまう。

韓国

韓国環境政策・評価研究院
 研究員
 イ・ユンミ



1. 持続可能な開発に関する法律が制定

7月に制定された持続可能な開発基本法は、2000年に設置された持続可能な開発大統領委員会、盧大統領が2005年に宣言した「持続可能な開発における国家ビジョン」を含む7年間の取り組みの集大成である。同法は、今後20年間の持続可能な開発に関する基本戦略、並びに5年ごとの行動計画の策定・実施を政府に義務付け、地方政府にも独自の戦略・行動計画を作成するよう求めている。また同法によって、持続可能性の向上を目的に、政府の中・長期計画と法律の見直しを行う国家及び地方の委員会が設置され、持続可能な開発の指標を用いて国の持続可能性が評価されることになった。持続可能な開発に関する特定の法律を制定しているのは、韓国の他にベルギーとカナダだけで、今回の制定は、すべての国に持続可能な開発のための行動を直ちにとるよう求めた、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で表明された国際的誓約に対する韓国の決意を再確認している。

2. 史上最悪の原油流出事故にボランティアが懸命の回収活動

原油302,641キロリットルを輸送していた香港船籍のタンカーが12月7日にはしげに衝突し、船倉が破損して約12,547キロリットルの原油が忠清南道・泰安沖に流出した。韓国は1995年7月に、シープリンス号から5,000トンの原油が流出するという当時最大の事故に見舞われたが、今回の原油流出量はその2倍以上である。

泰安沖の約5,600ヘクタールに及ぶ養殖場と干潟が汚染され、泰安郡の観光業やカキ・アワビ養殖業が大打撃を受けると予測されている。原油の回収作業に100万人を超える政府職員、地元住民、ボランティアが駆けつけ、現時点で毎日2万人のボランティアが回収作業を手伝っている。

3. 未来の産業と期待される水関連産業

韓国政府は、水道・下水処理・海水淡水化等の水関連産業を未来の産業として推進しており、7月16日には環境部、財政経済部、建設交通部及び産業資源部が「水産業育成計画」を承認した。世界の水産業は「青い金脈（ブルー・ゴールド）」と呼ばれ、2003年以降約830兆ウォンの経済規模に成長し、2015年には1,600兆ウォンに拡大すると見込まれている。

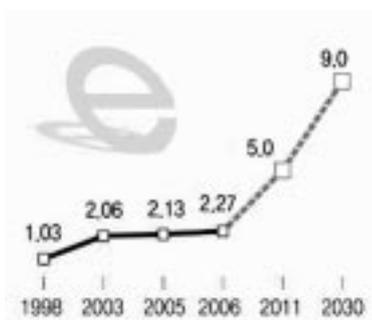
政府は、現在地方政府が供給している160の小規模な水関連サービスを30に統合する計画で、さらに公正な競争を促進するために、最近まで地方政府と韓国水資源公社にしか許可されていなかった水産業への参入を民間企業にも認める予定である。また6月には、新サービスを支援する目的で、環境部に水産業育成課が設置された。

4. 廃棄物再生政策が発足

政府は、廃棄物管理を経済に組み込むことでリサイクル政策の大幅転換を図ると発表した。当初の目標として、再生骨材供給量の割合が2011年までに15%から30%に引き上げられる。政府は

関連する政策研究や再生技術の開発に3,620億ウォンを拠出する予定で、建設廃棄物の排出削減率を2007年の5%から2011年に15%とする野心的な目標を設定し、さらに中間段階で処理基準を強化して建設廃棄物リサイクル計画を軌道に乗せるとしている。専門家はこの政策によって2,200兆ウォンの利益が生まれると見込んでおり、再生骨材の供給量が予測通り3倍に増えると、今後バージン骨材に取って代わる可能性もある。韓国政府は、廃棄物の安定した処理と再利用を促進するために「資源の節約とリサイクルの促進に関する法律」を改正し、同改正法は2008年1月に施行される。

5. 新・再生可能エネルギー供給率を2030年までに9%に



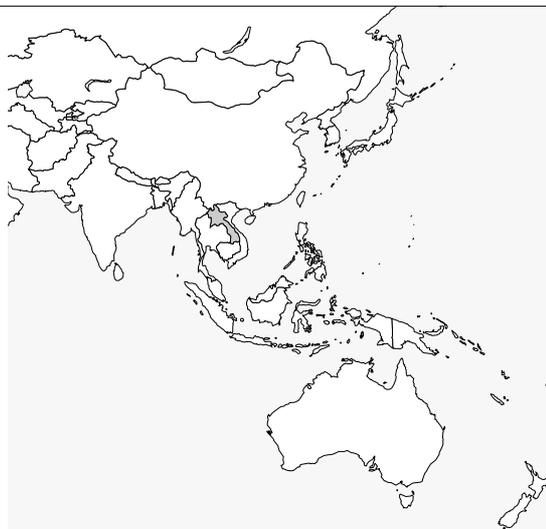
図：韓国の新・再生可能エネルギー供給率 (%)
出所：韓国産業資源部、韓国エネルギー管理公団

韓国では、総エネルギー消費に占める新・再生可能エネルギーの割合が2011年までに5%になり、2030年までには9%に達すると予測されている。新・再生可能エネルギーの供給率を今後20年間で現行の3%から9%に引き上げるのは、一見高い目標ではないように思えるが、現在風力発電、太陽光発電 (PV)、水素・燃料電池は新・再生可能エネルギー源全体の5%しか占めておらず、2005年時点では、新・再生可能エネルギー源の75.9%を廃棄物エネルギーが、18.8%を水力エネルギーが占めていた。政府は、「風力発電」「PV」「水素・燃料電池」を3つの優先分野として推進し、その割合を10%に引き上げることを目指している。今年、政府は530万TOE (石油換算トン) の再生可能エネルギーを供給し、2008年には570万TOEに増えると予測されている。この増加分には、風力発電の250%増 (62,000TOEから217,000TOE)、PVの237.5%増 (8,000TOEから27,000TOE) が含まれている。さらに政府は、太陽光発電、水素・燃料電池及びIGCC (ガス化複合発電) 等の技術革新に研究開発予算の73% (879億ウォン) を投じる計画である。

産業資源部は、再生可能エネルギーの利用を引き続き地方にも広げ、太陽光発電システムを10万個の屋根に設置し、全羅北道にバイオエネルギー発電所を建設することを国家目標に掲げている。また政府は、太陽光発電システムを100万戸の公団賃貸住宅に設置することで、新・再生可能エネルギー供給を福祉政策に組み込むことも計画している。

ラオス

ラオス国立大学
森林学部長
ニョーパンサイ・ソムシー



1. 持続可能な開発を目指し、国土管理と水資源・環境担当機関を新設

ラオス政府は今年、持続可能な開発のための良好なガバナンスと天然資源管理への取り組みを強化するために、閣僚レベルの組織改革を行った。対象となるのは、国土管理、水資源、環境及び科学技術分野の機関である。これまでは、国の環境・技術管理、天然資源の利用計画、持続可能な開発のための管理という重要な役割をすべて科学技術環境庁（STEА）が担っていたが、政府は1つの省庁が受け持つ任務としては多すぎると判断し、これらの分野を「水資源と環境」と「国土管理」の2つに分けて新たな機関を設置することにした。

5月7日と8日にはブアソン・ブッパーヴァン首相を議長にビエンチャンで国土会議が開かれ、出席者は全会一致で以下の事項に合意した。

1. 国土と天然資源の重要性を理解しそれらを保護・保全すると共に、「力強い国家」、「持続的経済成長」、「十分な収入と良好な生活」、「平和で公平な文明社会」の実現、並びに国家の発展のための義務と役割を認識する。
2. 国土と天然資源（森林水資源、生物多様性を含む）の現状を把握する。これらの資源は、適切な計画プロセスを経ていない国土管理によってさまざまな形で破壊され、受容能力を超える過度な土地利用を招いてきた。
3. 環境破壊を防ぐには、効果的かつ直接・間接的な管理、保護、保全及び開発が必要であることを認識する。
4. 土地の調査と区間・種類別の配分を行い、土

地利用と天然資源の全国マップを作成する必要があることを認識する。

5. 天然資源と環境を管理・保護・保全する義務、ならびに持続可能な開発と土地・天然資源の利用について真剣に考慮しなければならないことを認識する。

出所：国土会議決議（2007年5月7日－8日）

2. 森林管理分類の新戦略

新たな森林管理とガバナンスに関する国家会議が2月28日から3月1日にかけて実施され、従来の森林区分は、現地の住民が理解できないほど分類の数が多く、「保全」、「保護」、「生産」、「再生」、「劣化」に分かれる森林の種類が明確に区分されていないため適切ではないとの意見で一致した。この問題を解決するには、森林を「保全」、「保護」、「生産」の3種類に再分類する必要がある。

2008年はまず、木材生産を目的とした「生産林」の設定を行う必要がある、「保護林」については2010年から取りかかる予定とする。強力なガバナンスの下で各種類に関する詳細な調査を実施し、明確な区分定義を定めなければならない。

保護林では、保全・保護と伐採の禁止を徹底するとともに、現地住民が緩衝地帯で特定の種の非木材林産物を採取することを許可しなければならない。

生産林に関しては、確固たる専門的理論に基づく持続可能な管理とガバナンスへの移行が進められてきた。まだ森林管理が実施されていない地域では定期的に森林を閉鎖し、調査・管理計画が策

定されるまで木材伐採を禁止しなければならない。また植林地の調査も行い、植林樹種を明確に特定する必要がある。

出所：ラオス人民民主共和国首相令第25号（2007年4月3日）の実施に関する合意（2007年3月1日採択の国家森林会議決議より）

3. 自然災害の予防に関する国家戦略

都市開発等の社会経済発展に伴う環境問題や地球温暖化によって、アジア人口の9割近くが台風、地震、津波、洪水、干ばつその他の自然災害の影響を受けている。ラオスでも今年は洪水、干ばつ、火災、台風、感染症等、さまざまな自然災害によって大きな被害がもたらされた。

今後自然災害の影響を予防・緩和するために、ラオス政府は以下の戦略を策定した。

1. 中央政府から村落までを結ぶ監視ネットワークを改善・構築する。
2. あらゆるレベルの監視機関の能力開発を向上させる。
3. 緊急情報システムを改善・構築し、自然災害セキュリティマップを作成する。
4. 国内・国際協調メカニズムを改善する。
5. 災害を予防し自助を促進するために、地域社会の能力開発を向上させる。
6. 兵庫行動枠組を積極的に活用する。

出所：「Lao People Newsletter」（2007年10月11日）

4. 伝統的なボート祭りに賑わうビエンチャン

毎年ラオスでは、水・土・空気・作物等の恵みをもたらす仏陀に収穫を感謝する伝統行事「ボート祭り」が開かれる。雨季が終わる頃（10月の半ばから最終週）になると、ラオス各地区の行政は祭りを開催しなければならない。4日から5日間続く行事の間には多くの店が並び、町中が歌や踊りや音楽にあふれ、夜になっても多くの人々がさまざまな催しを楽しむ。ボート祭りの前日には、健康、幸運、富そして来年の豊作を願ってメ

コン川に灯籠が流され、人々は自然の恵みと豊かな環境を皆が享受できるように、「空気」、「水」、「土」、「作物」を司る4人の仏陀に祈りを捧げる。

今年ビエンチャンではさまざまな環境の変化が見られた。インフラが大幅に改善され、きれいで平和な街を実現するための開発も進んでいる。しかし交通の緩和や事故の削減、廃棄物の抑制、非持続可能な活動による天然資源の劣化防止等、まだ改善すべき点は多くある。

出所：「ラオスTVニュース」（2007年10月27日）

5. 雨季最後の月に洪水が多発

今年のラオスは10月初旬に多くの地域が洪水に見舞われた。例年降水量が最も多いのは8月と9月だが、ビエンチャン・ドンドクにあるラオス国立大学森林学部の気象観測施設で記録されたデータによると、今年は9月末までほとんど雨が降らず、10月に入った途端に熱帯モンスーンの影響で激しい雨が続いた。

長期間の豪雨で主要河川や分流が増水し、低地や平地が洪水になった。その大部分は水田だったため、農業生産が大きな打撃を受けた。10月16日のテレビ報道によると、サバナケット県では21.142ヘクタール以上の水田が洪水になり、被害額は515万キープを上回った。北部ではサムヌア県の平地一帯、特にサムタイ地方がひどい洪水に見舞われた。農地は破壊され、各地で浸食や地滑りが発生し、多くの家屋、学校、生活資源が消失した。5つの村だけで被害総額が26億キープに上り、洪水にあった他の17の村ではまだ被害状況が明らかにされていない。

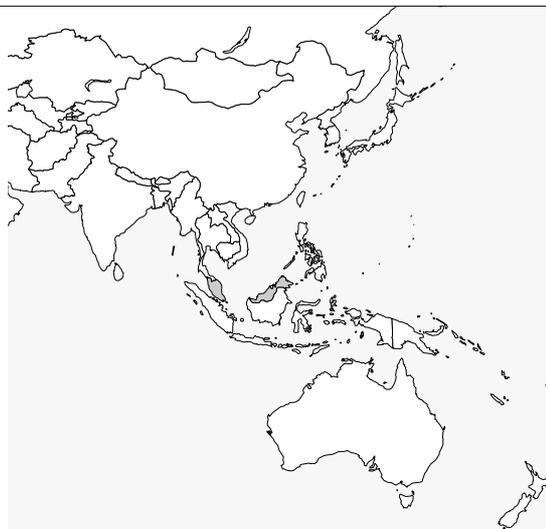
南部のサーラワン県では10月1日から6日まで1週間豪雨が続き、多くの川が決壊して農地に流れ込んだ。一部で道路や橋が崩れ、経済コストは18億5,000万キープを上回ると推計されている。

出所：「Lao People Newspaper」（2007年10月18日及び22日）

マレーシア

マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

ノーハヤティ・ムスターファ



1. 気候変動に備えて：効率的な再生可能エネルギー・イニシアチブ

気候変動は今年最も多くの関心を集めているテーマであり、ニュースのみならず、アジア・メディア・サミット（5月29日から31日）、アジア太平洋円卓会議（APR）（6月5日から7日）、第12回アジア石油・ガス会議（6月10日から12日）、第2回公衆衛生に関するアジア太平洋会議（7月3日から5日）のように、多様なテーマを扱うセミナーや会議の場でも大きく取り上げられている。

1月に開かれた英国-マレーシア気候変動ビジネスセミナーでは、京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）に基づくマレーシアと英国企業の共同プロジェクトの可能性が話し合われ、2月には、副首相がサバ州ラハダトゥのサハバト FELDA（連邦土地開発庁）計画地に建設された同国初のパーム油バイオマス発電所の開所式に出席した。この発電所計画は、京都議定書に基づくCO2排出削減の国際的取り組みの一環として進められている政府認定のCDMプロジェクトである。

さらに内閣は同時期に、燃料の硫黄含有率に関する新規制を導入した。同規制はEUとほぼ同等の基準を採用し、ディーゼル油の硫黄含有率を0.3%から0.05%に、ガソリンでは0.15%から0.05%に引き下げることを義務付けている。7月初旬には、プランテーション・産業・商品省がグリーン燃料のエンボ・ディーゼル（パーム油5%とディーゼル油95%の混合油）の販売に補助金を出すことを発表した。また2008年初旬のバイオ燃料産業法施行に伴い、マレーシア・パー

ム油庁（MPOB）がバイオ燃料開発の規制担当省庁になる。

8月末には、ペラ州トゥロノにあるペトロナス工科大学（UTP）がハイブリッド車のコンセプトカーを開発した。同車は米国ピッツバーグで開催された2007年度発明展示会の「代替エネルギー」、「輸送」、「自動車」3部門で入賞し、金賞、銀賞、銅賞を獲得した。UTPはさらに、再生可能天然資源（パーム核油）からメタノールを生産する新たな方法も考案した。

持続可能なインフラ整備を強化するために、3月15日には首相がグリーン・ビルディング・キャンペーンを打ち出した。同計画は、(i) 持続可能な敷地計画、(ii) 水及び水効率の確保、(iii) エネルギー効率と再生可能エネルギー、(iv) 原材料と資源の保全、(v) 室内環境の質、及び (vi) 設計イノベーションに基づいた建設促進をめざしている。また6月には「スリア2000プログラム」が発足し、建物一体型太陽光発電（BIPV）システムを設置するために住宅所有者が補助金を申請できるようになった。

2. 生物多様性：動植物再生の取り組み

ペラ州クアラグラのマタン・マングローブ保護林では、3月初旬から天然資源環境省（MONRE）がシロトキコウの飼育下繁殖を実施している。同じ頃、NPO団体「タツノオトシゴを救え（Save Our Seahorses : SOS）」は、プライ川（ジョホール州）河口対策委員会を結成し、統合的沿岸管理計画を実施することを提唱した。

4月には、マレーシア海域に侵入して保護対象

の2種類のカメを捕獲したとして、中国の漁師17名が総額180万リングットの罰金を科された。カメの保護を強化するため、当局は7月にさらなる対策を発表し、現在カメの捕獲に使用されているJ型フックはカメの口の奥深くに引っかかり好ましくないとして、すでにパハン州で使用されているより安全な「カメに優しい」フックを今年中に導入するよう全国の沿岸・深海の漁師に通知した。

同じく7月に、ペラ州のスルタンがWWFマレーシア・スマトラサイ調査チームを結成し、野生動物の専門家や研究者、WWF職員、有識者80名がベルム州立公園の7つの森林ブロックに生息するスマトラサイの追跡調査を行うことになった。また9月半ばの報道によると、動物部位の違法取引取締りの一環として、医薬品にクマのタンパク質が含まれていることを調べる検査キットが開発された。トレンガヌ州では、11月初めに州政府がマクジャク（マレーシアに生息するキジ科最大の鳥）の個体数を来年復活させることを提案した。同州では2月初めに、280万リングットを投じてセメロン滝付近に生物多様性研究センターを設置するという話も出た。

2月後半には、全国の緑地を買い上げて土地開発を防ぐために、NGO団体や各地の住民組織で構成される国家環境保全信託基金を設立して数百万リングットの資金を集めるという提案がなされた。ケダ州では、6月1日にランカウイ島がジオパークに指定された。東南アジアでユネスコから同承認を得たのは初めてで、広大なマングローブ公園、海岸や島等の天然資源、そして多人種文化といった3つの条件を満たしていることが証明された。8月の終わりにはサバ州のダナン・バレー・フィールドセンターに関する覚書が締結され、同センターがペトラ財団（英国支部のグリーン・ラバー・グローバルを通して）と王立協会東南アジア熱帯雨林研究プログラム（SEARRP）の支援を受けることになった。さらに10月第一週には、内閣がシャアラムのブキット・チェラカに植物公園を建設するために（2013年完成予定）、1億4,100万リングットを資金援助することを承認した。

最後に、特筆すべき以下の出来事があった。(i) 6月24日にサラワク森林公社、マレーシア・サバ大学、サバ野生生物局が共同航空測量を実施中に、ミリの沿岸でザトウクジラ（その他のクジラ

とジュゴンを含む）を発見した。(ii) 11月下旬にトレンガヌ州で、同地域ではめったに見られないアカアシチョウゲンボウが確認された。

3. 水不足の危機に備えた統合水資源管理

セランゴール水道供給会社（SYABAS）は、2月にクランバレーの水不足緩和を目的とした地下水開発計画を発表し、その後来る水不足に備えるための対策リストを作成した。また国家水道サービス委員会（SPAN）のザイニ・オマール新会長は、セランゴールで行われる水資源保全キャンペーンに向けて、危機発生時にも年中無休24時間体制で水道水を供給することを保証した。

ISISマレーシアは、3月22日の「世界水の日」に合わせて「持続可能な水資源と環境への挑戦」と題する会議を開催した。セランゴール・クアラルンプール・ブトラジャヤ水資源協会（SKLPWA）、政府機関及び水関連企業が後援する同会議では、「水資源管理における政府と産業界の役



「持続可能な水資源と環境への挑戦」会議で基調演説を行う
リム・ケン・ヤク エネルギー・水・通信大臣（2007年3月）
（写真：ISIS）



「持続可能な水資源と環境への挑戦」
会議でのパネルセッション（2007年3月）
（写真：ISIS）

割]、「水資源及び排水管理に関する課題」、「固形廃棄物との関連」、「集水域の保護」、ならびに「消費者の懸念と生産者の能力とのバランス」等さまざまな問題が話し合われ、エネルギー・水・通信大臣による進行の下、水不足の危機を緩和するために雨水の貯留と地下水の採取が提言された。

4ヵ月後、MONREは現行のばらばらなアプローチを改善して統合水資源管理システムを構築するために法律を制定すべきだと提起し、その方向性に従って、7月後半には水道サービス産業法の下で上水道と下水道の料金システムを統合させることが話し合われた。同時に当局は、水資源を保全し、水の消費を減らし、老朽化した水道管を取り替えて無収水（NRW）を削減することによって水不足が緩和できると述べ、第9次マレーシアプラン（9MP）に基づいて同計画に6億4,000万リンギットの予算を割り当てた。現在進められているパハン-セランゴール水供給プロジェクトは、11月に合意書が調印される予定である。

また、現在期待が寄せられている出来事が2つある。一つはマレーシア科学大学（USM）がFELDA財団支援のプロジェクトの下でパーム油廃液を飲料水に変える技術を開発したこと（3月10日報道）、もう一つは、8月下旬にペラ州で地下水源の可能性のある巨大洞窟が発見されたことである。

4. ごみ埋め立ての代替方法を定めた固形廃棄物処理法案を検討中

一般廃棄物の代替処理方法が模索されており、セランゴール州では2月に、廃棄物の埋め立て削減対策として人口密集地域で移動式焼却炉を使用することが検討された。また3月初旬には副首相が東京のごみ焼却場を視察し、日本の衛生的な廃棄物処理法を見学した。7月下旬には、焼却施設、ごみ固形燃料及び再生可能資源等、より適切な固形廃棄物管理方法が検討されたが、それで埋立地の問題が完全に解消されるわけではないのは明らかである。

ごみのリサイクルを推進するために、固形廃棄物処理法案が上程され次第、住宅・地方自治体省（MHOLG）がごみの廃棄料金を公表する予定である。捨てる量が多いほど支払いも高くなり、リサイクルを行わない者へのペナルティも規定されることになっている。6月下旬には、10億リンギットの予算を投じて全国の廃棄物処理事業を合理化及び一元化することが発表されたが、担当機関はまだ決定していない。

固形廃棄物処理法案は、同処理に関する裁定機関も規定することになっており、さまざまなクレーム（特に事業者課される料金の問題）を扱うことになる。さらに同機関の設立によって、廃品回収業者、未登録のごみ収集者、リサイクル品、不法投棄等の問題もより適切に処理されると期待されている。埋立地建設の規制も厳しくなり、製造業者には製品の回収、安全な処分、リサイクルが義務付けられる。

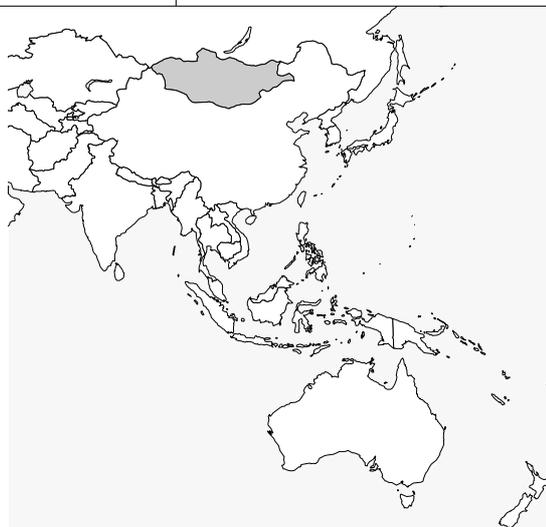
現時点で明るい展望を見せている2つのプロジェクトがある。一つは長年問題となっていたタマン・ベリンギンのごみ投棄場で、マレーシア初の完全人工的埋立地閉鎖・再生計画である。2006年3月15日に閉鎖された同埋立地には、市が2,400万リンギットをかけて美しい芝生の生えた託児所を建設する予定で、周辺の賃貸料や地価がすでに急上昇している。もう一つはクランのメルで実施されている「ごみ買い取り」プログラムで、1キログラム当たり10センでごみを引き取っている。同プロジェクトは大成功を収めているが、儲けを狙った住民によるごみの盗難も懸念されている。



クアラルンプールごみ投棄場で進む衛生的な埋め立て
（写真：ISIS）

モンゴル

≡≡≡ モンゴル自然環境省
 ≡≡≡ 特別保護地域管理局局長
 ≡≡≡ アユシュ・ナムカイ



1. 遺伝子組み換え生物法が制定

モンゴル国会は、自然環境省が地球環境基金とモンゴル政府との協力の下で実施している国家バイオセーフティ枠組みプロジェクトの一環として、6月に「遺伝子組み換え法」を可決した。

同法の主な目的は、遺伝子組み換え生物の安全な取扱い、使用及び国境を越える移動、並びに国内におけるバイオセーフティの確保に関する規制を定めることで、合法性や経済的な面において、新法制定がバイオセーフティの維持や生物多様性の保護・持続可能な利用に寄与すると期待されている。

さらに、関連の国家行政当局や生物研究機関の代表13名からなる「バイオセーフティに関する国家常任委員会」も設立された。

バイオテクノロジーや遺伝子工学の急速な発展に伴い、現在これらの技術によって生まれた製品が日常的に消費されている。このように幅広い分野で遺伝子工学が利用されている中、悪影響を防止しながら、遺伝子組み換え生物の恩恵を享受することが重要である。

出所：「Turiin medeelel」誌（第8号）2007年

2. 新「森林法」が承認

8月18日にモンゴル国会で承認された新「森林法」は、これまでの森林管理政策を大幅に見直す内容となっている。

新たに制定された森林法は、地元の地域社会に森林資源を配分・貸与してコミュニティベースで

共同管理することを奨励し、同法及び新たな森林政策は、2021年までに国有林野の約50%を地元の地域社会に配分することを目指している。モンゴルは広大な森林面積を有しているが、これまでは最低限の森林資源管理が行われていただけであった。また、新法によって、森林利用者グループ等の設立も可能になった。

地域社会、経済団体、共同管理機関には、まず1年間の森林資源所有権が与えられる。これはいわゆる準備期間で、村（バグ）議会、区（ホロー）議会など行政区の提案や、郡（ソム）議会のような地区レベルの決議に従って、その後10年から最高60年までの契約期間を結ぶことができる。

新法には、これまでの森林管理体制を見直すとともに、国家レベルで森林省、県（アイマグ）・地区レベルで森林部局を新設し、森林資源の安全な利用・再生・保全に関する関係者全ての役割と責任を明確化すべきであると記載されている。

出所：「Turiin medeelel」誌（第27号）2007年

3. 大気汚染軽減策の実施

モンゴルが抱える最も深刻な環境問題の1つは大気汚染で、ウランバートルでは大気中の二酸化窒素濃度が許容レベルの2～3倍に達し、冬期には大気中の二酸化硫黄濃度が2.5倍になる。この状況を受けて、大気汚染軽減策に関するモンゴル国会決議第46号及び大気汚染軽減策に関するモンゴル政府決議第218号が制定・施行された。

これらの対策には、「汚染者負担原則」に基づく規制の制定、原炭消費の大幅な削減、ゲル（移

動式住居)から近代的住居への移行、熱損失の削減、大気質の監視強化、並びに資金確保が含まれる。現在2008年度の対策費として、原炭消費の削減、国家大気管理局の新設、5ヵ所の居住区及び1ヵ所の移動局を結ぶ大気質管理ネットワークの拡大に計20億トゥグルグの予算が計上されており、さらにゲル地区再建のための資金拠出も決定している。

出所：「Turiin medeelel」(第19号) 2007年

4. 鉱業活動による環境影響軽減プログラム

331の鉱山会社を対象に2006年に実施された調査によると、鉱業活動によって破壊された土地13718.5ヘクタールのうち、回復された土地は2553.2ヘクタール(18.0%)にすぎず、残りは破壊されたままになっているという。

自然環境省はこの調査結果を受け、鉱山の開発・採掘活動には環境に安全な技術を使用すること、そして未回復の鉱山地域の回復作業を行い、今後は鉱業活動と並行して回復措置を講じること等の対策を定めた。さらに同省は、モンゴル政府が策定した「鉱業活動による環境影響軽減プログラム」を管轄することになった。

プログラムの実施によって法的調整が図られ、2012年までに適正な所有者が存在しない未回復地はなくなり、未回復地の少なくとも80%に技術的・生物学的措置が講じられると予測されている。

出所：「Zuunii medee」紙(第2号) 2007年

5. 生物多様性条約(CBD)第3回国別報告書の作成

生物多様性条約(CBD)の締約国であるモンゴルは、環境行動計画「モンゴル・アジェンダ21」及び保護区に関する国家プログラム、砂漠化対策行動計画、気候変動に関する国家行動プログラム等の分野別計画を通してCBDの規定を国家戦略に取り入れている。さらにCBD締約国の義務として、国連開発計画(UNDP)の支援の

下で地球環境ファシリティー(GEF)基金を得ながら、国家生物多様性戦略行動計画(BSAP)を策定した。

同時に自然環境省は、生物多様性条約(CBD)締約国のための第3回国別報告書作成指針に従って、同報告書の作成に取り組んだ。

作成に必要なデータは、生物多様性保全に関する政府方針、2003年度・2005年度環境状況報告書、生物多様性条約(CBD)第2回モンゴル報告書、国際・国家プロジェクト報告書、研究成果その他関連刊行物を含む様々な情報源から収集された。完成した報告書は、CBD事務局及び国連環境計画(UNEP)に提出され、他省庁・研究機関・大学へ配布されるとともに、一般にも公開された。

本報告書の作成にあたっては、関係省庁やNGO、様々な専門・研究機関の科学者及び研究者も多大な貢献を行った。

出所：生物多様性条約(CBD)第3回モンゴル報告書(2007年)

6. 東アジア生物圏保存地域ネットワーク(EABRN)第10回会合が開催

国連教育科学文化機関(ユネスコ)東アジア生物圏保存地域ネットワーク(EABRN)第10回会合が、モンゴルMAB(人間と生物圏)国内委員会、モンゴル・ユネスコ国内委員会、モンゴル自然環境省及び韓国環境部の共催で、9月2日から5日にかけてモンゴル・テレルジ国立公園で開催され、EABRN及びユネスコ北京事務所への専門的・財政的支援の継続、並びに協調体制について話し合われた。

第10回EABRN会合のテーマは「自然の聖地の保護：生物多様性保全の重要性」で、生物圏保存活動に関する国別報告書が発表され、参加者はグローバルMABネットワークに基づく東アジア生物圏保存地域ネットワークに関連した様々な問題を議論した。また、EABRNメンバー特別委員会会合での決定により、輪番制に従って次回第11回会合を北朝鮮で開催することが提案された。北朝鮮のMAB委員会代表は、第11回会合の開催に関するEABRN事務局の決定を当局に報告することになっている。

第11回会合では、生物圏保存（BR）管理等におけるGIS技術について、第3回EABRN研修が行われる予定である。また、生物圏保存レビュー会議の開催や、日本、韓国、ロシアのBR地図作成についても、引き続き検討が進められる。

出所：「Unuudur」紙（第193号）2007年9月3日

ミャンマー

世界自然保護基金（WWF）拡大メコン・タイプログラム
 地域・準地域保全
 ミャンマープログラム調整官
 ウー・ティン・タン



1. ミャンマーの野生動物取引

ミャンマーでは野生動物の違法取引が横行し、固有種の生存に深刻な脅威をもたらしている。1980年代後半から1990年初頭にかけてルイリヤやタチレクの市場でトラの骨・油・皮の需要が高まり、現在ミャンマーではトラがほぼ絶滅の状態にある。今でもカワウソ、センザンコウ、ガウア、カモシカ、シカ、クマ、サル、ヤマネコ等の体の一部が地元の昔ながらの薬局で普通に売られており、最近では森に住むゾウの減少に伴って象牙の価格が高騰している。これらは地元の市場でもある程度売買されているが、ミャンマーの野生動物が減少している一番の原因は、需要と購買力の高い中国やタイとの越境取引にある。国境沿いの町には闇市場があり、特殊なルートを使って野生動物が密輸されている。今年は特にカメが密輸の対象になり、違法取引を撲滅する効果的な対策がとられない限り、近い将来多くの種が絶滅する恐れがある。

ワ族と呼ばれる軍閥が支配するミャンマー＝中国国境沿いの辺境の町モン・ラでは、野生動物が表立って売買されており、トラ、ヒョウ、ウンピョウの皮がそれぞれ1枚約1,500USドル、750USドル、120USドルで売られている。生きたクマ、マカク、コブラ、オオトカゲ、カメが地元の料理店の食材として用いられ、さまざまな野鳥を入れたカゴが店先に並べられている。野生動物の違法取引による利益は年間数十億ドルに上り、マッドクラブ、ウナギ、軟体動物、ヘビ、カメを大量に積んだトラックが毎日ムセールイリ間を往来していると言われている。

集中的な森林伐採によって密猟者が密林の奥深くまで入りやすくなったことも、違法取引を助長させる一因である。ミャンマーで野生動物の違法取引ネットワークを率いているのは、ヤンゴンやマンダレーを拠点とする複数の密輸組織であるとされており、組織のメンバーが現地で野生動物の違法採取を行っている。これらの活動は高度に組織化され、麻薬密売組織や軍閥も関与している。



野生で発見されることがなくなり、もはや養殖場や市場でしか見ることができなくなったビルマホシガメ



モン・ラの市場ではさまざまな種類のカメが売られている。

ミャンマーはワシントン条約（CITES）の加盟国であるが、一国の政府だけでこの現象を食い止めることは不可能で、地域的な取り組みが不可欠である。

出所：「ウィークリー・イレブン・ニュース」2007年8月15日、2007年10月24日

2. バイオ燃料は天然ガスに対抗できるか？

今年前半、新聞の一面には全国で展開されているジャトロファ（南洋アブラギリ）のプランテーションに関する記事がよく掲載されていた。政府がジャトロファ・プランテーションを優先プロジェクトに位置づけているのは明らかで、未来のエネルギー需要がバイオ燃料によって一部解決すると期待されていた。現在、全国70万ヘクタールの土地でジャトロファが栽培されているが、一つの種を大規模に栽培することの影響、つまりアレルギーや昆虫の大発生について懸念が生じ始めている。ミャンマー政府の広報番組では、ジャトロファの種から抽出したバイオディーゼルで走る車の映像がよく流されている。ジャトロファは栽培コストが安く、搾油作業も簡単なため、農家自らが農業機械、水ポンプ、発電機用の燃料を生産することができる。さらにミャンマーには限界耕作地が豊富にあることから、政府は今後3年間に、各州・管区のそれぞれ50万エーカーの土地にジャトロファを栽培する計画を立てている。ミャンマー・エネルギー計画局局長は、ジャトロファの栽培面積を来年末までに280万ヘクタールに拡大したいとし、一部企業も全国規模でジャトロファ搾油工場を建設するための技術開発・研究・

投資計画を真剣に検討し始めている。

しかし、今年後半になってからジャトロファ・プランテーションの話題が報道されなくなり、ジャトロファの処理・収穫・貯蔵関連の技術やエンジン開発・改良、ビジネスモデル等に関する情報も公表されていない。現在ミャンマーでは、豊富な天然ガスを輸出して経済発展を進めているが、ジャトロファ栽培計画は果たして現実的な政策であるのか、夢物語に過ぎなかったのではないかと懸念の声が上がっている。

出所：「ミャンマー・タイムズ」2007年11月5日～11日

3. 景観保全の取り組み：ラカイン・ヨマ山脈

ラカイン・ヨマ山脈は、国の南北を縦断する丘陵地帯でヒマラヤ山脈に連なっている。長さ450キロメートル、幅64キロメートル、面積は約20,720平方キロメートルで、ミャンマーの西岸に沿って位置し、東斜面は半落葉樹林、西斜面は半常緑樹林に覆われている。北部の標高1,330メートルに対して南部は330メートルしかなく、人口がまばらで東南アジアの中でも特に無人の土地を広範に有している。主要な野生生物や未知の動植物の宝庫として知られ、起伏の多い地形で何世紀にもわたって独自の生態系が維持されてきた。ゾウ、トラ、テナガザル、絶滅寸前のヒラタヤマガメ (*Heosemys depressa*)、貴重な野鳥を含む多くの絶滅危惧固有種が生息し、山脈を流れる短い河川にもさまざまな淡水魚類が住む同山脈は、世界的に重要な景観である。

しかし現在、これらの地域は、野生動物の違法取引、森林伐採、焼畑農業、魚の汚染、ランや薬



シャン州東部のジャトロファ栽培地



森林の環境保全問題に直面する広大なラカイン山脈



近年大規模な伐採が行われているラカイン山脈



テナンタリー管区タボイ地区沿岸の漁業集落

草その他食用植物採取の脅威にさらされ、農業の拡大、水力発電ダムの建設、工業地帯の設置、イラワディ川西岸の集落拡張、森林伐採の増加、パルプ工場での需要増加に伴う竹の伐採等の経済活動による影響も現れている。従って、政府と環境保全機関が協力して直ちに景観保全対策に乗り出さない限り、同山脈が誇る豊かな多様性や健全な生態系が今後も維持され、ミャンマー中部・西部5州（ゾウの保護区を含む）の住民に恩恵をもたらし続ける可能性は低いであろう。

出所：「ミャンマー・タイムズ」（原語版）2007年11月5日～11日；「リビング・カラー・マガジン」2007年12月

4. 海洋・沿岸地域の環境保全と持続可能な開発

海洋・沿岸地域の環境保全に関するセミナーが、6月29日にヤンゴンの国際ビジネスセンターで開催された。政府が主催し、企業グループの協力の下で実施された同セミナーの目的は、天然資源の長期的持続可能性を実現するために環境保全の必要性をミャンマー国民に広く認知してもらうことで、水産省、森林省、農業省、観光省の職員、企業関係者、国内NGOの専門家や大学関係者が参加した。セミナーでは、ASEANの海洋遺産公園があるメルギー諸島の海洋環境、マングローブ林の保全、サメとイルカの種構成、沿岸地域の海洋・大気現象等、さまざまなテーマの論文が発表され、観光省副大臣は「自然環境の保護と観光産業の発展」と題する独自の研究結果を報告した。同副大臣は、森林省が新設した環境保全国

家委員会の第2作業部会議長でもあり、セミナーの開会挨拶も行った。出席者の間で率直かつ活発な議論が展開され、環境保全には産業間・省庁間の協力だけでなく、NGO、非政府間国際組織（INGO）、学界、産業界、地域社会の参加も不可欠であることが強調された。このような傾向は、ミャンマーでの環境保全に対する気運の高まりや、この問題に取り組む当局の決意の表れでもある。同セミナーを受けて、9月12日～13日には「ミャンマー沿岸地域における持続可能な開発と環境保全のための行動計画」を策定するためのワークショップがヤンゴンで開かれた。多少の明るい兆しは見られるものの、珊瑚礁の深刻な破壊、ウミガメや海洋哺乳動物の激減、ミャンマー海域における沿岸・沖合漁業の漁獲高減少といった報告がある中で、ミャンマー沿岸では輸出収益の魅力に惹かれてガスの探査・採掘規模が拡大しており、環境保全専門家は海洋生態系の回復力を憂慮している。

出所：「ニュー・ライト・オブ・ミャンマー」（原語版）2007年6月30日

5. ミャンマー全土で大規模なダム建設

大きな河川が全土を流れるミャンマーは豊富な淡水に恵まれているが、政府はこれらの川に大規模水力発電所を建設する30年戦略計画を策定した。規模を問わず水力発電プロジェクトが国家開発計画の優先事項に掲げられ、大規模プロジェクトとなるサルウィン川のタサン・ダム（発電能力1,200 MW）やチンドウィン川のタマンティ・ダム（1,200 MW）、イラワディ川上流のミッソ

ン・プロジェクト（ダム2カ所の発電能力合計3,600 MW）等、現在各地の主要河川や支流でダム建設が進められている。

今年に入り、新聞の一面には政府高官がダム建設地を視察したという記事が多く掲載されるようになり、12月12日には、国家元首であるタン・シュエ議長が、スイスのコレンコ発電エンジニアリング社の技術支援を受けてドクタワディ川に建設されるイエユワ水力発電プロジェクト（790 MW）を視察した。同ダムは2009年～2010年に完成予定であり、RCCダムとしての規模が世界第3位、高さが第5位となる。

プロジェクト実施において環境影響評価（EIA）が十分実施されていないことから、このような大規模インフラ開発がもたらす影響が懸念されている。タサン、タマンティ・プロジェクトの場合、多くの固有動植物や生息地が消滅する上に、各ダムが完成すれば上流230キロメートルに及ぶ渓谷が水没するにもかかわらず移転後の生活手段がはっきりしないため、周辺住民の生活に深刻な懸



ベグー山脈のクン水力発電ダム建設地

念が生じている。ミッソン・プロジェクトでは、30の村に住む5,000世帯が水没するため、8,000人が家を失い、18,000エーカーの田畑や森林が水没、カチン州の文化的中心地であるマリ川＝ヌマイ川の合流地域が消滅する恐れがある。テナサリム川に作られるテナンダリー・ダムの場合は、アジア開発銀行（ADB）の生物多様性優先回廊地帯が消滅する一方で、製材会社がダム建設地に当たる森林での伐採許可を取得し、利益を上げている。

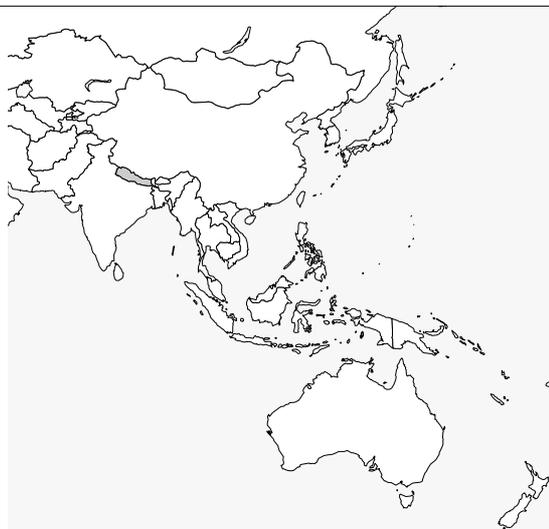
ミャンマーの水力発電プロジェクトへの最大出資国は中国で、雲南 ユナイテッドパワー社は、ルイリ水力発電プロジェクトに支援を提供している。インドはラカイン州のタッタイ・チャウン水力発電プロジェクト（100 MW）に6,000万USドルの融資を供与し、韓国電力公社（KEPCO）は2001年からミャンマーに支援を行っている。また多くの建設技師は日本で研修を受け、タイは2005年から2006年にかけて出資を行い、バングラデシュもミャンマーの水力発電部門に出資する予定である。

政府は、これらプロジェクトを系統的に実施し、ダムを早急に完成させる必要性を強調しているが、ダムが及ぼす影響に関するデータや情報はまだ十分に公表されていない。

出所：「ウィークリー・イレブン」2007年1月10日、2007年2月7日、2007年7月4日；「バンコク・ポスト」2007年9月6日；「ニュー・ライト・オブ・ミャンマー」2007年12月13日

ネパール

フリーランス・コンサルタント
プール・チャンドラ・シュレスタ



1. 絶滅の危機に瀕する鳥類

ネパールではすでに生物多様性が脅威にさらされているが、鳥類の減少というさらなる危機にも直面している。ネパール鳥類保護協会（BCN）が最近発表した報告書によると、同国に生息する鳥類の約3分の2の種が個体数を減らした。現在ネパールで確認されている鳥類は862種で、うち31種が国際自然保護連合のリストに記載され、世界的な絶滅危惧種に指定されている。

ネパールの鳥類の89%が、最大の脅威である生息地の消失と破壊に直面し、違法捕獲や人口増加による圧力の高まりも鳥の個体数に悪影響を及ぼしている。

湿地はカワセミやウォーター・ダック等の鳥の繁殖に最も適した環境の一つだが、その消失によって湿地性鳥類がさまざまな脅威を受けている。コシ・タップ野生動物保護区やコシ・ダムにある国際的に重要な湿地では多くの水鳥が激減し、チトワン国立公園の河川、湖、池でも湿地性鳥類の急激な減少が確認されている。

出所：「The Kathmandu Post」(2007年8月23日)

2. ティミ・コミュニティによる汚染対策の成功例

マディヤプール・ティミのスガ下水処理施設は、地域社会から出る下水を処理し、川を清潔に保つための成功モデルとして確実な成果を挙げている。

スガ（Suga）地区の住民が発起し、環境公衆

衛生機関（ENPHO）の技術支援と、国連人間居住計画（UNHABITAT）の「ウォーターエイド」の資金援助によって最近建設されたこの地域下水処理施設は、一般家庭、学校、カーペット工場を含む約100棟の建物から出る下水を処理している。

同施設はネパール初の地域下水処理施設で、1日およそ50立方メートルの下水を処理している。BOD（生物化学的酸素要求物質）、COD（化学的酸素要求物質）、TSP（総浮遊粒子）等の有害汚染物質の約95%を除去し、処理後の水はシッディ・カリ川に放流された後、最終的にハヌマンテ川に流れ込んでいる。ENPHOによると、同処理水の水質は国内排水基準を満たしており、天然水源に還元できるほどの浄化能力があることが実証されている。また同施設によって、物理的・化学的・生物学的汚染が除去されているだけでなく、これまで地域住民を悩ませてきた悪臭の問題も解消された。

出所：「The Himalayan」(2007年9月11日)

3. 国際NGOがベンガルトラの個体数調査を計画

現在複数の国際NGOが、ネパールの国立公園に生息するベンガルトラ（パンサータイガー）の個体数調査を計画している。これまでの調査では、ネパールには350頭から375頭のトラが生息しているとされている。

同調査はバルディア国立公園で開始され、ババイ川の氾濫原を中心に、7名の公園スタッフが最

新のトラ個体数計測計画案に従って、ババイの入口に当たるチェパン・エリアからモニタリングを実施する。過去5年間に及び国内の混乱や人間による脅威によって、ネパールのトラ生息地は大幅に縮小している。世界自然保護基金（WWF）がこのような調査を行うのは初めてで、結果に従って個体数が修正されることになる。

現在ネパールにはトラの生息地が3カ所ある。最も広いのはチトワンで、75%が同保護区内で生息し、他の2カ所はバルディアとシュクラファンタである。トラとその生息地を保護するために100万ドルが投じられる修正行動計画は現在最終草案の段階にあり、今後5年間に実施されるさまざまなトラの保護プログラムがまとめられる予定である。

出所：「The Himalayan」（2007年1月31日）

4. 重大な健康リスクが懸念されるカトマンズの大気汚染

カトマンズ渓谷では、車の排気ガスや粉塵による大気汚染が国内・国外の安全基準を超え、人々の健康がかつてない危険にさらされている。環境専門家は、大気質を改善するための適切な対策がとられない限り健康に重大な影響が及ぶと警告を発しており、国連環境計画（UNEP）、国際総合山岳開発センター（ICIMOD）及び環境・科学・技術省が発表した報告書にも、「カトマンズの大気汚染が引き起こす健康影響は極めて深刻である」と記載されている。

大気汚染物質にさらされると体内の防御システムが弱くなり、肺ガン、ぜんそく、慢性気管支炎や肺気腫等の呼吸器疾患が引き起こされる。肺気腫とは、肺胞と呼ばれる小さな袋の中に空気が溜

まり、呼吸困難や心臓疾患を招く症状である。また研究によって、大気汚染が心臓血管系や中枢神経系に悪影響を及ぼすことも証明されている。

「カトマンズ渓谷環境概況」という報告書の中でも、カトマンズ渓谷の大気汚染の最大の原因は車の排気ガスだと指摘されており、増加し続ける車の56%がバグマティ地区で登録され、そのほとんどがカトマンズ渓谷を通過しているという状況の中で、問題はますます深刻になっている。

出所：「The Rising Nepal」（2007年2月5日）

5. ヒマラヤ氷河が消失の恐れ

地球温暖化の地域的影響に関する会議で、「ヒマラヤの氷河が急速に溶け出し、50年以内に消滅する恐れがある」と専門家が警鐘を鳴らした。

同氷河が溶け出すことで、氷河湖の数や規模が急増し、決壊の危機が高まるとともに、山岳住民の生活への影響が懸念されている。国連環境計画（UNEP）のスレンドラ・シュレスタ地域事務所長はヒマラヤ氷河について、「現在のペースで気温が上昇すれば、50年後のヒマラヤには雪も氷もなくなっているだろう」と予測している。

この地域では、過去30年間に気温が10年当たり0.15℃から0.6℃上昇している。エベレスト南方のイムジャ氷河は年間約70メートルの速度で後退し、巨大な氷河湖が形成されている。1950年代にネパールで記録された氷河湖は12カ所だったが、2000年の調査では2,400カ所に激増し、うち14カ所が決壊寸前の状態である。

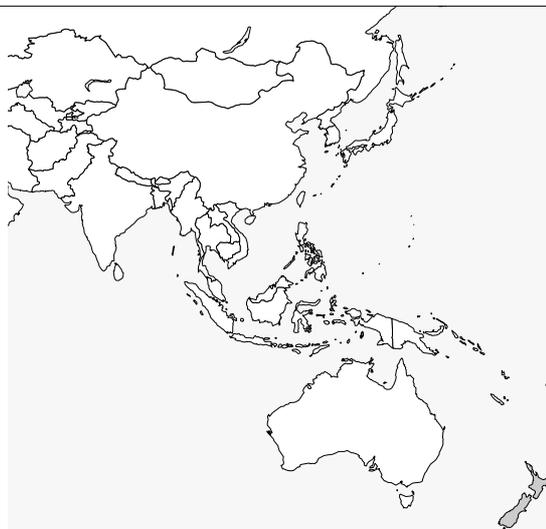
出所：「The Himalayan」（2007年6月5日）

ニュージーランド

ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

ピーター・ユーリッヒ

ピーター・クウエンホーベン



1. ネットオークションで排出権取引

ニュージーランドで初めて100%カーボンニュートラルなエネルギー供給会社に認定されたメリディアン・エナジー社は、9月に国内最大のネットオークションサイト「トレードミー」を通して自主的排出権取引を行った。

オークションにかけられたのは、二酸化炭素20トン分 (20 tCO₂) に相当する「家庭部門」の排出権2つと1,000トン分 (1,000 tCO₂) に相当する「業務部門」の排出権1つの計3件で、1週間の出品期間後に前者2件が3,000ニュージーランドドルと2,010ニュージーランドドル (1 tCO₂当たり120USドルと80USドル)、後者1件が19,262ニュージーランドドル (1 tCO₂当たり15USドル) で落札された。

この試みは多くの人々の関心を集めた。同オークションへのアクセス数は約3万5千件に上り、入札は300件を超え、メリディアン社はネット上で寄せられた数百件以上の質問すべてに対応した。質問の多さはこのオークションに対する意見の多様さを反映しており、「空手形の取引だ」、「排出権の二度売りだ」という否定的なものから「手持ちの排出権を相殺できる素晴らしいチャンスだ」という意見までさまざまだった。

このオークションには価格把握という目的もあったが、今回はニュージーランド市場で初めての自主的排出権取引という「記念的要素」もあったため、これらの価格が今後の排出権相場になると考えるべきではない。

家庭部門の排出権収益は、カーボンシンク (二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫) 機能を果たすニュージーランド古来の木の保護活動を行っている「ブ

ロジェクト・クリムゾン」に寄付され、業務部門での収益は、この排出権を作り出したテ・アピティ・ウィンド・ファームに還元された。

ニュージーランド証券取引所は、来年に排出権取引 (TZ1) を立ち上げ、急成長中の国際排出権市場と結びつける計画を立てている。

出所：<http://www.meridianenergy.co.nz/AboutUs/>

[News/NewZealanderswanttobuyvoluntarycarboncredits.htm](http://www.meridianenergy.co.nz/AboutUs/News/NewZealanderswanttobuyvoluntarycarboncredits.htm)

<http://www.tz1market.com/news.html>



北島パーマーストンノース付近のテ・アピティ・ウィンド・ファーム
出所：メリディアン・エナジー社

2. バイオチャー研究計画が発足

ニュージーランド政府は、気候変動問題に取り組む一環として、同対策に関するウェブサイトを開発している (<http://www.climatechange.govt.nz/index.shtml>)。特に重点を置いているのが持続可能な土地管理とその行動計画で、中でも期待されているのが、バイオチャー（木炭）技術の開発と将来的な商用化をめざし政府が1,000万ドルを投じて進めている研究計画である。2008年初頭には、バイオチャー研究を推進しニュージーランドの農業にバイオチャーを普及させる目的で、国内有数の大学に2つの教授職が新設されることになっている。

バイオチャーを隔離すると、二酸化炭素の大気放出を防ぐだけでなく、その抽出も可能である。大気中CO₂濃度の削減に寄与することから、土壌にバイオチャーを貯留することは、「カーボンニュートラル」ではなく「カーボンネガティブ」だとみなされている。バイオチャーは、炭素を土壌に隔離・貯留するとともに、集約農業によって生じる浸出水を吸着させてその移動を防ぐため、「環境アメニティの向上」と「ニュージーランドの河川・湖の保全推進」を実現する農業の強力な武器になる。

出所：<http://www.biochar-international.org/policyinnewzealand.html>

3. 環境保全成果レビュー報告書

同報告書は、環境と持続可能な開発に関してニュージーランドが国内で定めた目標及び国際社会での責任と照らし合わせながら、前回のOECD環境保全成果レビュー（1996年）以降にニュージーランドが達成した成果を検証している。またOECD環境戦略の観点から、前回のOECDレビューで示された提言に対する進捗状況も精査している。

審査によって、(1) エネルギー集約度が対象期間中に18%低下し、OECD平均と同等になっている、(2) 水の集約度、肥料・殺虫剤の使用はOECD諸国の中で低い水準を保っているが、いずれも対象期間中大幅に増加しているため結果的に環境への圧力を高めている、等の結果が明らか

になった。同報告書は、ニュージーランドが政策声明や国家環境基準という形で国の政策指針を強化するとともに、経済産業分野の意思決定に環境への配慮を盛り込むよう提案している。

環境管理、水、廃棄物、自然及び生物多様性、農業、林業と環境、国際協力についても包括的な検証が行われ、改善への提言が報告書にまとめられている。

出所：http://www.oecd.org/document/10/0,2340,en_2649_34307_37915274_1_1_1_1,00.html

4. 自然保護局が管理対象の土地を拡大

国の保護区が拡大していることについて、「土地の略奪」だと一部で批判の声が上がっているが、環境保護論者は、「保護区は生物多様性や絶滅危惧種を保護しているだけでなく、外国人観光客にとって魅力的な観光地でもある」と反論している。現在自然保護局が管理下に置いているのは、南島の42%（2003年の39%から増加）と北島の17%（2003年から1%減少）である。これは両島の土地面積の31%に当たり（2003年から1%増加）、土地の最適な管理法について国民的議論が求められている。自然保護局の年次報告書で指摘されているように、保護区が拡大している



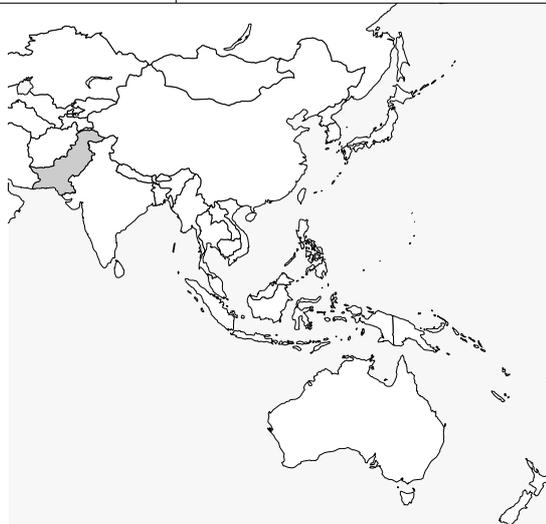
キーウィ（学名：*Apteryx australis mantelli*）
出所：ニュージーランド、プカハ・マウント・ブルース

にもかかわらず、ニュージーランドを代表する動物の遺伝資源減少を食い止める闘いはますます厳しくなっており、キーウィとキイロモフアムシクイの2種は特に懸念されている。しかし現時点では、環境保全の見地から必要な土地の規模を検証している研究は特に実施されておらず、「自然保護局が任務を果たすにはどの程度の土地が必要か」という疑問すら提起されていない。

出所：http://www.nzherald.co.nz/category/story.cfm?c_id=39&objectid=10475890

パキスタン

国連環境計画 (UNEP) 技術・産業・経済局 (DTIE)
 国際環境技術センター (IETC)
 プログラムオフィサー
 ムシタク・アハマド・メモン



1. 世界銀行が環境アセスメント報告書を発表

世界銀行が9月に発表した最新の報告書は、パキスタンの環境悪化が国の成長機会を脅かしていると指摘している。「パキスタン戦略的環境アセスメント」と題する研究によると、天然資源基盤の継続的な劣化と罹病率の増加によって、パキスタンでは年間少なくともGDPの6%に相当する約3,650億ルピー（60億USドル）のコストがかかっている。

同報告書は、大気汚染（屋内外を問わず）に起因する疾病や早期死亡が、環境損害コストの5割近くを占めていると述べている。子供の死亡件数のうち、室内空気汚染が原因とされているケースだけでも年間3万件に上り、コストの約3分の1（GDPの1.8%）は、不適切な水供給・衛生環境の結果発生した水媒介感染による死亡・疾病が原因である。さらに土壌の塩分蓄積・劣化による農業生産性の低下もコストの約2割を占めている。

また同報告書は、人口の3分の1以上が都市や町に住んでいるパキスタンを南アジアで最も都市化が進んだ国だとしているが、それゆえに都市汚染や産業汚染の危険にさらされる人も多い。いずれの大都市でも大気浮遊粉塵は安全基準を上回り、年間およそ22,700人の死亡原因となっている。

一方で、1992年に国家保全戦略（NCS）が採択されて以来、パキスタン政府が「環境問題に対する国民の意識向上」や「環境管理フレームワーク構築」において大きな進展をもたらしたと報告書は評価している。政府は2001年初めに国家環境行動計画を承認した後、2005年には包括



汚染の最大の被害者である子供たち（写真撮影：著者）

的な国家環境政策（NEP）を新たに採択し、それに伴い環境管理予算も大幅に増額された。

その上で報告書は、連邦・州・自治体が連携して大気汚染の改善に取り組むことや、水質保護に関する責任の所在を明確にすることを求めている。また、連邦と州の環境保護当局がインセンティブベースのパートナーシップを構築し、NEP目標達成度に応じて資源を割り当てることや、NEP目標の達成状況を毎年公開して説明責任を確保すること等の提言も行っている。

出所：世界銀行プレスリリース（2007年9月3日）

2. 車の排ガス削減対策

パキスタンでは1992年に2,951,600台だった車の数が2005年には6,048,300台に急増し、大都市の局地的大気環境を悪化させている。特に増えているのは2サイクルエンジン車と

ディーゼルトラックで、これらは最も汚染を引き起こす車種でもある。

政府は、車による汚染の削減と大気質の改善をめざして、圧縮天然ガス（CNG）の使用を推進しており、中期開発計画（MTDF）の中で、輸送部門のCNG年間使用量を2004年の210億立方フィートから、2010年には年間339億立方フィートに増やすことを目標に掲げている。

ガソリン価格の高騰が有利に働き、現在CNG自動車の需要が高まっている。特にここ2、3年の間にガソリン車からCNG車への転換が大幅に増加し、2006年4月末までに約100万台がCNG車に移行した。CNGスタンドの数は2006年5月現在国内におよそ930カ所あり、さらに約200カ所で建設が進められている。パキスタンはアジアで最もCNG自動車数が多い国で、世界でもアルゼンチン、ブラジルに次いで第3位である。

出所：Daily「Dawn」（2007年3月12日）

3. カラチをクリーンな都市に：固形廃棄物管理プロジェクト

パキスタン最大の都市カラチに住むおよそ1,000万人の住民は、固形廃棄物の急増等、数々の大きな環境問題に直面している。カラチ市は、都市を清潔に保つために、中国企業と「一般固形廃棄物及び有害医療廃棄物統合管理プロジェクト」契約を結んだ。日曜日には地元のホテルで調印式が行われ、カラチ市は上海神工環保株式会社と基本合意書（LOI）を交わした。

この契約に基づき、同企業は今後20年間、1トン当たり20ドルのレートでカラチ市のごみを回収し、埋立地まで運搬することになる。ごみの回収は戸別に行い、適切かつ安全な方法で埋立地に輸送するとともに、有害医療廃棄物その他化学廃棄物についても、環境に危険が及ばないように科学的方法で回収・処分しなければならない。また同契約は、料金を今後20年間据え置くことも定めている。

市職員は、固形廃棄物処理に年間30億ルピーの費用がかかってきたとし、「毎日8,000トンの固形廃棄物が発生しているため、中国企業に支払う処理料金は34億ルピーに上るだろう」と予測している。しかし同時に、これら廃棄物のリサイクルや、廃棄物を利用したエネルギープロジェクトで同企業が得た収益の15%がカラチ市に入ることになっていると同職員は述べている。

出所：Daily「The News」、Daily「Dawn」（2007年11月12日）



カラチをクリーンな都市に！（写真撮影：著者）

パプアニューギニア

パプアニューギニア・エコフォレストリー・フォーラム
情報マネージャー
ナウス・カマル



1. パプアニューギニアの林業管理について国際熱帯木材機関 (ITTO) 理事会で議論

5月に開催された第42回国際熱帯木材理事会 (ITTC) において、以前から論議の的になっていたパプアニューギニア (PNG) の林業が厳しい批判にさらされた。

ITTOは、PNGの林業について「管理体制が不十分で標準以下である」と指摘したが、これは以前から国内・国際団体によって批判されてきたことである。

しかし今回は林業を所管する国際団体からの批判であり、すでに問題視されているPNGの林業により厳しい目が注がれることになった。PNGの林業はこれまでも重大な人権侵害、持続不可能な伐採、法律及び成功事例の遵守違反等で繰り返し注目を浴びてきた。

ポートモレスビーで開催された今回のITTCでは、長年国民の間で懸念されてきた林業における不正行為の疑いや、ずさんな管理体制に関する報告書が発表され、政府に対して改善が要求された。理事会に先立って事実調査を行い、同報告書を作成したITTO調査団は、森林伐採権の配分プロセス、モニタリング活動及び一連の規則・規制のコンプライアンスの面で一貫性が欠けていると指摘している。

同報告書は、森林の持続可能性の観点から最大伐採レベルや伐採に適した立木の条件を設定する上で大きな問題があるとしているが、それ以上に深刻なのは、伐採用の森林エリアの指定、土地所有者との協定交渉、同協定の管理・監視・執行、現行の協定の延長を行う際の政府の法令順守の問

題であると述べている。

さらに報告書は、PNG森林局が森林資源の利用において政府の財政的利益を重視しすぎているため、政府のあらゆるレベルで利害の衝突が生じ、さまざまな決定に影響が及んでいると指摘している。また、国家森林委員会が1991年の森林法によって義務付けられている正式な手続きを経ずに決定を下すことがしばしばあり、その例として、ある森林管理協定 (FMA) がその2倍を上回る規模で延長されたことが少なくとも一度はあったとされている。

ソマレ首相はITTCの開会式で、「パプアニューギニアにおける林業の管理体制は改善されている」と強調したが、発表された同報告書が相反する結論を導き出しているのは興味深いことである。

とはいえ、このような批判は今に始まったことではない。過去に実施された政府公認のレビューにおいて、トス・バーネット元判事、オンブズマン委員会、フォレスト・トレンドが作成した報告



パプアニューギニア・ポートモレスビーで開催された第42回国際熱帯木材理事会 (ITTC) で演説をするマイケル・ソマレ首相 (左) (著者撮影)

書でも同様のことが指摘され、これらの報告書やその他多くの独立評価報告書によってその都度適切な改善策が提言されてきた。

他方、ITTC報告書は、林業のガバナンス向上に向けた市民グループの取り組みを高く評価しており、伐採活動のモニタリング、違法伐採木材の取引に対する厳しい監視、土地所有者との草の根レベルでの協力関係構築において、現地のさまざまなNGOが積極的な活動を行っているとしている。

2. 政府のアグロフォレストリー・プロジェクト案に異議を唱える土地所有者

政府が提案している大規模なアグロフォレストリー（森林農法）・プロジェクトに対して、多くの土地所有者から反対の声が上がっている。

このプロジェクトは、政府が鳴り物入りで推進している「経済回復政策」の一環で行われる予定だが、対象となる6つの地域に住む慣例的土地所有者は、政府の利益追求だけが目的の計画だと批判している。

プロジェクトには、広大な原生林を開拓して大規模なパーム油プランテーションを開発するという計画が含まれている。

しかし、環境への悪影響や、森林地域のコミュニティが受ける社会的影響を懸念する土地所有者たちは、これらの計画を押し進めようとする政府の思惑に疑問を抱いている。

現在アグロフォレストリー・プロジェクトが実施されている他の地域では、すでに社会・環境上の負の影響が認められており、土地所有者たちは同様の状況に見舞われることを危惧している。

2002年に発足したソマレ内閣は、国の天然資源を開発して収益を上げ、債務に苦しむパプアニューギニアの経済を活性化させることを政府の最優先課題の一つに掲げてきた。

国が求める収益向上対策の中心となっているのは、木材伐採、鉱業、石油・ガス採掘活動のような大規模天然資源開発プロジェクトで、環境への影響について批判されることも多い。

実際、すでにアグロフォレストリー活動が行われている地域では、水質汚染や、漁業・狩猟等のために必要な土地の不足といった問題が浮上している。

パーム油プランテーションで使用されている肥料の化学物質が河川に流れ込み、現地住民が健康被害にさらされているほか、プランテーション開発のために大量の森林が伐採されたことで森林の緩衝機能が失われ、これらの地域がサイクロン・地震・地滑り等自然災害の被害を受けやすくなった。

さらに、パーム油プランテーションの開発が他地域からの無秩序な人口の流入を招き、これらの人々が違法な活動を行っているとの報告もある。

パプアニューギニアでは、国土の95%が地元住民によって慣習的に所有されている。わずか5%の国有地は主に開発目的で取得されたもので、このような土地保有制度に基づいているため、土地の利用を伴う大規模な経済活動では、慣例的土地所有者が主な利害関係者だとみなされている。

8月、新アグロフォレストリー・プロジェクト案の対象となった6地域の土地所有者が、計画の詳細を知らされていないとして、プロジェクト策定までのプロセスを説明するよう政府に要求した。

6つのプロジェクト案とは、コリングウッド・ベイ、ムサポンガニ（オロ州）、バイナ（中央州）、アイタペ（サンダウン州）及びイリウアウアス、トリウ・ヘッドウォーター（東ニューブリテン州）のアグロフォレストリー・プロジェクトである。

土地所有者たちは、政府が適切な協議プロセスを経ずにプロジェクトを策定したと主張し、8月に行った共同記者会見で、「自分たちの知らないところで政府が事を性急に進めようとしている」と懸念を表明した。

さらに同記者会見で、プロジェクトの策定プロセス、ならびに現時点でプロジェクト実現のために取られた措置を説明するよう政府に要求した。

彼らは、これらプロジェクトの影響を最も受ける現地の住民を蚊帳の外に置くべきではないとし、政府の計画について説明を受けるのは資源所有者として当然の権利だと主張している。

3. パプアニューギニアのエコフォレスト トリーを支援する融資ファシリティ の設立

PNGマイクロファイナンスが7月にワリンディ・ネイチャーセンター（西ニューブリテン州キンベ）に設立した融資ファシリティは、パプアニューギニアにおけるエコフォレスト（環境に優しい林業）を促進すると期待されている。この融資ファシリティを利用できるのは、地元で設立された「FORCERTグループ認証サービスネットワーク」に加盟している製材会社や製材所である。

FORCERTは、持続可能な森林管理を目的にパプアニューギニアで設立された非営利組織である。メンバーは各村を拠点に活動しているエコフォレスト企業や地元所有の中央製材所で、森林管理協議会（FSC）のFSC認証とフェアトレード認証をマネジメント、マーケティング、ネットワーキングのツールとして用いている。

FSC認証は、メンバーである村の林家が適切に森林を管理していることを保証し、フェアトレード認証は、これらの林家が販売する製品に最良の価格を保証する。FORCERTは、国際的に認められたこの2つの認証をもとに、さまざまな木材種を高値で売れる、特殊ないわゆる「ニッチ（隙間）市場」を見つける役割を担い、現在すでに18の木材種に受注が入っている。

FORCERTは、地域社会ベースのエコフォレスト企業設立・発展を支援するだけでなく、中央製材所と村の林家によるいわゆるサービス・生産協定の締結も推進している。このような協定に基づき、まず個々の小規模製材会社が少量の木材をまとめて中央製材所に持ち込み、さらに各製材所の木材を集めることで輸出に適した量を確保している。

上記以外にも、FORCERTはそのネットワークを通して、多様な木材種の市場開発・仲介、製材・木材の品質管理・事業開発研修、並びに拡張支援等のサービスを提供している。

また、この支援サービスの一環として、メンバーが資本金や投資資金の融資を受けられるように、地元商業銀行のPNGマイクロファイナンスと契約を締結した。

FORCERTのレオ・アングクル事業開発担当者は、融資ファシリティ設立に当たり、「この国で

通常の方法で融資を得ることは、不可能とは言わないまでも極めて難しい」と述べ、メンバーが融資ファシリティサービスを受けられるようになるのは大変喜ばしいことだと語った。メンバーへの融資条件は非常に有利なもので、融資金額の10%をPNGマイクロファイナンスに預金するだけで融資資金全額を受け取ることができ、10%の固定金利で返済期間は3年と定められている。

PNGマイクロファイナンス・サービスの主な対象は、草の根活動でマイクロファイナンスを行っている人々や中小企業である。

また、PNGマイクロファイナンスのマネージング・ディレクター、ポール・ソーントン氏は、人々に経済活動への幅広い参加を促し、経済的自立と社会の繁栄に寄与することがPNGマイクロファイナンスの使命だとし、この融資ファシリティによってFORCERTの認証を有する土地所有者がパプアニューギニアの経済発展に参加しやすくなり、保有する資源に適正な価格が付けられるようになれば、持続可能な資源管理の確保にもつながるだろうと述べた。そしてFORCERTメンバーに対し、融資ファシリティがFORCERTに参加する土地所有者の生活を改善するのは確実で、FORCERTとそのメンバーと共に長く相互に実り多い関係を築けることを楽しみにしていると語った。

FORCERTメンバーの林家や製材所は、融資ファシリティを利用して製材・加工設備や木材運搬手段（水牛車、モーター付き丸木舟、トラクター、トラック等）への投資資金を確保することができる。

ただし融資資格を得るにはいくつかの基準を満たさなければならず、まずFORCERTによる査定



持続可能なエコ木材の生産を目指して森林に
ポータブル製材装置を設置する地元住民

©FORCERT

を受けた後、PNGマイクロファイナンスが通常の融資申請手続きを引き継ぐことになる。

現在FORCERTは、ブーゲンビル自治区、ニューアイルランド州、東ニューブリテン州、西ニューブリテン州、モロベ州、マダン州及びアイタペ州でも活動を行っている。

FORCERTの詳細：forcert@global.net.pg

4. 地元NGOが先住民コミュニティ林業に対する認証資格を取得

国民・コミュニティ開発基金（FPCD）は5月に、優れた森林管理を実践している団体に与えられる国際的評価の高い認証資格を取得した。

同認証を与えた森林管理協議会（FSC）は、森林資源の持続可能な利用・管理に関して最良の原則・基準を採用している森林管理団体に認証を付与する国際的評価の高い機関である。

今回の取得により、FPCDはパプアニューギニアの数少ないFSC認証団体になる。

また、これまで大規模で持続不可能な伐採に反対し、持続可能なコミュニティ林業の推進に取り組んできた人々や地域団体・組織にとっても、認証取得が今後の活動の後押しになる。

FPCDはパプアニューギニアで設立された非営利NGOで、各地のコミュニティとさまざまな活動を行っている。特に力を入れているのが先住民コミュニティ林業（ICF: Indigenous Commu-

nity Forestry）関連のプロジェクトで、森林資源を保有する地元コミュニティ団体が持続可能なエコフォレストリー活動を実現できるよう支援を提供している。

現在FPCDがICFプログラムを実施しているのは、マダン州の森林コミュニティである。

FPCDは、FSC認証の取得に2年を要した。対象となったのはマダン州の森林資源所有者とのICFプログラムで、まずFSCの原則・基準に基づいて活動の質と基準が評価され、FSCが派遣した独立評価担当者による査定も実施された。2005年に予備評価を開始し、2006年には最終評価が実施され、認証取得が決定したのは今年の5月であった。

FPCDはマダン州の森林コミュニティと10年以上活動を共にし、多くの成果を収めてきた。その一つが、マダン州森林資源所有者協会（MFROA: Madang Forest Resource Owners Association）と呼ばれる森林資源所有者グループの設立で、FPCDはMFROAのメンバーにICFプログラムの管理に必要な土地利用計画、マッピング、調査、木材収穫・木材加工、マーケティング活動に関する技術支援を提供している。

他にもMFROAは、FPCDの支援の下で、ICFプロジェクトを通して製材製品の国際市場確保という画期的な成果を実現した。その結果、森林資源所有者たちはより良い値で製材製品を輸出し、余剰分を住宅建築等、地域のニーズに合わせて利用できるようになった。

フィリピン

≡ フィリピン大学
 ≡ 法学部
 ≡ 教授
 ≡ マーリン・M・マガローナ



1. 廃棄物エネルギー・プロジェクトが始動

アジア最大規模となるメタン回収・発電プロジェクトが12月初旬に発足する。実施するのはモンタルバン・メタン・パワー社で、同企業には最大の出資者である英国を始め、リサール州政府等が株主に名を連ねている。フィリピン初の「ごみメタン発電所」はリサール州ロドリゲス町に位置し、世界で2番目の規模になる。

ペドロ・クエルポ町長は記者会見の場で、同発電所が廃棄物から発生する引火性ガスのメタンを使用し、15メガワットの発電能力が期待されていることを説明し、「フィリピンの独立系発電事業者がこれほど大規模にごみ埋立地を利用するのは初めてのことで、アジアの汚染削減プロジェクトのモデルになるだろう」と述べた。発電所の原料としてマニラ首都圏の主なごみ集積場から集められるごみの量は、およそ1,000万トンと見積もられている。クエルポ町長は、同発電所がロドリゲス町の全住民約15,000世帯の電力を十分賄えるだけでなく、得られた収益を共有する自治体の利益にもなると述べている。

出所：「Philippine Star」（2007年6月8日）、「Philippine Star」（2007年11月21日）

2. 世界銀行研究報告：大気汚染によってマニラ首都圏で年間5,000人が死亡

世界銀行が委託した研究によると、悪質な空気環境や「屋外大気汚染」に起因する呼吸器疾患・

心臓血管疾患によって、毎年5,000人近くの早期死亡例が報告されている。「マニラ首都圏では同死因が全体の12%を占め、国内の都市で最も高い。全国的に見ても、大気汚染による死亡が死因の4%を上回っている」と同研究は指摘している。

世界銀行による同研究は、環境天然資源省（DENR）の最新データにも言及し、フィリピン各都市の大気汚染による具体的な死者数を挙げている（メトロ・セブ608名、ダバオ市414名、サンボアンガ市240名、イロイロ市204名、カバナトゥアン市134名、ゼネラル・サントス市117名、バギオ市102名、ブトゥアン市104名）。

さらに世界銀行の環境・農村開発局セクターマネジャー、ラフル・ラトゥリ氏は、「DENR基準を上回る都市の住民は合計1,800万人に上り、最も人口が多く大気汚染レベルも高いマニラ首都圏では、普通車やUV車が主原因の大気汚染によって、人々が最も深刻な健康被害を受けている」と述べている。

同研究の推計によると、大気汚染に起因する疾病の医療費は毎年約9億6,200万ペソで、大気汚染による収益損失額は年間67億ペソに及ぶ。

本報告結果は、9月4日に世界銀行が発表した「2006年環境保健に関するフィリピン環境モニター」に掲載されている。

出所：世界銀行「2006年フィリピン環境モニター」、
「Philippine Star」（2007年9月5日）

3. 油濁補償を義務付ける新法制定

昨年ガイマラス島で起こったフィリピン史上最悪の油流出事故を受け、2007年油濁補償法が6月4日に制定された。同法は、流出油の封じ込め・除去作業費と被害の補償費に当てるために、油濁基金の設立を規定している。年間15万トン以上の石油を海上輸送する個人及び企業は、同基金への拠出を義務付けられ、油流出事故発生時には、フィリピン沿岸警備隊の指揮下で封じ込め・除去作業が行われる。

出所：フィリピン上院議長室資料、「*Philippine Star*」(2007年6月3日)、「*Daily Tribune*」(2007年6月5日)

4. 地球温暖化に取り組む国家科学計画

科学技術省(DOST)は4月30日の記者会見で、地球温暖化に取り組むフィリピン科学界を対象に、包括的行動プログラムとなる国家科学介入計画を策定したと発表した。エストレラ・アラバストロDOST長官は、政策立案者がフィリピンの気候変動脆弱性評価に基づいて戦略を策定するに当たり、同計画が短期的・長期的指針になると説明している。

この行動計画では、気象天文庁(PAGASA)が主導機関として主な役割を担い、最新の気象衛星を活用しながら、地質災害マッピングやデータ収集、気候変動研究能力の向上に努める。また、フィリピン農業・林業・天然資源研究開発評議会(PCARRD)や水産海洋資源開発評議会(PCAMRD)等、DOST傘下の科学評議会から

も協力を求め、さまざまな技術資源を動員させて気候変動問題に取り組むことになる。PCARRDは現在、バイオ燃料その他環境配慮型代替燃料の研究開発プログラムを実施しており、PCAMRDは地球温暖化がフィリピンの漁業資源に及ぼす影響について重点研究を行っている。

出所：「*Business Mirror*」(2007年5月1日)

5. トヨタがフィリピンで大規模植林プロジェクトを実施

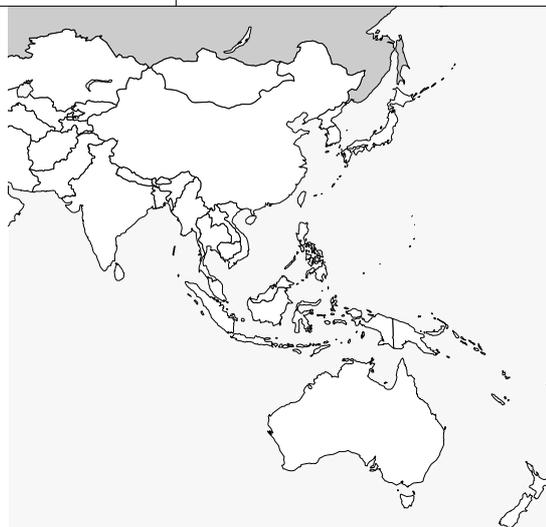
日本の大手自動車メーカー・トヨタ自動車が、トゥゲガラオ市カガヤン・バレーのベニャブランカ景観保護区域で、社会的責任プロジェクトの一環として約2,500ヘクタールの土地に植林活動を行うことになった。同社はすでに中国で植林プロジェクトを実施しており、2番目のプロジェクト予定地としてインドとインドネシアも候補に挙がっていたが、最終的にフィリピンが選ばれた。

9月14日の記者会見で、フィリピントヨタ社(TMP)のロンメル・グティエレス副社長は、同計画が環境天然資源省(DENR)との共同プロジェクトになると述べた。予定地の選定は、環境保護団体「コンサーベーション・インターナショナル」の提言に基づいて行われた。グティエレス副社長によると、同プロジェクトの期間は3年間で、300万USドルの資金が投入され、第2期としてさらに3年間延長することも検討されている。

出所：「*Daily Tribune*」(2007年9月15日)

ロシア

地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
アナトリー・レベデフ



1. アンガルスクで反原発団体が襲われ殺人事件に発展

ロシアでは、2006年にセルゲイ・キリエンコが原子力局長官に就任して以来、数々の計画が発表され、多くの国民の議論を呼んでいる。最初に政府に提出されたのは、海上原子力発電所を20カ所建造するという計画で、チュコトカ自治管区、カムチャッカ州、ムルマンスク州で市民の強い反発を招いているだけでなく、他の閣僚からも経済的正当性に欠けるとして厳しい批判を浴びている。他にもロシア全土を対象とした原子力拡大戦略を打ち出しており、「サハ共和国（ヤクーチア）南部の水力発電戦略」と呼ばれる計画書に沿っていないとして環境保護団体から非難されている。これらの戦略すべてが批判されているが、特に世界遺産のバイカル湖近くの都市アンガルスクでは、原子力計画に関連して事件が発生し、この夏最も深刻な関心が寄せられた。同地区には、核燃料・石油化学廃棄物処理施設の開発に反対する大規模な抗議キャンプが張られ、多くの環境保護団体や市民グループが参加していたが、7月にナホトカ出身の活動家1名が殺害され多くの人を負傷した。しかし、法執行機関と役人は、この出来事が刑事事件として立件されることを全力で阻止し、襲撃グループが地元の原発推進派から何らかの支援を受けていたとの情報もある。

出所：BROC、グリーンピース、バイカル環境ウェブ

2. 中国の水・エネルギー需要の圧力を受けるシベリア河川

今年ロシアでは「中国年」が開催されており、その一環としてシベリア河川に関連したさまざまな大規模建設・投資プロジェクトが発表されている。しかしその大半は、中国で高まる水及びエネルギー不足の軽減を目的とし、当初中国は、「中口間の国境を流れるアムール川にダムを建設する」というかつてソ連と締結したプロジェクトの復活を望んでいた。一方ロシアは、このプロジェクトが長年守られてきた農地や神聖な原住民の土地に悪影響を及ぼすことを隠そうとしていたが、多くの専門家によって、同計画が環境的に危険で経済的にも間違っていることが明らかにされた。シベリア地方の産業の将来性を楽観視しても、これほどの量のエネルギーを必要としないことは明らかであるが、中国はこのプロジェクトによって自国の領土に環境負荷をかけることなくエネルギーを獲得できる。主な問題は、このアムール・ダム計画においてロシア側だけが土地を失うことである。ロシア政府が国民の圧力を受けて同プロジェクトの中止を決定した矢先に、新たに「アルグン川からアムール川に流れる河川流量の約3分の2を中国に戻して国内で使用する」という中国側の計画が浮上した。ロシアはこの計画に影響を及ぼせるほどの国際的手段を有していないため、アムール川の水量が減少するかもしれないという問題は依然深刻である。また、ロシアのエネルギー独占企業も独自にシベリア東部のダム建設計画を立てており、この計画が実施されれば、中国にエネルギーを供給するためにロシアの広大な原生林や何百もの集落がダムに水没することになる。

出所：BROC、グリーンピース

3. シベリア横断石油パイプライン建設をめぐり数々の違反が発覚

現在、シベリア・太平洋石油パイプラインの建設が急ピッチで進められているが、建設に携わっている多くの労働者の中に地元住民はほとんどいない。当初シベリアの町に雇用をもたらすことを約束していたトランスネフチ社が、結局、ヨーロッパ・ロシアや中国から労働者を連れてきたからである。しかも、ロシア人労働者は賃金面で騙され、劣悪な労働条件、適切な作業着の不足、不十分な医療ケアの改善を求めて仮設村でストライキが実施されている。また、中国側のパートナー企業で世界的にも有名な中国石油天然気管道局(CPP)は、建設費を削減するためにパイプライン周辺の公共インフラ整備を計画していたが、トランスネフチ社のヴァインシュトク社長が交代した直後、CPP社から派遣されていた中国人労働者が「ビザの期限が間もなく切れるためロシアを出国するように」との警告を突然言い渡された。当初の決定が両国間の首脳レベルで行われていたことを考えると、誰がなぜこのような命令を下しているのか説明がつかない。建設に関しては、すでに1,000キロメートル以上のパイプラインが敷設されており、環境違反に対するさまざまな訴訟が提起されている。最も深刻な問題は、指定されている最先端マイクロトンネル技術を使用せずにレナ川の河床を爆破するという計画で、このプロジェクトは、当初市民の監視を避けて極秘に進められていた。シベリア河川の上流は今でも比較的水質が良く、地域社会や原住民社会は広大なシベリア河川に深く依存しているため、現在同計画に対してこれらのコミュニティから猛烈な抗議が巻き起こっている。

出所：BROC

4. 大きな法的・経済的变化に揺れるロシアの林業

ロシアの新たな「森林利用規範」が2006年後半によく採択されたが、同法は原木輸出税に

関する新たな政策と共に産業界に衝撃を与えている。原木輸出に携わる多くの企業が数年前から地方に加工工場の建設を進めているが、産業界全体は依然中国からの原木輸入に大きく依存しており、輸入量は今も増え続けている。ロシアの材木会社は、海外投資家に加工への出資を募っているだけでなく、新設された地方の森林管理当局に森林の借地権や原木の確保を保証するよう求めている。但し当局の手続きに関してはさまざまな問題がある。新法によって従来の許可制から申告制に



中国の木材市場

©Roman Fadeev, Vladivostok (Russia) -Suifenhe (China)



サハリンの森林にあるパイプライン

©Dmitry Lisitzyn, "Sakhalin Environmental Watch"

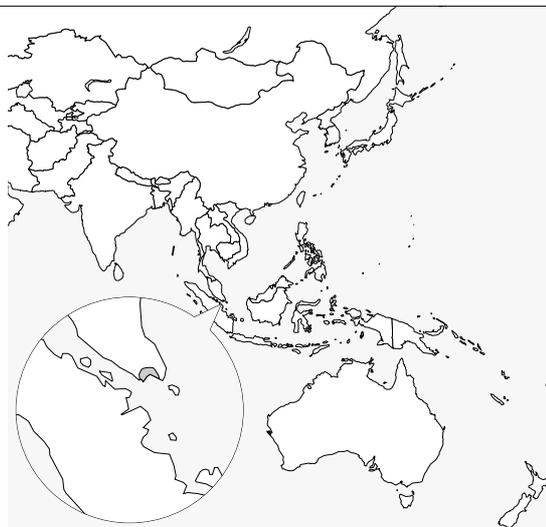
変わり、天然資源省内の森林局が今年中に関連規制を整備することになっていたが、策定が間に合わず、2009年1月まで許可制の延期が決定された。しかし、レスホーズ（森林管理署）がすでに廃止されているため、許可証を発行できる政府機関が存在しないという法的な矛盾が生じてくる。そこで2008年以降は、新たな地方森林管理局が従来の許可証を発行する暫定的な権限を有し、そ

の間に連邦当局が申告制度の構築を完了させることになった。しかし、最も効率的に運営するために、誰がどのような権限で伐採許可を与えればよいのかが定かではないため、2008年1月の新システム開始当初から多くの法的問題が浮上すると予測される。

出所：BROC

シンガポール

シンガポール国立大学 (NUS) 法学部教授
アジア太平洋環境法センター所長
ケン・リャン・コー



1. 感染症法 (第137章)

感染症法第137章第10条(1)(b)に従い、デング熱とチクングンヤ熱の監視に備えて、シンガポール医務局長は、シンガポール国立大学病院とタン・トク・セン病院に対し、デング熱、出血熱またはチクングンヤ熱患者の残留血清サンプルを国家環境庁 (NEA) 環境衛生研究所 (EHI) に提供するよう命じた。同命令の目的は、これら疾患の蔓延を防ぐことである (感染症 (感染症蔓延防止対策) 命令2007-2007年1月18日発効)。

2. 2007年環境汚染管理改正法

環境汚染管理法 (第94章A) が、「環境保護管理法」に改正され、それに伴い法令名も「環境汚染管理 (保護・管理及び資源保全) 法」に変更された。

環境汚染管理 (有害物質) 規制 (第4規制) (上記法令に基づいて制定) の付則も改正され、過酸化水素が除外された (No. S375, G.N. Nos. S77/2005; S713/2006 - 2007年6月22日)。

さらに上記法令に基づいて (付則2の改正 No.296) (2007年命令)、硝酸バリウム、過酸化水素及び硝酸ナトリウム等複数の物質が除外された。

3. 2007年放射線防護法

2007年放射線防護法は、(1) 核兵器不拡散

に関する規定を定め、(2) 核保障措置の実施・維持システムを確立し、(3) 上記関連事項を定め、(4) それに伴う他の法律を改正することを目的に、放射性物質及び照射装置の輸出入、製造、販売、処分、輸送、保管、所有及び使用に関する管理・規制を定めた放射線防護法 (1992年改訂版第262章) の改正に基づいて廃止・再制定された。

さらに同法第41条に従い、2007年放射線防護 (輸送・積み替え) (免除) 規制に基づいて、以下の放射性物質または照射装置に関する免除が定められた。

- (a) 輸送または積み替えのためにシンガポール国内に持ち込まれる場合、または
- (b) シンガポールに入国する船舶または航空機の装置の一部として運ばれる場合。

4. 喫煙 (特定場所での禁止) 法 (第310章第3条(1)) : 喫煙 (特定場所での禁止) 通知

禁煙規制の適用範囲が、一部の例外を除き、あらゆる敷地・建物内のディスコ、パブ、バー、ラウンジ、ナイトクラブ (プライベートクラブを含む) に拡大され (S268/2007、2007年7月1日施行)、さらに乗合バス、民営バス、民営ハイヤーバス、スクールバス、タクシーにも適用されることになった (S348/97)。

5. 2007年国家エネルギー政策報告書 (NEPR)

シンガポール政府は国家エネルギー政策報告書 (NEPR) を発表し、「経済競争力」、「エネルギー安全保障」、「環境の持続可能性」という3つの政策目的のバランスを図る国家エネルギー政策の包括的枠組みを定めた。またNEPRは、省際エネルギー政策グループが実行すべき以下の6つの主要戦略も提示した。

戦略1：競争市場の促進：エネルギーの価格妥当性を維持し、経済競争力を確保する。電力・ガス市場の自由化が進むことにより民間部門のイノベーションが促進され、エネルギー安全保障や環境保全成果が向上する。

戦略2：エネルギー供給源の多様化：エネルギー供給の信頼性を揺るがず価格上昇等を抑える。

戦略3：エネルギー効率の向上：ビジネスコストや環境汚染、CO₂排出量を抑制しながら、エネルギー使用とエネルギー輸入依存度を減らし、エネルギー安全保障を高める。政府は、省エネ技術・対策の導入を推進し、国民の意識を高め、省エネに関する能力・知識を高めるために、省エネ・プログラム事務局 (E²PO) を設置し、包括的な省エネ・マスタープラン (別名：E²シンガポール) を策定した。

戦略4：エネルギー産業の構築及びエネルギー研究開発への投資拡大：石油精製能力を高め、アジア第一の石油ハブとしての地位を確立する。政府は今後、液化天然ガス (LNG)、バイオ燃料、CO₂排出権等、エネルギー製品の多様化を図るとともに、太陽エネルギー、バイオ燃料、燃料電池を含むクリーンな再生可能エネルギー分野の成長機会も追求する。

戦略5：国際協力の強化：国の規模が小さく、工

ネルギー輸入に依存していることを考えると、エネルギー分野での国際協力は不可欠である。シンガポールはこれまで東南アジア諸国連合 (ASEAN)、アジア太平洋経済協力 (APEC)、東アジア首脳会議 (EAS) 等で行われてきたエネルギー関連の議論に積極的に加わってきた。気候変動に対して効果的な対策を講じるには国際的な取り組みが極めて重要であり、シンガポールは国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) や他の気候変動に関する会議にも積極的に参加している。

戦略6：全政府的アプローチの採用：エネルギー政策の複雑さや戦略的重要性が増しているため、全政府的アプローチをとる必要がある。通商産業省 (MTI) エネルギー局の新設や、エネルギー市場監督庁 (EMA) の拡大、クリーン・エネルギー・プログラム事務局及びE²POの設置等、既に組織改革が進められており、政府はエネルギーの経済的、環境的、国際的側面に関する政策研究を推進しエネルギー対話や域内協力に貢献する目的で、シンガポール国立大学 (NUS) にエネルギー研究所 (ESI) も創設した。

(国家エネルギー政策報告書全文はwww.mti.gov.sgで入手可能)

6. 環境法分野の能力開発

アジア太平洋環境法センター (APCEL) は、「気候変動と京都議定書に関する重要課題：アジアと世界」と題する会議を8月30日から31日にかけて開催した。また、12月5日から11日には、「都市及び産業環境管理に関するワークショップ：シンガポール・モデル」を実施した。

出所：<http://law.nus.edu.sg/apcel/new.htm>

スリランカ

≡ TVEアジア・パシフィック
≡ 会長兼チーフエグゼクティブオフィサー
≡ ナラカ・グナワルデン
≡
≡
≡



1. スリランカ初の石炭火力発電所建設がようやくスタート

スリランカ北西部州ノロチョライに同国初の石炭火力発電所を建設するという計画が、当初の提案から16年以上の歳月を経てようやく動き出した。300メガワットの発電所を建設し、最終的には900メガワットにまで拡大する予定で、総予算4億5,500万USドルのうち、中国輸出入銀行が3億USドルのソフトローンを供与する。運転開始は2011年の予定で、2010年以降発生すると予測されている大規模な電力不足の回避に間に合わせたいとしている。

環境保護団体やカトリック教会は、人々の健康・生活・環境を脅かすとして同プロジェクトに長年反対してきた。政府電力庁は、クリーンな石炭技術を用いて環境汚染を削減し、漁業その他生活手段への影響を最小限にとどめる対策を講じると約束しているが、これまで多くの約束が果たされてこなかったことから反対派は今も懐疑的で、プロジェクトの行方を厳しく見守っている。

出所：<http://www.themorningleader.lk/20071121/>

[spotlight.html](http://www.themorningleader.lk/20071121/spotlight.html)

<http://www.ejustice.lk/article-norochcholai.htm>

2. 内戦よりも深刻な影響を与えかねない気候変動

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、人為的気候変動がもたらす短期・中期・長期的影響をあらためて認めたことを受けて、スリラ

ンカ政府は気候変動への適応戦略を開始した。気候問題の専門家は、今後20年間の気温上昇によってスリランカの乾燥地域農業が打撃を受け、海面上昇が沿岸部の経済に深刻な影響を及ぼすだろうと警告している。

ジャフナ半島とその北東部の沿岸地域では、政府軍と反政府勢力タミル・イーラム解放の虎（LTTE）との間で25年間にわたり分離独立闘争が繰り広げられてきたが、スリランカ出身のモハン・ムナシグIPCC副議長は、数十年後にはその多くの地域が水没するだろうと予測している。

また環境大臣も、沿岸部の約55%が年間30センチメートルのペースで浸食していると警告を発している。このような浸食や浸水は観光地に打撃を与えるだけでなく、河川の塩水化を進行させ、沿岸地域の生態系をも脅かす。現在スリランカで発生している災害の7割以上が気候関連で、その最大の犠牲者は貧困層である。

具体的な気候変動適応戦略としては、耐塩性、耐乾燥性の作物品種の導入や、沿岸部でマングローブ、砂丘、珊瑚礁等の「自然障壁」を活用・保護するといった方法がある。

出所：<http://www.lbo.lk/fullstory.php?newsID=>

[1301661969&no_view=1&SEARCH_TERM=1](http://www.lbo.lk/fullstory.php?newsID=1301661969&no_view=1&SEARCH_TERM=1)

<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=37463>

3. 最高裁が国にコロombo市の大気汚染対策を命じる

悪化する大気汚染に対する市民社会とメディアの懸念に答えて、スリランカの最高裁判所が国に

救済措置をとるよう求めた。最高裁は10月に検事総長に対し、車両の排ガスによるコロombo市の大気汚染を軽減する新たな行動計画を、関係者を交えて1ヵ月以内に策定するよう命じた。

今回の判決は、法的手段を通して公益問題に取り組んでいる非営利団体「環境財団 (EFL)」の弁護士が起こした訴訟に対するもので、この弁護士は、人の健康を害する慢性的な大気汚染によって自らの基本的人権が侵害されていると訴えていた。スリランカには大規模な製造工場や鉱山がなく、大気汚染の主たる原因は車両の排ガスである。

裁判所は、大量の車両がコロombo市内に入ってくるのを防ぐために新たな交通システムを導入すべきだと述べ、さらに大気汚染を軽減するには、ガソリンやディーゼルから天然ガス燃料車への切り替えを促す制度が必要だと指摘した。この新計画は2010年から実施される予定である。

出所 : <http://www.dailymirror.lk/2007/10/13/front/02.asp>
http://www.lankabusinessonline.com/fullstory.php?newsID=238085516&no_view=1&SEARCH_TERM=24

4. 「環境税」の提案に批判噴出

政府が2008年度予算案の一部として「環境税 (ECL)」の導入を計画していることについて、11月に大きな議論が巻き起こった。予算演説の中で、大気・水質汚染や土壌侵食による環境への損害がGDPの約2%に相当するとの指摘があり、新環境税の収益が省資源対策の資金不足を補うとともに、リサイクル活動の支援にも当てられるとの説明がなされた。

環境税が導入されると、車や電話を所有または電気を利用している全ての世帯に年間240ルピー (2.20 USドル) の支払いが義務付けられ、

それによって毎年10億ルピー (918万USドル) の国庫収入が増えるの見込まれている。

しかし、税の徴収に収益と同等またはそれ以上のコストがかかるとの指摘がある上に、リサイクル能力が乏しいスリランカにおいて、収益が具体的にどう活用されるのか定かではない。また、さまざまな税の負担に悩まされる国民が省エネ活動を支持しなくなる恐れもある。

出所 : <http://www.themorningleader.lk/20071114/spotlight.html>
http://www.lbo.lk/fullstory.php?newsID=556816249&no_view=1&SEARCH_TERM=24



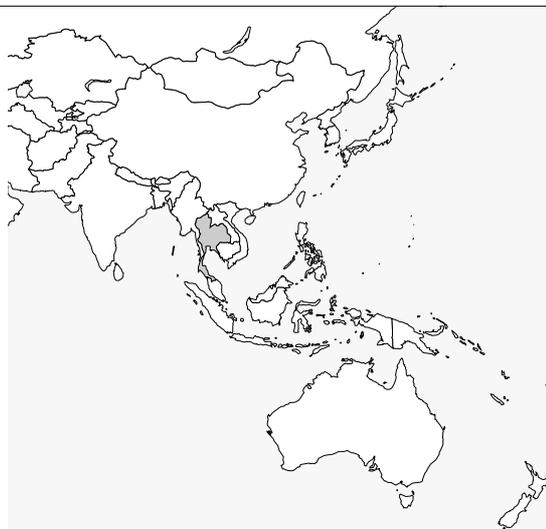
カルピティアの潟湖でマングローブの再植林を行う地元漁民
 (写真提供 : TVEアジア・パシフィック)



地元沿岸地域のハザードマップ (災害予測図) を作成している
 サルボダヤの青年ボランティア
 (写真提供 : TVEアジア・パシフィック)

タイ

≡ タイ環境研究所
 ≡ エネルギー・産業・環境部門
 ≡ リサーチフェロー
 ≡ ティタヤ・ワラヌサンティクル



1. タイが原子力発電所建設を計画

タイ暫定政府は、国内における継続的なエネルギー供給を確保するために、次期政府が行う原子力発電所建設に関する公募、ならびに代替・再生可能エネルギーの開発方法について複数の計画を策定した。

エネルギー省と科学技術省は、今年末までに原子力法の草案を国家立法会議（NLA）に提出することをめざしている。

今回初めて、代替電力源として4,000メガワット級の原子力発電所の建設が「2007年電力開発計画」に具体的に盛り込まれ、今年末には同建設の行動計画がまとめられることになっている。計画通りに実行されれば2020年までに建設が完了する予定で、エネルギー省は、前半の6年間を建設地の選定を含むあらゆる計画の策定に費やし、後半の7年間を実際の建設に当てる構想を立てている。

同計画によると、原子力発電所の建設予算はおよそ60億USドルで、タイ発電公社（EGAT）が800エーカーの敷地を探すことになっている。

出所：「Manager Online」www.manager.co.th（2007年10月15日）

「Bangkok Post」（2007年9月26日）

「MCOT」（2007年9月26日）

2. バイオ燃料開発の進展

タイではガソリンやディーゼル燃料に代わる代替・再生可能エネルギー源の開発が増えている。

タイはバイオ燃料の原料になる豊かな農業資源に恵まれており、サトウキビ、タピオカ、パーム油等、ガソリンやディーゼル燃料に代わるエタノール、バイオディーゼル燃料の生産に使用できるものもある。

ガソリンとディーゼルの代替燃料に関しては、政府が2008年4月1日から「B2」（バイオディーゼル燃料2%とディーゼル燃料98%の混合軽油）の使用を義務化する予定であり、また、現在政府が支援しているガソホール（エタノール5%とガソリン95%の混合燃料）は小売価格がガソリンより10%安い。

現在急激に伸びているガソホールの使用は今後もさらに高まると予想され、5年以内にガソリンとディーゼル燃料消費量の20%がバイオ燃料と天然ガスに切り替わることが目標に掲げられている。

出所：代替エネルギー開発効率局（DEDE）（2007年6月22日）

3. 洪水・暴風雨・地滑り対策のマスタープラン

内閣は、自然災害予防及び被災者支援のための洪水・暴風雨・地滑り対策マスタープランを承認した。

対象期間は2008年から2012年までの5年間で、国家経済社会開発委員会（NESDB）、内務省及び天然資源環境省が共同で策定した。同プランの目的は、（1）被災者支援及びリスクとダメージの効率的な軽減に関する枠組みと方向性の

設定、(2) 災害における地域社会の自助力と初期予防能力の向上、ならびに(3) 被災者の心の健康の早期回復である。

同プランは、「災害の予防・軽減」、「災害防備」、「危機管理」及び「災害後の管理」の4つの戦略で構成され、すべての関連当局に対し、主要調整機関である内務省災害防止軽減局（DDPM）と連携して行動するよう求めている。

出所：天然資源環境省（2007年9月30日）

4. アンダマン海の津波警報ブイを追加

タイ国立災害警報センター（NDWC）は、予算承認後に津波探知ブイをさらに2カ所、インド洋の中ほどに設置する計画を立てている。

タイは2006年12月に米国海洋大気局（NOAA）の協力を得てブイ1カ所を設置したが、場所はややインドよりだとされている。

追加のブイは、今年末までにプーケット島から約250キロメートルの地点に設置される予定で、タイや他のインド洋諸国がより早く警告を受けられるようになる。

他にも、今年12月の海流があまり強くない時期に、海洋沿岸資源局がサンゴ礁の移植を計画している。

出所：広報局（2007年9月12日）

5. タイ企業45社が炭素クレジットプロジェクトを申請

代替エネルギー開発効率局（DEDE）は、温室効果ガス排出削減をめざす京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）に基づいて作成されたプロジェクト3件が、CDM理事会に承認されたと発表した。

タイでは現在45件のCDMプロジェクトが申請されており、うち50%はバイオガス関連、25%はバイオマス関連、残りの25%はその他の分野である。これらのプロジェクトはまず天然資源環境省に提出され、個別に審査された後内閣が承認の是非を決定する。

現在内閣に承認されているプロジェクトは7件あり、今回その中のダン・チャン・バイオエネルギー（バイオマスプロジェクト）、A.T.バイオパワー（バイオマスプロジェクト）及びコン・ケン・シュガー（バイオマスプロジェクト）の3件が炭素クレジット取引プロジェクトとしてCDM理事会に登録された。

出所：Energy for Environment Foundation（2007年8月6日）

ベトナム

ベトナム社会科学アカデミー国際司法研究所
教授・編集主任
ファム・ヒュー・ギー



1. 米政府がダイオキシン保管地域の汚染除去に40万USドルを供与

ベトナム戦争終結から32年後の今年、ベトナム・アメリカ両政府がダイオキシンによる汚染問題解決に向けた協力体制を築くことになった。米政府は、かつてのダイオキシン保管地域の環境改善の技術支援に40万USドルの資金供与を行うことを承認し、まずはダナン空港から除染作業が開始される。

ベトナム戦争時、米軍はダイオキシンが含まれた枯葉剤およそ1,200万ガロンをベトナムの密林や緑豊かな高地に散布した。枯葉剤は軍事目的で使用される除草剤の中で最も有毒で、ベトナム軍が補給線を隠し、ゲリラ戦を展開していた密林の木々をことごとく枯らしていった。

ダナン空港はダイオキシン汚染が確認されている3つの空港の一つで、両国はダイオキシンの敷地外移動を最小限に抑えるための規制を設け、長期浄化計画を策定するために協力して取り組むことになる。この取り組み自体は意義のあることだが、問題の解決にはまだ長い道のりが待っている。ベトナムの専門家は、ダナン空港、ビエンホア空港、フーカット空港の汚染地域の環境改善には少なくとも7,000億ベトナムドン（約4,300万USドル）が必要で、さらに枯葉剤被害者を支援するためにはその何倍もの費用が必要だと推計している。

出所：ベトナム枯葉剤被害者協会

2. ベトナムで最も美しい浜辺が原油流出の被害に

今年2月の初めにベトナム中部の沿岸で原油の漂着が確認され、そのわずか数週間後には、クワンナム省、ダナン省、クアンガイ省、トゥアティエン・フエ省、クワンチ省、クアンビン省等、全ての中部諸省の沿岸が原油で覆われた。その後も原油の汚染は至る所で確認され、ハティン省や一部北部の沿岸にも流れていった。3月半ばにはフーイン省、バリア・ブンタウ省、ティエンザン省、カマウ省の沿岸にも深刻な原油汚染が及び、その規模は日に日に拡大した。中部ではこれまでに1,200トン以上もの原油が回収された。

中部沿岸で原油の漂着が確認されて以来、遭難救助国家委員会、天然資源環境省管轄の環境保護局、運輸省管轄の海運局、公安省管轄の環境警察局、外務省管轄の領事局、ベトナム石油公社（ペトロベトナム）、海軍、空軍及び国境警備隊等で構成される大規模かつ強力な対策チームが結成された。

各地で回収された原油サンプルの分析が行われたが、原油の流出源は特定できず、環境保護局は



原油の回収作業
Copyright ©Vietnam.net

流出の原因として以下の可能性を挙げている。

- i) 石油・ガスの探査・開発・輸送、あるいは南シナ海、特に中国・海南島の南東部を航行していた石油タンカーからの流出
- ii) 閉鎖された油田からの流出

出所：天然資源環境省

3. 首都ハノイ市がごみのリサイクルプロジェクトを拡大

日本の国際協力機構（JICA）が支援する「循環型社会形成に向けてのハノイ市3Rイニシアチブプロジェクト」が発足した。

ハノイ市では1日2,200トン以上のごみが排出され、そのうちバイオ肥料を製造するために郊外のごみ処理工場に送られている有機廃棄物はほんのわずかである。

廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）の頭文字をとって名付けられた「3Rハノイプロジェクト」は、家庭ごみの分別を推進し、ハノイ市都市環境公社が収集する前に各家庭によって有機・無機廃棄物が分別されるようになることを目指している。



有機廃棄物を緑のボックス、無機廃棄物をオレンジのボックスにそれぞれ分別
Copyright ©ハノイ市人民委員会

このような対策は、堆肥の生産や養豚等、他の収益性のある経済活動に活用できる有機廃棄物の利用促進に不可欠であり、有機廃棄物の利用により、すでに満杯状態のごみ埋立地への負荷が軽減し、環境面でもメリットが得られる。

同プロジェクトは、マスメディアや地域集会等さまざまな手段を通して、ごみ分別の経済的・環境的利点についてハノイ市民への環境教育を促進する目的もある。

今回の発足により、ハノイ市は日本の横浜、タイのハジャイ、マレーシアのペナンに次いで、アジアで4番目の3R推進都市になる。

出所：ハノイ市人民委員会

4. 環境問題担当の警察部署を新設

ベトナム公安大臣は、全国の省・直轄市の警察の傘下に環境問題担当部署を設置することを9月17日に決定した。

地方の環境問題担当部署は、環境警察局の下で環境に関する法律違反を取り締まり、汚染を引き起こしている生産施設の検査を実施することになる。

2006年11月に設立された環境警察局は、環境に関する法律違反を予防・発見・撲滅することを目標に掲げている。

ベトナムには深刻な環境汚染を引き起こしている生産・商業施設が4,000カ所もあるとされており、1999年には刑法で「環境違反行為」が定義されたが、現時点で起訴されたケースは1件もない。

出所：「Vietnam News Agency」

あとがき

「アジアの環境重大ニュース」は、IGESが1998年の設立以来毎年発表しているもので、2007年度版で10年目を迎えた。今回初めて報告が寄せられたパプアニューギニアを加え、3機関・23カ国から125件のニュースを収集し、地球温暖化、大気、水、廃棄物・リサイクル、森林、自然保護等、多岐にわたるアジアの環境ニュースを豊富に掲載することができた。

2007年は、アル・ゴア前米国副大統領と気候変動に関する政府間パネル（IPCC）がノーベル平和賞を受賞するなど、地球温暖化が世界中で特に注目された年であった。そのため今回の「アジアの環境重大ニュース」にも、温暖化に関するものが多く、ヒマラヤでの氷河融解や集中豪雨による洪水等、温暖化の影響に関する事例とともに、インドやバングラデシュにおける気候変動への適応政策や、東南アジア諸国で活発化するバイオ燃料の開発等、アジア各国で進められている温暖化への様々な取り組みも多数報告された。また、12月にインドネシア・バリで開催されたCOP13では、温室効果ガスの吸収源となる森林の保全が主要な議題のひとつとなったが、ラオス

やブータンにおける森林管理計画の策定や、インドネシアで進められている持続可能な森林資源の活用に向けた政策の実施等、森林保全に関する報告も今回は多く寄せられた。

今回の「アジアの環境重大ニュース」のもう一つの特徴は、各国政府・関係機関による環境問題への具体的な取り組みに関する報告が目立ったことである。アジアの経済成長に伴う環境の質の急速な低下を反映して、これまで以上の環境問題に対する意識の高まりと危機感の現れであろうと考えられる。現在、温室効果ガスの排出削減を行うと同時に、エネルギー効率や大気汚染の改善等、他の側面においても好ましい効果を生み出すような開発事業を促進するコベネフィット（相乗便益）の考え方がアジアで注目されている。今後は、様々な環境問題に対して、こうした持続可能な開発の見地からアジアに適した実効性のあるアプローチが一層求められるであろう。

「アジアの環境重大ニュース」では、今後も、アジアに広がるIGESの研究ネットワークを活用し、アジアの環境問題や環境政策に係わる現地発の最新情報を積極的に発信していきたい。

アジアの環境重大ニュースのこれまでのニュース

1998年アジアの環境重大ニュース 目次

[中国] 任勇 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 建設事業の環境保護管理に関する国务院条例
2. 国家環境保護局 (NEPA) の改組
3. 異常気象と上中流域における生態破壊の悪化による長江の洪水

[インド] マイティリ・アイエール 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 議会での生物多様性法案の審議
2. 高等裁判所によるフライアッシュ管理の命令
3. 国家首都圏 (NCR) でのディーゼル車の禁止

[インドネシア] モハマド・スリアニ 一環境教育開発研究所

1. インドネシアの新しい環境管理法
2. 持続可能な発展：その原則と実施
3. インドネシア生物多様性財団
4. インドネシアのデボックにおける新しいエコツーリズム開発

[日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 地球温暖化対策推進法の制定
2. 環境ホルモン問題の出現
3. 東アジアの酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の試行稼働
4. 地球環境戦略研究機関 (IGES) の設立

[韓国] 丁太庸 一国立環境研究所

1. 有害化学物質管理法とその規制
2. グリーンベルト (開発制限地区) の改革
3. 非武装地区 (DMZ) における初めての生態調査

[フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 1998年フィリピン漁業法における環境政策
2. フィリピンの都市における環境・自然資源担当官

[シンガポール] チャア・リン・シェン 一東南アジア研究所

1. シンガポール電子航海図システムの運用開始
2. 海洋に関する条約の批准
3. エネルギー効率に関する勧告の策定開始
4. ヘイズの影響

[タイ] トングロイ・オンチャン 一タイ環境研究所

1. サルウィーン森林伐採事件
2. 森林破壊と減少しつつある森林で生活する権利
3. エルニーニョの影響と森林火災の悪化
4. タイ-ミャンマーのガスパイプラインプロジェクト
5. 内陸部でのエビ養殖

1999年アジアの環境重大ニュース 目次

[カンボジア] コル・バサナ 一環境省国際公共協力部門

1. IUCN保護地域世界委員会の東南アジアでの第2回地域フォーラムへの参加
2. ワークショップ「国際的に重要な湿地に関するラムサール条約の認識」の開催
3. 「森林犯罪の監視と報告事業」実施へ
4. 地域の森林開発に関するワークショップの開催
5. 23の保護地域の管理に関する準行政命令の起草

[中国] 周新

一国家環境保護総局／環境経済・政策研究センター

1. 中国環境保護法施行20周年
2. 公害防止策の主な成果
3. 環境保護への投資増大
4. 長江、黄河流域の生態環境の保護

[インド] マイティリ・アイエール 一タタ・エネルギー研究所

1. 最高裁がデリーにおける排出基準を強化
2. フライアッシュの建築利用に関する省令の制定
3. バイオセーフティ議定書をめぐる政府間交渉

[インドネシア] モハマド・スリアニ 一国家学術会議

1. 地域開発における州自治
2. 新しい環境大臣のプロフィール
3. 持続可能な開発と州自治
4. 環境影響評価 (EIA) に関する新規則
5. 木材用プランテーション

[日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. トキのふ化
2. 核燃料転換施設での臨界事故
3. ダイオキシン類対策特別措置法
4. 第1回中日韓3カ国環境大臣会合
5. 1999年IHDP公開会合の開催

[韓国] 金承禹 一韓国環境政策・評価研究院

1. グリーンベルト政策の改革
2. 東江をめぐる論争
3. 「洛東江の水質改善計画」発表
4. 使い捨て商品の規制
5. 原子核放射能漏れ事故

[マレーシア] ワン・ポーシャ・ハムザ、 ノーハヤティ・ムスターファ 一マレーシア国際戦略研究所

1. 高まる国家沿岸域政策の必要性
2. ジュゴン - 危機に晒される動物？
3. 生物多様性への希求
4. スンガイ・セランゴール・ダム論争
5. 殺虫剤による河川の危険？
6. 気候変動シナリオ～国別報告書の作成に着手
7. 違法投棄有毒危険廃棄物に断固たる処置

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ 一開発環境センター

1. 動物相に関する法案
2. 自然災害軽減に関する国家プログラム
3. 大気保全プログラム
4. オゾン層破壊物質の輸入・販売・使用に関する輸入品許可証発行の規制
5. 温暖化現象と旱魃

[ネパール] ビシュヌ・バンドリ 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 生物多様性保全信託基金の設立
2. カトマンズでのディーゼル三輪車・ピックアップの禁止
3. ヒマラヤ地域の森林火災
4. ヒマラヤの旱魃

[フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 「新包括的大気浄化法」制定
2. 首都マニラのゴミ危機

3. 持続可能な森林管理政策の徹底

[シンガポール] チャア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 廃棄物問題についての政策表明
2. 深トンネル下水道システム (DTSS) の導入
3. 油濁事故対策協力条約 (OPRC条約) 加盟ならびに MARPOL条約選択付属書V受諾
4. 定例油流出訓練の実施
5. 生きた豚輸入の一時停止並びに新しい冷凍豚肉販売制度の導入

[タイ] トングロイ・オンチャン —タイ環境研究所

1. アンチョビーが引き起こした国家論争
2. 江沢民国家主席のタイ訪問と環境保全
3. 映画「ザ・ビーチ」論争
4. スリナカリン・ダム近郊での国立公園における土地侵犯
5. 石炭火力発電所建設計画への抗議

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立法律学院、社会・人文科学国家センター

1. 「国家近代化と工業化に伴う環境保全対策の強化」の実施へ着手
2. 「ホイアン」と「ミーソン」が世界遺産に
3. 中部7県で40年ぶりの大規模洪水

[東南アジア] チャア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 「東アジア諸国の海洋汚染に関するUNEP委員会調査」開始
2. 「第10回アセアン環境高等事務レベル会合」開催
3. 「油流出による損害・浄化請求に関する問題を処理するための東アジア地域海計画 (EAS) ・地域協議ワークショップ」開催
4. 南東アジア地域のヘイズ状況
5. マレー半島でニパウィルス感染症が発生

2000年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] 市村雅一
—国際連合アジア太平洋経済社会委員会：UN/ESCAP

1. アジア太平洋の環境と開発に関する大臣会議 (MCED 2000) の開催
2. アジア太平洋環境白書2000の発行
3. アジア太平洋における環境健全かつ持続可能な開発のための地域行動計画 (RAP) 2001-2005の採択
4. クリーンな環境のための北九州イニシアチブの採択
5. 北東アジアにおける環境協力の推進

[アジア太平洋地域] S. タヒール・カドリ
—アジア開発銀行：ADB

1. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 地域における森林火災の深刻な影響

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター

1. バングラデシュ南西地域を襲った洪水被害
2. 徹底した廃棄物管理: ダッカ市における目下の必要性
3. ダッカ市の高濃度の浮遊粒子状物質 (SPM) による大気汚染
4. 絶滅のおそれのある野生生物のレッドリストの状況

[カンボジア] キュー・ムット —環境省

1. メコン河流域等の洪水
2. 1994年温室効果ガス排出等インベントリーの作成
3. 大気汚染に関する新法令の制定
4. 沿岸及び海洋の環境問題の深刻化

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター・中国国家環境保護総局

1. 大気污染防治法の第2回改正
2. 「一控双達標」実現に向けた取組み
3. 北京イニシアチブ：グリーンオリンピック行動計画
4. 北京市、天津市を襲った砂嵐

[インド] プラサド・ヴェイジャ —ヴァイトグループ

1. GLOBEプログラムへの加入
2. 鉛蓄電池のリサイクルと取り扱いに関する規制案作成
3. 最高裁判所によるナルマダ・ダム建設再開許可
4. 州政府による参加型雨水確保プログラム

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所

1. 自然資源管理に関する全国会議の開催
2. インドネシアの「アジェンダ21」策定
3. 環境毒物学と汚染規制・管理に関するセミナー開催
4. 2000年動植物の日
5. 「未来のための対応」(CARING FOR THE FUTURE) の翻訳出版

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 循環型社会形成推進基本法の成立
2. 東京都のディーゼル車排出ガス規制の導入
3. ESCAP環境大臣会合の開催
4. G8環境大臣会合の開催
5. フィリピンへの有害廃棄物の不法輸出

[韓国] 鄭會聲 —韓国環境政策・評価研究院

1. 第8米軍による有毒物質の不法投棄
2. ヨンヴォル多目的ダム建設計画の中止
3. 持続可能な開発に関する大統領諮問協議会 (PCSD) の発足
4. セマングム埋立事業の環境影響調査

[ラオス] ヴィエンサワン・ドンサワン
—科学技術環境庁

1. 環境保護法の施行
2. 地方レベルの環境管理の推進
3. 環境影響評価令の制定
4. ナムトゥン2水力発電プロジェクトへの市民の参加
5. 温室効果ガス排出量に関する発表

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
—国際戦略研究所

1. 見直しを迫られる高地開発
2. 未遂に終わった有毒廃棄物輸送
3. 気候政策の国別報告書の作成
4. ミレニアム植林キャンペーン
5. ナチュナ・シー号原油流出事故
6. 端緒についたリサイクル

[モンゴル] アコシュ・ナムカイ —開発環境センター
—ドンドギーン・エンクバヤール
—自然環境省

1. 観光法の成立
2. 有害廃棄物の越境移動及び輸出入の禁止に関する法律の制定
3. 気候変動に関する国家行動計画の策定
4. 自然災害
5. 「エコアジア研究所」の設立

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスタ
—フリーランス・コンサルタント
—ビシュヌ・B・バンドリ
—財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 王立バルディア国立公園の「地球への贈物」宣言
2. 生物の回廊としてのチュリア丘陵の復元
3. サイ生息数調査2000の実施

4. ネパール農村部の草の根保全イニシアティブ
5. 2001年以降の旧式車両の都市部での利用禁止

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. ごみ処分場の崩壊による200人以上の死亡
2. 日本に返送された輸送有害廃棄物
3. 元米軍基地の有毒廃棄物汚染犠牲者への補償要求
4. シンガポールタンカーの重油流出事故

[極東ロシア地域] アレキサンダー・シェンガウス
—経済研究所

1. 天然資源分野の行政組織改革の断行
2. 自主的な森林認証の開始
3. アムール州での自然保護地域の開設
4. 持続可能な森林管理にむけた国際ワークショップの開催
5. 新しい廃油処理法の開発

[シンガポール] チア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 公共施設の水供給施設への下水汚染事故
2. 長期総合コンセプト・プランの見直し
3. シンガポールの廃棄物回収の民営化
4. 化学物質の流出による釣り・水泳中止
5. 深部トンネル下水システム(DTSS): チャンギ廃水処理工場の初入れ
6. 手足口病 (HFMD) ウィルス大発生

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所・タイ環境研究所

1. タイ・マレーシア間の天然ガスパイプライン建設・プロジェクトに対する抗議
2. バクブーン・ダム反対運動の議会での暴動
3. カーフリーデーキャンペーン
4. 巨額な投資で完成した水路による水質汚染
5. 放射能廃棄物の取り扱いミス

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—司法省・国立社会科学人類センター

1. ホーゴム亀の保護区設置
2. メコン川デルタ地帯の大洪水 (南ベトナム)
3. ホーチミン高速道路建設によるクックフォン国立公園への環境影響

2001年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. 持続可能な開発のための世界サミットに向けてのアジア太平洋地域プラットフォーム (綱領)
2. アジア太平洋地域市民社会のWSSDIに対する展望
3. 環境法や条約に関する地域キャパシティの強化
4. 日本企業によるUNEPの環境教育、認識、訓練に関する活動への支援
5. 産業界の能力開発向上とネットワーク化

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

1. 中国の将来を脅かす黄塵地帯

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. エコアジア2001の開催
2. WSSDIに向けた地域準備プロセスの実施
3. 国連気候変動枠組条約第7回締約国会議 (COP 7)の開催
4. インドネシアにおける乱伐

5. 韓国3大河川の管理に関する新法案

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 環境法改革
2. 自然保護基金の拡大
3. 塩分と水質に関する国家行動計画
4. シドニー港連合基金

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン、ドゥイジェン・マリック
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. プリガンガーバングラデシュで最も汚染された川
2. 健康への深刻な脅威をもたらす地下水の砒素汚染
3. バングラデシュ政府の重点課題に挙げられたポリエチレン袋の禁止
4. スンダーバンスで開始された生物多様性保護プログラム

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア政府環境省

1. ロンパット野生生物保護区に関する調査
2. アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けた宣言
3. 第6回ASEAN環境大臣非公式会合の開催
4. 日本の皇室夫妻カンボジア訪問

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・中国環境保護総局 (SEPA)

1. 自動車産業と自動車排気ガスに対する新たな規制
2. “グリーンオリンピック” 実現に向けた北京市の環境保護強化
3. 砂漠化防治法
4. 主要47環境保全都市における大気質予報

[インド] プラサド・ヴェイジャーヴァイトグループ(米国) マイティリ・アイエール
—ローレンスバークリー国立研究所(米国)

1. プラスティック製買い物袋の追放運動が広がる
2. 州政府による雨水利用計画の推進
3. 省エネルギー法
4. 植物品種の保護と農民の権利に関する法案

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED) / インドネシア国家研究評議会会員

1. ジャカルタにおける「チリウン川のクリーンキャンペーン」
2. 総合的な化学物質管理と安全
3. 環境教育全国ワークショップ
4. 有機廃棄物のコンポストに関する新たなアプローチ
5. 環境政策の活性化

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 京都議定書の批准問題
2. 諫早湾開拓事業の見直し
3. 家電リサイクル法の施行
4. 環境省の発足

[韓国] 朴貞圭 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 日韓共催2002年FIFAワールドカップ・サッカーに伴う環境改善への取り組み
2. トゥメン川 (豆満江) の保全
3. エコ・テクノピア21
4. セマングム埋め立て事業

[ラオス] スカタ・ビチット
—ラオス政府科学技術環境庁

1. 社会経済開発計画における環境問題への配慮
2. 第1回環境報告書の発行

3. 初の分野別環境影響評価規則
4. 金鉱山への環境影響評価
5. 環境および社会管理改善プログラム

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ
—国際戦略研究所 (ISIS)

1. 重要度を増す湿地保全に向けて
2. ベルムの自然を次世代へ引き継ぐ
3. 全てのプロジェクトに環境影響評価
4. ウミガメ保護活動にグローバル500賞
5. トランス・フロンティア (越境) 保護区

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ —開発環境センター
ドンドギーン・エンフバヤール
—モンゴル政府自然環境省

1. 首都における大気汚染
2. 環境影響評価法の修正
3. 動物保護のためのリスト、料金および支払いの割合と額の決定
4. 牧草地での過放牧の増加
5. アルガリ (Ovis Ammon: 野生羊の一種) の生息数調査
6. 3年連続の干ばつ

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. クムロース共有林におけるエコツーリズム
2. 地下水の砒素汚染
3. ペーラ湖計画による災禍
4. 租借林を16地域に拡大
5. 湿地管理の国家政策

[ニュージーランド] ジャックリーン・ハーマン、
ニール・エリクソン
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. ニュージーランドは京都議定書批准に向けて温暖化対策を始動
2. 遺伝子組み換え生物に対する実地試験の猶予期間を解除
3. 資源管理法 (1991年施行) 10年を振り返って

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. ごみ危機とセミララ論争
2. エストラダ大統領、ごみ処分支援を軍へ要請
3. 喫煙禁止令の開始 (6月)
4. 野生生物資源保護法へ署名

[極東ロシア地域] アレキサンダー・シェンガウス
—経済研究所

1. エコロジーと天然資源に関する新たなロシア目標プログラム
2. ハバロフスククライにおける生態系保全に関する新GEFプロジェクト
3. 持続可能な森林管理に関する国際会議
4. オホーツク海の魚資源の枯渇
5. ウスリータイガにおける密猟の激増

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—国立シンガポール大学法学部環境
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 産業排水の利用 “NEWater (新しい水)”
2. 残留性有機汚染物質 (POPs) 規制条約
3. 資源保全と廃棄物の減量化
4. シンガポールグリーン計画2012の起草
5. 環境管理に関する能力形成

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ペチャブーンで鉄砲水と泥流が発生

2. 内陸のクルマエビ養殖禁止
3. 遺伝子組換え (GM) 食物
4. バンコクのゴミ問題

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター・国務司法
研究所

1. 首都ハノイのTolich、Lu、Set川の環境改善と浄化プログラム開始
2. フンタウ (Vungtau) 沖における石油
3. 環境法施行・遵守に関するナショナル・セミナー開催

2002年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地
域事務所 (UNEP / ROAP)

1. アジアの褐色雲に関する研究
2. アセアン煙霧協定の調印
3. 情報通信技術 (ICT) のポテンシャルを環境保護に利用するためのUNEPプロジェクト
4. スウェーデンが温室効果ガス削減のためのUNEPイニシアチブを支援
5. 日本企業出資によるUNEPプロジェクト、環境教育を実現

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

1. 多くの国で進行する水不足

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関
(IGES)

1. 地球環境ファシリティー (GEF) 第2回総会
2. アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) のヨハネスブルグ・サミットへの提言
3. 国連気候変動枠組条約第8回締約国会議 (COP 8) の開催
4. 世界銀行による新たな「生物炭素基金」の設立
5. 北東アジアを襲う黄砂の嵐
6. ラムサール条約第8回締結国会議開催
7. 第2回日中韓環境産業円卓会議の開催

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 環境報告書
2. 天然資源の管理
3. 持続可能な学校
4. 渡り鳥の保護に向けた日豪の協力
5. 世界最大の海洋保護区

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究セン
ター (BCAS)

1. 国家適応行動プログラム (NAPA) 準備のための人材開発に関するワークショップ
2. ダッカ市内の2ストローク自動輪タク全面禁止
3. ダッカ市内で環境・健康問題を引き起こす騒音問題
4. 市民および環境団体、河川などの水域保護を要求

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア政府環境省

1. 第1回メコン河流域準地域 (GMS) 開発プログラムサミット
2. 第8回ASEANサミット
3. 気候変動問題に関するトレーニングワークショップ

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・
中国国家環境保護総局 (SEPA)

1. 第5回全国環境保護会議

2. 環境影響評価法
3. 中国における砂漠化防治対策
4. 地球環境ファシリテーター (GEF) 第2回総会、北京で開催

[インド] クリット・S・パリキ
—インディラ・ガンディー開発研究所

1. 市民社会全体がデリーの大気汚染対策に立ち上がる
2. 最高裁が先住民の権利を保護する判決
3. インド、京都議定書を批准、気候変動枠組条約第8回締結国会議 (COP8) を主催
4. 議会が生物多様性法案を可決
5. 世界的に評価されたインドの環境専門家

[インド] R・ウマ —タタ・エネルギー研究所

1. インドで残留性有機汚染物質 (POPs) 削減に向けた動き始まる
2. 家庭エネルギー・室内空気汚染・健康に関する地域ワークショップ
3. アジア褐色雲
4. 自動車燃料に関する方針
5. 気候変動枠組条約8回締結国会議 (COP8)

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED) /
インドネシア国家研究評議会会員

1. ヨハネスブルグ・サミットに参加
2. 女性と子どものための持続可能な開発行動計画
3. 地球憲章
4. 長崎の環境カウンセリング協会 (ECAN) との協力
5. 国際農業森林管理研究センター (ICRAF) : 指導教材

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 京都議定書締結とヨハネスブルグ・サミット
2. 原子力発電所のトラブル
3. 新生物多様性国家戦略
4. 食品の安全性に関する不祥事

[韓国] 朴貞圭 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 清溪川 (チョンゲチョン) 改修プロジェクト
2. 四大河川水源特別法のための総合対策と水質汚濁防止計画の設置
3. ソウル市における大気改善

[ラオス] ソムサヌーク・フォンナクホス
—ラオス政府科学技術環境庁

1. ラオスの重要環境問題
2. 第1回東南アジア諸国連合 (ASEAN) +3環境大臣会議
3. ラオス環境基金
4. 環境教育・意識啓発プログラム
5. 気候変動に対する取り組みの強化

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ**
—環境科学技術局 (BEST)、国際戦略
研究所 (ISIS)

1. トラ! トラ!
2. 民衆の力で焼却炉の新設計画地の移転を成功
3. 遺伝子工学
4. 湿地保全への地域住民の参加

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ —開発環境センター
ドンドギーン・エンフバヤール
—モンゴル政府自然環境省

1. 新国土法
2. 危険な森林火災と森林害虫
3. 黄砂の嵐に関する地域プロジェクト
4. 南極調査員記念祭

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. エベレストの氷河が溶解
2. 土壌劣化対策
3. 使用期限切れの農薬を大量に保管
4. ダマンを第2の植物園に
5. 医療廃棄物が汚染の要因に

**[ニュージーランド] ジャックリーン・ハーマン、
ニール・エリクソン**
—ワイカト大学国際地球変動研
究所 (IGCI)

- ニュージーランドにおける持続可能な開発
1. ニュージーランドの持続可能な開発戦略
 2. ニュージーランドにおける持続可能な開発の監視
 3. 生態学上の持続可能な開発に関わる進捗状況の評価

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. 大気汚染に関する世界銀行報告
2. マランバヤ・プロジェクト ヨハネスブルグ・サミットで受賞
3. 環境アンケートでフィリピン低順位
4. 大気汚染防止法の実施延期を求める立法の試み、失敗に終わる
5. サンゴ礁の破壊はつづく

[極東ロシア地域] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・
ビューロー (BROC)

1. ロシアのタイガ (亜寒帯針葉樹林帯) で原生林が激減
2. 森林利用の認証は環境上の持続可能性を意味しない
3. 核廃棄物と使用済み核燃料
4. 環境への排出費用が連邦負担に
5. 違法木材を隠すための森林戦略

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—国立シンガポール大学法学部環境
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 環境庁 (NEA) の設置
2. シンガポール・グリーン計画2012: 環境の持続性に向けてより一層きれいな空気と緑を
3. リサイクル
4. 能力開発 (キャパシティ・ビルディング)

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. 天然資源環境省設置
2. 喫煙禁止
3. 遺伝子組換え食品のラベル付け
4. 北部と東北部における洪水

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター・国務司法
研究所

1. 天然資源環境省の設置
2. ベトナム環境保護基金の設立
3. ウー・ミン・トゥオン森林の火災
4. 小型オートバイ数の制限による、ハノイ市およびホーチミン市の交通秩序の再構築と環境汚染の軽減

2003年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイラム
—国連環境計画アジア太平洋地
域事務所 (UNEP/ROAP)

1. アフガン紛争の環境被害記録
2. 北東アジアの砂塵・砂嵐プロジェクト発足
3. 政策立案者向けと青少年向けの南アジア環境概況報告書

4. ASEAN火災煙霧協定の発効
5. 中国国家環境保護総局の解局長にUNEP笹川環境賞

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

砂漠化との戦いに敗れつつある中国

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. 京都議定書
2. 持続可能な開発に向けた過渡的変化に関する南アジア地域会議の開催
3. 第2回北九州イニシアティブ・ネットワーク会議の開催
4. アジア森林パートナーシップ (AFP) 第2回・第3回実施促進会合の開催
5. 環境保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律 (環境教育推進法) の制定
6. 2003国連環境計画・金融イニシアティブ東京会議の開催
7. 第3回世界水フォーラム (WWF3) の開催
8. 交通と環境に関する名古屋国際会議の開催

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. グレート・バリア・リーフの保護強化
2. 新しい文化遺産法の制定
3. オーストラリア「大洋政策」に基づく初の海洋計画
4. 持続可能な都市イニシアティブ

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 国連開発計画が「クリーンで環境にやさしい船舶解体」を支援
2. ダッカで衛生に関する地域会議
3. レンガ焼き窯の操業を規制する法律
4. なめし革工場をダッカ市内から新工業団地へ移転
5. プリガンガ川を救う総合行動計画

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア王国政府環境省

1. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 環境年2003 (AEY2003)
2. 「第1回エコトーン・セミナー第2期」および「第3回東南アジア生物圏保護区ネットワーク (SeaBRnet) 会議」の開催
3. カンボジアの「保護区域法」

[中国] 周新
—環境経済対策研究センター (PRCEE)、
中国国家環境保護総局 (SEPA)

1. 中国が「オゾン層保護賞」を受賞
2. 企業環境パフォーマンスの情報開示
3. 中国環境開発国際協力委員会

[インド] クリット・S・パリキ
—インディラ・ガンディー開発研究所、
開発のための総合研究アクション 代表

1. 市民社会の警戒がタージ・マハルに迫る脅威を阻止
2. びん詰め飲料水とソフトドリンクに残留農薬
3. 工業地区に対するISO14000評価
4. 環境経済学の能力強化
5. 生態学者・環境活動家マダブ・ガドギル博士がボルボ環境賞を受賞

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED)、
インドネシア国家研究評議会 会員

1. 農民と漁民の共同体としての能力・意欲の開発
2. アグロフォレストリー

3. 第8回全国科学会議
4. クリーン開発メカニズムに関するジャカルタ宣言
5. 持続可能な開発を進めるための課題と機会

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学国際開発学部

1. 地球温暖化対策税をめぐる議論
2. 新しいディーゼル車排ガス規制
3. ごみ固形燃料 (RDF) 発電所のトラブル
4. 第3回世界水フォーラム
5. 環境教育推進法の制定

[韓国] 黄相一 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 北漢山 (ブッカンサン) をめぐる環境保全と利便性の対立
2. 核廃棄物集積場建設に抗議して授業をボイコット
3. 韓国各地に台風被害
4. 石油5社、ガソリンスタンドと石油貯蔵所近くの土壌保護で政府と合意

[ラオス] ケットケーオ・サリチャン
—環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府

1. 国家環境委員会 (NEC) の発足会議
2. 各県の環境行動計画と戦略
3. 国家生物多様性戦略行動計画
4. 環境教育・意識啓発 (EEA) に関する国家戦略

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
—環境科学技術局 (BEST)、マレーシア
国際戦略研究所 (ISIS)

1. 海にとつての吉報
2. カメロン高地開発被害で嚴重措置
3. ジョホール州の3湿地がラムサール条約登録地に
4. 水資源管理の進展

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ
—環境と持続可能な開発局、モンゴル自然環境省

1. 家庭・産業廃棄物法の制定
2. 第4回アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED4)
3. ウブス湖盆地、世界自然遺産リストに
4. 2004年を「水の年」に宣言
5. 採鉱地の土地再生進まず
6. クーラン (アジア野生ロバ) の分布と生息数

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. ラムサール条約登録湿地、4カ所に
2. 首都のごみを利用して肥料を生産
3. カリ・ガンダキAプロジェクトにおける適正な環境配慮
4. 二酸化炭素排出抑制に効果的なバイオガス装置
5. ネパールにはグリーン・プロジェクトが必要

**[ニュージーランド] クレア・ギブソン、
ニール・エリクソン**
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 農業排出ガス研究のための新税
2. ロトルア地区の湖沼の水質
3. 遺伝子組換え (GM) の一時停止
4. よい環境計画はよい結果を生むか？

[フィリピン] マーリン・M・マゴローナ
—国際法律研究所、フィリピン大学

1. バイクタクシー運転手数千人が「大気浄法」抗議デモ
2. 大気汚染で旅客用車両運転手が結核に感染
3. 枯渇するセブ州の飲用水源
4. インターネットで環境クリアランス認定申請
5. アジア開発銀行幹部が「大気浄法」の施行方法を批判

[極東ロシア] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略
2. 「核議員」を次の議会から締め出す
3. 環境を消耗させる漁獲割り当て入札の廃止
4. 新しい「森林利用規範」

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—アジア太平洋環境法センター (APCEL)

1. 米国・シンガポール自由貿易協定2003 (USSFTA)
2. シンガポール感染症法第137章
3. マレーシア・シンガポール間の埋め立て工事訴訟と海洋環境
4. 人材開発 (キャパシティー・ビルディング)

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ガンホール：よりクリーンな空気のためのバイオ燃料
2. ウドンタニ県のカリウム採掘プロジェクト
3. サルウィン森林伐採事件をめぐる新たなスキャンダル
4. タイ・マレーシア・ガスパイプラインをめぐる紛争

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター国務司法研究所

1. フォンニャーケーバン国立公園が世界遺産として登録
2. 「ベトナムにおける環境保護と持続可能な開発」に関するシンポジウム
3. ベトナム人科学者がブループラネット賞を受賞
4. サイゴン川におけるタンカー事故

2004年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. アジア・太平洋地域における持続可能な開発に向けた新しい指標を公開
2. 北西太平洋の環境保護のため、韓国と日本に事務所を新設
3. 国連環境計画 (UNEP) ・同済大学「持続可能な開発へ向けた環境研究所」が、アジア・太平洋地域の環境教育・研究の中心として始動
4. 国連環境計画が朝鮮民主主義人民共和国における初の環境報告書を公開
5. 拡大メコン圏を収録した初の環境地図帳を国連環境計画とアジア開発銀行が出版

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. ロシアの批准でいよいよ発効する京都議定書
2. アジア諸国におけるCDMへの取組み
3. 資源の保護と持続可能な利用のためのエコシステムアプローチ
4. 北九州イニシアティブ：60都市がクリーンな環境に向けて取り組む
5. アジア水環境パートナーシップ (WEPA) プログラムの開始
6. グリーン購入に関する世界会議の開催
7. 中国版RoHS指令が来年7月1日から発効

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 水資源利用の改善
2. 国の遺産保護に大きな進展
3. オーストラリアのエネルギーの未来を築く
4. 保護地域の拡大

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 「バングラデシュにおける洪水の危険性及び洪水被害を軽減するためのオプション」に関するワークショップ
2. ダッカ市における廃棄物管理マスター・プラン
3. ダッカ市の地下水位が警戒レベルにまで下降
4. バングラデシュの広範囲にわたる大洪水の被害

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア王国政府環境省

1. 沿岸区域資源センターの落成式
2. オゾン層破壊物質に関する2004年アジア太平洋会議
3. カンボジアで「国際オゾン層保護デー」記念式典
4. 「世界湿地の日」カンボジアで記念集会 (2004年2月2日～3日)

[中国] 常 杪
—清華大学環境科学工学部水政策研究センター

1. 淮河を浄化するためには大いなる努力が必要
2. 新車両排ガス基準の策定
3. 中国が有害廃棄物処理の料金徴収システム制定へ
4. 国家環境保護総局が、環境法令を厳格に施行すべく6つの禁止令を発表

[インド] ジョティ・K・パリキ
—開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

1. 環境森林省、国家環境政策を打ち出す
2. 大気汚染防止に取り組む地方自治体
3. 野生生物保護と人間の生活との相克：すみかを追われた象が人家を破壊
4. 屑鉄のリサイクルは省エネに貢献するが、別の問題も
5. インド人2名が今年のゴールドマン環境賞を受賞

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—インドネシア国家研究評議会 会員

1. 西ジャワ環境管理プロジェクト (WJEMP)
2. 環境科学
3. 未来の漁師たちへの追い風
4. 持続可能な開発を進めるための環境問題と機会

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学国際開発学部

1. 巨大地震と異常気象
2. 3R (廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用) の取組み
3. 原子力発電所の配管破損事故
4. 天然温泉の入浴剤添加問題
5. 外来生物法の制定
6. 地球温暖化対策推進大綱の見直し

[韓国] 黄相一 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 新設アパートの居住者を襲うシックハウス症候群
2. 韓国初のハイブリッド車発売される
3. 韓国が第5回国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED) を主催
4. 韓国の大手塗料メーカー、揮発性有機化合物 (VOC) の20%削減で合意

[ラオス] ケットケーオ・サリチャン
—環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府

1. 第15回ASEAN環境高級事務レベル会合 (ASOEN)
2. 社会環境開発プロジェクト
3. 環境保護における性差別問題の啓蒙を支援する環境管理プロジェクトの強化
4. ラオスの国家環境戦略

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ
—マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

1. マリーナ計画に批判殺到
2. 有毒廃棄物の不法輸入
3. ウミガメ保護へ取り締まりを強化
4. 生物多様性条約第7回締約国会議 (COP7) とバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第1回締約国会議 (MOP1)
5. 豊かな雨と水不足

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ
—モンゴル自然環境省

1. 水に関する法律の改正
2. 「水政策改革XXI」
3. クリーン開発メカニズム局の承認
4. マンシュウアカジカ (学名: Cervus elaphus L.) の生息数調査
5. ボグド・オチルバニ仏教記念碑の建立
6. 公園整備

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. 温暖化が進むネパール、周辺地域に警鐘
2. バグマチ川からヤムナー川までのバイオトラックの建設が始まる
3. ネパール猿の捕獲利用に対する懸念
4. 医療廃棄物処理規則書
5. 貧困の緩和を目指す共有林
6. 最高裁が政府に対してポリエチレン使用の危険性に関する調査を指示

[ニュージーランド] ニール・エリクソン、
クレア・ギブソン
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 洪水危機管理の見直し
2. 資源管理法の改正
3. 国の新しい環境基準
4. フィヨルドランド海洋域の創設

[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン
—地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. カラバ・ダム建設決定へ
2. 清浄な飲料水を提供するための砒素監視・軽減プロジェクト
3. カラチ市長が北九州市長に環境問題について協力を要請
4. 国際自然保護連合が選ぶ、アジアにおける環境メディア賞、本年はパキスタンが受賞
5. 都市部の大気環境改善に関する全国ワークショップ

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学国際法律研究所

1. 台風、土砂崩れ、死者そして森林破壊
2. 水質浄化法2004が発効
3. 環境オンブズマン事務局の創設
4. 道路建設のための森林伐採に農民が抗議
5. 節水を心掛けて入浴は一緒に

[ロシア] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略
2. 新たな仕組み、新たな問題
3. 地域社会に根付いた林業と違法伐採
4. ロシアに緑の党誕生

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—アジア太平洋環境法センター (APCEL)

1. 環境水資源省 (MEWR)
2. 国家環境庁の改革
3. 動物鳥類に関する2004年規則 (実験動物の飼育・利用) (第S668号)
4. 重症急性呼吸器症候群 (SARS): 『その後を決定付ける瞬間: シンガポールはいかにしてSARSを克服したか』チュア・ムイ・フーン (著) の出版
5. 環境における人材開発 (キャパシティ・ビルディング)

[スリランカ] ナラカ・グナワルデン
—TVEアジア・パシフィック

1. 津波でスリランカに大きな被害
2. 大気質改善に新たな措置
3. 危機に瀕するスリランカの両生類

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—ベトナム社会科学アカデミー国務司法研究所

1. 環境基準改善の指針
2. アジア開発銀行 (ADB) が中央市街地環境プロジェクトに資金援助
3. 科学技術研究所が工芸村の環境改善を支援
4. 環境管理のコンピュータ化計画

2005年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. 京都議定書発効: 次期気候変動枠組に関する対話開始へ
2. アジアにおけるCDMへの取組
3. 日本政府の違法伐採への対応
4. 第1回「アジアEST 地域フォーラム」開催される
5. スリランカにおける津波による地下水汚染
6. 企業の社会的責任 (CSR) に関する議論の国際的高まり
7. 3R閣僚会議の開催

[アジア太平洋地域] サトワント・カウル
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. 拡大メコン圏サミットが生物多様性保全回廊イニシアチブを承認
2. アジア太平洋地域はフロン消費の半減に成功、さらに段階的全廃を目指す
3. 都市環境問題の予防的取組
4. 若者による環境問題への取組促進を目指して、2件の新アジア青年環境ネットワークを発進

[中央アジア地域] プラト・K・エセキン
—中央アジア地域環境センター

1. バルハシ湖・アラコル湖流域における生態系管理の導入
2. カザフスタンにて第2回オース条約締約国会議開催
3. 中央アジアとコーカサス諸国における水質基準に関するワークショップ
4. ESPOO条約に関する中央アジア地域プロジェクトの実施
5. 中央アジアの山岳生態系評価

[オーストラリア] ピーター・ウッズ
—オーストラリア政府環境省

1. オーストラリアがアジア太平洋地域の気候変動に関する協力体制を構築
2. 水改革
3. 環境研究に対する助成の新たな潮流
4. タスマニアコミュニティ森林協定
5. オーストラリア国内の学校向けに「国家環境教育声明」を発表

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
 —バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. ダッカ宣言：2007年を「南アジア緑化の年」に
2. 鯉の純血種を守るための保護区を設置
3. ダッカ市の環境改善のための長期計画
4. 地域レベルにおける気候変動への適応に関する国際ワークショップ

[ブータン] ドルジ・ペンジョール
 —国立ブータン研究所

1. ブータン国王と国民が「地球大賞」を受賞
2. ブータンは多種の鳥類が棲む「鳥類の孤島」
3. ブータンのプラスチック使用禁止令強化される
4. ブータンの環境に対する圧力の増大
5. E-waste (電気電子機器廃棄物)：環境への脅威
6. ブータンの森林被覆率は72.5%ではなく、64.35%。

[カンボジア] キュー・ムット
 —カンボジア王国政府環境省

1. 「2004年度環境に関する報告書」
2. オゾン層破壊物質の管理に関する準法令
3. 保護区域の制定と管理に関する法案
4. バイオセーフティに関する法案
5. 国家能力自己評価 (NCSA) に関する上級職員への説明会

[中国] 常 杪
 —清華大学環境科学工学部水政策研究センター

1. 第11次5カ年計画策定方針：資源節約・環境調和型社会の建設
2. 環境影響評価騒動の年
3. 『中華人民共和国固体废物污染环境污染防治法』改正の施行
4. 京都議定書への中国の対応及びCDMプロジェクトの今後の展開
5. 中国がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国に
6. 石油化学工場の爆発により中国の松花江が汚染

[インド] ジョティ・パリキ
 —開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

1. 津波の環境コスト
2. パンジャブ州における癌の発生率と殺虫剤使用の因果関係
3. 減少が続くインドのトラの個体数
4. 気候変動と戦う姿勢を強めるインド
5. 諸都市での豪雨が数百の命を奪う
6. インドの科学環境センターが2005年ストックホルム水賞を受賞
7. 絶滅を危惧されたサイが増加の傾向

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
 —環境教育・開発研究所 (IEED) 所長

1. 環境教育の早期開始
2. 大学院レベルにおける初期環境研究
3. 環境教育の管理と開発
4. 京都議定書実施への努力
5. 「チリウン川キャンペーン」

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. アスベスト問題
2. COOL BIZ
3. 愛・地球博
4. 京都議定書目標達成計画
5. 知床の世界遺産登録

[韓国] 黄相一 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 韓国初の放射性廃棄物投棄場
2. 塗装時の揮発性有機化合物 (VOC) 含有量基準が初めて定められる
3. 温室効果ガス及び複合大気汚染物質削減に関する自主協定
4. 環境部が古い携帯電話の回収に乗り出す

[ラオス] ケットケーオ・サリチャン
 —科学技術環境庁 (STEA)

1. 首相府が「開発事業の補償及び再定住に関する法令」を発令
2. 環境保護基金に関する法令
3. ラオス人民民主共和国が環境保護展を開催
4. 環境と社会経済開発に関する国家環境委員会 (NEC) 会議

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
 —マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

1. 津波と煙霧から得た教訓
2. 生物多様性と自然遺産
3. バイオテクノロジーとバイオ燃料
4. 持続可能な開発をめざして
5. 河川管理と水管理

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ
 —モンゴル自然環境省

1. 水使用料の引き上げ
2. 「グリーン・ベルト」計画
3. 仏教公園の開設
4. 改正環境保護法

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
 —フリーランス・コンサルタント

1. 揺らぐサイ保護活動成功のプライド
2. 古くなった車をカトマンズ市域から撤去
3. オカルパウワ埋立処分場が稼動
4. ナラヤニ川汚染は水生生物に脅威
5. 薬草保全に新しい方法

**[ニュージーランド] ニール・エリクソン、
 クレア・ギブソン**
 —ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 海洋環境分類
2. ニュージーランドの都市計画協定
3. 飲料水基準
4. 企業と環境にやさしい税法改正

[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン
 —地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. 地震による最悪の環境被害を回避できるのか？
2. 最高裁判所、環境保護に乗り出す
3. 「環境にやさしい車」普及に向けた戦略
4. 風車プロジェクトは原子力よりも優れた選択肢？
5. インダス川のイルカ保護のための覚書
6. 国際自然保護連合 (IUCN) がシンド州の環境の現状を発表

[フィリピン] マーリン・M・マゴローナ
 —フィリピン大学国際法律研究所

1. 国際調査チーム、海洋生物多様性の宝庫を発見
2. 世界銀行、環境悪化が原因の莫大な損失を概算
3. 保護区がエネルギー資源の探査地に
4. 日本が28年ぶりに森林支援を再開

[ロシア] アナトリー・レベドフ
 —地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 森林の民有化の可能性に対して抗議キャンペーン
2. 大統領が経済開発貿易省にパイプライン建設を要請

3. 経済会議、ロシアが極東ロシアでの資源を失いつつあると宣言
4. 政府の新たな行政構造が環境保護の障害に
5. 極東ロシア知事が魚を故国へ

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—アジア太平洋環境法センター (APCEL)

1. シンガポール・グリーン計画2012 (SGP2012) の再検討
2. 「みんなのための水：節水し、大切に、楽しもう」
3. シンガポールによるジョホール海峡周辺における埋立て工事に関する問題
4. 交通渋滞を緩和するために、道路料金自動徴収制度 (ERP) を調整
5. 環境に関する能力開発 (キャパシティー・ビルディング)

[スリランカ] ナラカ・グナワルデン
—TVEアジア・パシフィック

1. 津波が環境に及ぼした被害
2. インドの船舶用運河が海洋環境に与える脅威
3. 引き続きニュースを賑わせている遺伝子組換え食品
4. 機械による砂の浚渫が中断

[タイ] クワンルディー・チョーチャナタウィーウォン
—タイ環境研究所

1. タイにおける深刻な洪水と旱魃
2. 環境保護のために若い世代を育成
3. 津波の後遺症：復興への道
4. フロンガス (CFC) の段階的使用停止に成功
5. エネルギー省、再生可能エネルギーに関する国王の提言に応える

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—ベトナム社会科学アカデミー国務司法研究所

1. 2005年国内環境会議
2. 環境保護に向けての5大目標 (2005年から2010年)
3. 湿地帯の生物多様性を保全
4. 国民議会、環境保護法の改正を承認

2006年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. アジア太平洋から見た2013年以降の気候変動枠組み
2. アジアで懸念されるCDMの格差
3. 合法的・持続的に生産された木材の政府調達を日本がアジアで初めて開始
4. 気候変動とアジアの都市問題における副次的便益の追求
5. 新しい段階に入った中国における企業の社会的責任 (CSR)
6. 水問題解決のためのアジアの連携に向けて：アジア・太平洋水フォーラムの設置
7. 3R推進会議の開催
8. 第1回橋本龍太郎APFED賞をソロモン諸島のココナッツオイル製造会社に授与

[アジア太平洋地域] サトワント・カウル
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. スリランカとインドネシアで環境に配慮したエコビレッジが発足
2. アジア諸国が「スカイホールパッチングプロジェクト (空の穴修繕プロジェクト)」に参加
3. クロロフルオロカーボン (CFC) の移動とライセンス制度の監視を促す任意メカニズムの実施
4. エネルギーコストと温室効果ガス排出量の削減に向けたアジア産業界への指針を発表

5. 環境管理と持続可能な開発に関するUNEPの修士課程が開講
6. 「森を守ろう！」声を上げた世界中の子供たち

[中央アジア地域] ブラト・K・エセキン
—中央アジア地域環境センター (CAREC)

1. カザフスタンの中等学校にカザフ語の気候変動関連教材を支給
2. 持続可能な開発のための教育 (ESD) に関する第5回国際中央アジア会議 (10月24日~25日、キルギスタン共和国ビシュケク) の開催
3. 小額助成プログラム「カスピ海沿岸地域社会の持続可能な開発」による大きな成果
4. 気候変動と大気汚染分野における東欧・コーカサス・中央アジア (EECCA) 諸国

[オーストラリア] ピーター・ウッズ
—オーストラリア政府環境省

1. アジア太平洋パートナーシップが気候変動への取組に関する新たなモデルについて合意
2. オーストラリア全土の11%を保護する自然保護制度
3. 持続可能な開発のための教育国家戦略を発表
4. オーストラリア初のソーラーシティが発足
5. 世界の海洋保護区の3分の1がオーストラリア海域に

**[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン／
ゴーラム・ラバニ**
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 塩水の浸入：深刻な環境劣化に直面する南西部
2. 財源不足による杜撰な廃棄物管理
3. 遺伝子組み換え食品が健康・環境面に与える影響を議論
4. 政府がセントマーチンズ島近くの地震探査を却下
5. 環境に優しい低コストのレンガを現地の研究者が開発

[ブータン] ドルジ・ペンジョール
—国立ブータン研究所

1. ブータン国王が再び環境保護賞を受賞
2. 2008年にワゲン・ワンチュク環境森林協会設立へ
3. 環境基準を遵守するブータンの産業
4. 子供たちに悪影響を及ぼす化学工場の廃棄物
5. ペットボトル製造業者による圧縮設備の設置

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア王国政府環境省

1. 援助供与国と環境省との会合の開催
2. 協力共同研究プログラム「カンボジアの環境史に関する研究」に関する覚書と協定書
3. 環境管理のための人材開発に向けて、JICAパートナーシッププログラムが始動
4. 国際条約、議定書、地域協定の批准

[中国] 常 杪
—清華大学環境学部環境管理と政策研究所

1. 中国の環境保護史上における一里塚：国務院による「国務院の科学発展観実施による環境保護強化に関する決定」の公布
2. EUのRoHS指令に対応して中国が電子情報製品汚染抑制を強化
3. 中国初の流域水量調整管理行政法規「黄河水量調整条例」の正式施行
4. 中国が環境汚染多発時期に突入
5. 国務院が「国家突発公共事件全体応急プラン」を公布：初の全国応急プラン体系形成

[フィジー] ビマン・ブラサド
—南太平洋大学経済学部ビジネス経済学科

1. 環境管理法 (2005) の施行

2. ナボロ埋め立て施設の委託
3. 海洋資源の枯渇
4. ディーゼルが招く大気汚染

[インド] ジョティ・パリキ
— 開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

1. 議会が2006年野生生物（保護）改正案を承認
2. 環境事業認可のための新しい届出制度：2006年環境影響評価（EIA）届出制度
3. インドの科学者が2006年コスモス国際賞を受賞
4. パチルス・チューリンゲンシス（BT）綿とハイブリッド種子：世界的な豊作がインド農民にもたらす不幸
5. インドを脅かすE-waste（電気電子機器廃棄物）

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
— 環境教育・開発研究所 (IEED) 所長

1. 環境の持続可能性について議論
2. 地方の開発を持続させる金鉱採掘
3. 熱泥の噴出と氾濫
4. 清潔なジャカルタ市に向けた研究協力の実施
5. 環境に関する書籍の出版
6. 環境に配慮した効率的な社会への展望

[日本] 原嶋洋平 — 拓殖大学

1. 「モッタイナイ」の再発見
2. 少子化の環境への影響
3. ペットの飼育と生物多様性
4. 水俣病公式確認から50年
5. 環境基本計画の改定

[韓国] ファン・ジンファン/キム・ジョンウン
— 韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 大都市大気質データベースの構築
2. 水質環境管理マスタープラン大綱：クリーンウォーター、エコ・リバー2015
3. 6月に導入された戦略的環境影響評価（SEA）システム
4. 環境部が公害病と闘うための健康評価プログラムを実施

[ラオス] ケットケーオ・サリチャン
— 科学技術環境庁 (STEA)

1. ラオスが統合的空間計画に着手

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
— マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

1. 持続可能なエネルギーにおける技術の進歩
2. 煙霧の再来とASEAN
3. 生物多様性保全に向けた取組
4. 固形廃棄物管理をめぐる動き

[モンゴル] アコシュ・ナムカイ
— モンゴル自然環境省

1. 環境保護法の追加・修正条項を公布
2. 環境保護及び環境再生条項を強化する法令の制定
3. 「環境再生推進年」を宣言
4. モンゴルの環境に対するオランダの支援
5. ゴビ砂漠の希少種・絶滅危惧種の保護・管理の改善

[ミャンマー] ウー・ティン・タン
— 世界自然保護基金 (WWF) 拡大メコン・タイプログラム

1. 報告書「ミャンマー：生物多様性保全における投資」の刊行
2. 外交努力によりカチン州の違法伐採を阻止
3. ミャンマー中部を襲った最悪の洪水
4. 絶滅の危機に瀕するミャンマーのウミガメ
5. 開発対環境：紙パルプ工場の建設

[ネパール] プール・チャンドラ・シュレスタ
— フリーランス・コンサルタント

1. 政府が国立公園等の民営化を準備
2. 薬品の禁止により生き残るハゲワシ
3. 野生生物から村民を守る「バイオガス」
4. 国内初のヘビ飼育場
5. 絶滅の危機に瀕する淡水イルカ

**[ニュージーランド] ピーター・ユーリッヒ/
ピーター・クーウェンホーベン/
リサ・コーシー**
— ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 前浜と海底を所有するのは誰か？
2. ニュージーランドのバイオセキュリティに関する最新情報
3. 新たな飲料水基準の承認
4. 税法による環境管理の改善

[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン
— 国連環境計画 (UNEP) 技術・産業・経済局 (DTIE) 国際環境技術センター (IETC)

1. UNEP世界行動計画 第2回政府間レビュー会合
2. 豪雨：呪いの雨が恵みの雨か
3. 深刻化する海洋汚染問題
4. 「汚染危機」回避に向けた戦略

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
— フィリピン大学法学部

1. 「フィリピン幹線道路緑化」プロジェクトの開始
2. グイマラス島の油流出：フィリピン史上最悪の大惨事
3. 反発を招いた日本フィリピン経済連携協定
4. 画期的なバイオ燃料法が発効

[ロシア] アナトリー・レベデフ
— 地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 政府の森林民営化方針と「森林利用規範」
2. 国による調査が進むサハリンの環境
3. 環境影響評価に対抗する建築法
4. G8サミットと環境保護支援
5. 公聴会が重要な手段に

[シンガポール] ケン・リャン・コー
— シンガポール国立大学 (NUS) 法学部

1. 2006年絶滅危惧種（輸出入規制）法による対策強化
2. 環境及び水道産業 (EWI) 開発審議会の設置
3. 国立生物多様性資料センター (NBRC) の設立
4. インフルエンザ大流行に対する手引書 (2006年3月) の配布
5. 再発生したインドネシアの煙霧とシンガポールの国際貢献

[スリランカ] ナラカ・グナワルデン
— TVEアジア・パシフィック

1. 武力紛争再発による生態学的・人的損失
2. どうなるポリエチレン使用禁止騒動？
3. 依然深刻な車両の排ガス
4. 自然の力による沿岸保護の取組

[タイ] ティタヤ・ワラヌサンティクル
— タイ環境研究所

1. スワンナプーム空港が騒音公害を制限
2. 廃棄蛍光灯管理に向けた取組
3. タイ北部と中部での洪水被害
4. 津波早期警告協定に関する地域協力
5. 極小規模発電事業者 (VSPP) への奨励金

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—ベトナム社会科学アカデミー国務司法
研究所

1. ベトナムが「世界をもっときれいにする」キャンペーンを開始
2. ベトナムで発見されたコウモリの稀少種
3. 法令23条により、海外資本にも森林を開放
4. 北部地域に水域環境警戒システムを設置

2007年アジアの環境重大ニュース

ISBN : 978-4-88788-045-0

発行：財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel: 046-855-3720 Fax: 046-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp
URL: <http://www.iges.or.jp>

表紙写真提供：松本奈穂子 山西芳志子
翻訳協力：株式会社ビッグアビリティ ワードマン事業部
印刷：文明堂印刷株式会社

この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。

©2008 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.